

長野県広域受援計画
素案（事務局案）

平成〇〇年〇月
長野県

目次

第1章 総則	1-1
1. 1 背景・目的等	1-1
(1) 背景	1-1
(2) 目的	1-2
(3) 対象地域	1-2
1. 2 広域受援計画の位置づけ	1-3
(1) 広域受援計画と各種防災計画の関係	1-3
(2) 広域受援計画の構成	1-3
(3) 広域受援計画の継続的な見直し	1-4
1. 3 想定災害	1-5
1. 4 広域受援計画の適用基準	1-7
1. 5 受援の範囲及び受援体制	1-8
(1) 広域受援計画が対象とする受援の範囲	1-8
(2) 受援体制・役割分担	1-8
第2章 広域防災拠点計画	2-1
2. 1 長野県における広域防災拠点の定義	2-1
2. 2 広域防災拠点計画の基本方針	2-6
(1) 広域防災拠点計画の目的	2-6
(2) 広域防災拠点の整備目的	2-6
(3) 広域防災拠点の配置ゾーン	2-6
(4) 広域防災拠点の機能	2-7
(5) 広域防災拠点施設の選定基準	2-9
2. 3 長野県における広域防災拠点施設	2-10
(1) 救助活動拠点	2-17
(2) 進出拠点	2-24
(3) 航空搬送拠点	2-25
(4) 広域物資輸送拠点	2-33
(5) 備蓄拠点	2-40
2. 4 広域防災拠点運用計画	2-41
(1) 広域防災拠点の開設	2-41
(2) 広域防災拠点との連絡調整	2-42
(3) 広域防災拠点の運営	2-43
(4) 国、他地方公共団体、関係機関等との連携体制	2-43
(5) 広域防災拠点開設の行動計画（救助活動拠点・進出拠点）	2-44
(6) 広域防災拠点開設の行動計画（航空搬送拠点）	2-47
(7) 広域防災拠点開設の行動計画（広域物資輸送拠点）	2-49

第3章 機能別活動計画	3-1
3. 1 機能別活動計画の基本方針	3-1
(1) 機能別活動計画の目的	3-1
(2) 受援業務項目	3-1
(3) 受援対象業務全体の流れ	3-2
(4) 受援に伴う費用負担及び事故時の責任	3-4
3. 2 機能別活動の行動計画及び業務カルテ	3-5
(1) 救助・消防・救命活動	3-5
(2) 航空医療搬送	3-9
(3) 緊急輸送ルート確保	3-12
(4) 行政職員支援	3-16
(5) 建築物応急危険度・宅地危険度の判定支援	3-19
(6) 避難所運営支援	3-25
(7) 住家の被害認定調査・罹災証明交付支援	3-29
(8) ボランティア・NPO等の活動調整	3-33
(9) 遺体の対応	3-37
(10) 災害廃棄物等の処理	3-40
(11) その他技術・専門職員支援	3-43
(12) 物資の確保	3-53
(13) 物資流通	3-56
(14) 救護所支援・保健指導支援・医療機関支援	3-59
(15) 要配慮者対応支援	3-62
(16) 緊急車両・優先給油施設への燃料供給	3-65
3. 3 その他	3-68
(1) 海外からの人的・物的等支援の受入れ	3-68
 第4章 今後の課題	 4-1
4. 1 計画全般の課題	4-1
(1) 計画の継続的な見直し	4-1
(2) 関係機関との連携	4-1
(3) 市町村の受援計画策定支援	4-1
4. 2 広域防災拠点計画に係る課題	4-1
(1) 広域防災拠点の運用体制の確保	4-1
(2) 広域防災拠点施設の整備	4-1
4. 3 機能別活動計画に係る課題	4-1
(1) 受援対象業務の具体化	4-1

第5章 長野県広域受援計画検討委員会における検討経緯	5-1
5. 1 検討体制	5-1
(1) 検討委員会の設置	5-1
(2) 検討委員会設置要綱	5-1
(3) 検討委員会等の構成員	5-2
5. 2 検討スケジュール	5-7
5. 3 検討委員会等の開催概要	5-8

第1章 総則

1. 1 背景・目的等

(1) 背景

- 平成23年の東日本大震災では、被災地方公共団体に対する広域応援として、全国知事会等による被災者の救援・救護や、人員の派遣等が実施された。受援側の地方公共団体では、複数の要請ルートがあることによる混乱や、受援内容を定めていなかったことによる調整困難などの課題が発生した。
- また、平成28年熊本地震では、国のプッシュ型支援¹による物資の円滑な受入れと被災者への供給や、多くの地方公共団体等から派遣される応援職員の受入れ体制など、受援に係る課題が明らかとなった。
- これらの課題を踏まえ、内閣府は、都道府県・市町村における受援体制の整備や、受援業務の整理等について示した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成29年3月）（以下、「内閣府ガイドライン」という。）をとりまとめた。
- 一方、本県では、平成26年の御嶽山の噴火及び長野県神城断層地震、平成27年4月頃から火山性地震が増加している浅間山の噴火、平成26年台風8号による南木曾町の土石流災害、あるいは県内各地で最深積雪を更新、交通網が寸断した平成26年2月豪雪による災害などに見られるように、地震災害、火山災害や近年増加傾向にある激しい気象による災害が、今後も発生することが懸念されている。
- また、本県第3次地震被害想定調査においては、糸魚川－静岡構造線断層帯の地震や、平成23年の東北地方太平洋沖地震級の南海トラフの巨大地震を想定し、今後の効果的な防災・減災対策を推進することとしている。
 - ・ 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（全体(Mj8.5)、北側(Mj8.0)、南側(Mj7.9)）²
 - ・ 長野盆地西縁断層帯の地震（Mj7.8）
 - ・ 伊那谷断層帯（主部）の地震（Mj8.0）
 - ・ 阿寺断層帯（主部南部）の地震（Mj7.8）
 - ・ 木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震（Mj7.5）
 - ・ 境峠・神谷断層帯（主部）の地震（Mj7.6）
 - ・ 想定東海地震（Mw8.0）³
 - ・ 南海トラフ巨大地震（基本ケース(Mw9.0)、陸側ケース(Mw9.0)）
- さらに、県内を流れる国管理の千曲川・犀川及び天竜川については、浸水想定区域図が平成28年に更新され、従来想定してこなかった想定最大規模の降雨による浸水への対応が求められている。

¹ プッシュ型支援：国が被災都道府県からの具体的な要請を待たずに、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送すること。

² Mj（気象庁マグニチュード）：地震時の地面の動き（変位）の最大値から計算される、地震の規模を表す指標。

³ Mw（モーメントマグニチュード）：地震時の岩盤のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）に基づき計算される、地震の規模を表す指標。

(2) 目的

- 本県では、大規模災害発生時において、被災市町村が、県や被災していない県内市町村の支援のみでは十分な応急・復旧活動や被災者支援を実施することが困難となった場合に備え、県が全国的な応援を円滑に受け入れ、被災市町村を支援できるよう、長野県広域受援計画（以下、「広域受援計画」という。）を策定することとした。
- 広域受援計画では、支援を必要とする業務、担当課、受援窓口、市町村・関係機関等との調整の流れ及び必要な連携手順を明確化することにより、所管部局間の連携、一貫した指揮系統、関係機関への支援要請の迅速な伝達を実現し、多方面からの人的・物的支援を十分に活かすことを目指す。
- 平成 30 年 6 月から平成 31 年 2 月にかけて、長野県広域受援計画検討委員会及び同専門部会（3 部会：救助活動専門部会、人的支援専門部会、物的支援専門部会）、広域防災拠点ワーキンググループ（3 ワーキンググループ：救助活動拠点、航空搬送拠点、広域物資輸送拠点）を開催し、平成 30 年 3 月に策定した広域受援計画の基本的な考え方を示す長野県広域受援計画基本構想（以下、「基本構想」という。）や、専門的・技術的見地からの助言等を踏まえ、広域受援計画を策定した（第 5 章参照）。
- 広域受援計画は、大規模災害の発生時に長野県が実施する受援の基本的な考え方を定めた「第 1 章 総則」、国や他都道府県等から外部支援を適切に受けるための広域防災拠点の施設等について定めた「第 2 章 広域防災拠点計画」、県外からの支援が必要な業務を機能別に、関係機関の役割と業務の流れを定めた「第 3 章 機能別活動計画」から構成される。

(3) 対象地域

- 広域受援計画の対象地域は、長野県内全域とする（図 1-1）。

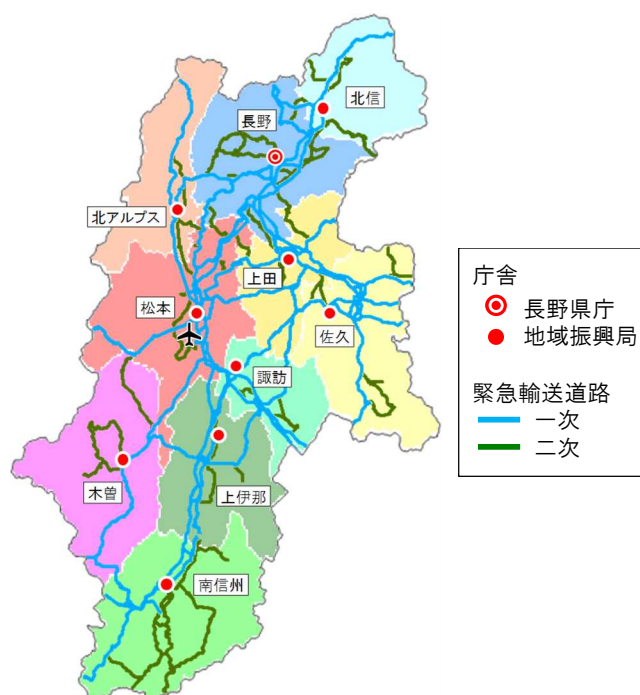


図 1-1 長野県管内図

1. 2 広域受援計画の位置づけ

(1) 広域受援計画と各種防災計画の関係

- 現在、本県においては災害対策基本法に基づく法定計画である地域防災計画のほか、任意計画である業務継続計画、職員の応急対策活動マニュアルなどの各種の計画・マニュアル等を運用している。
- 広域受援計画において受援対象とする業務は、想定される災害対応の規模と、現有の人的・物的リソースを踏まえ、長野県業務継続計画に定められた非常時優先業務の中から選定した。また、復旧・復興業務についても、必要に応じて受援対象とした（図1-2）。

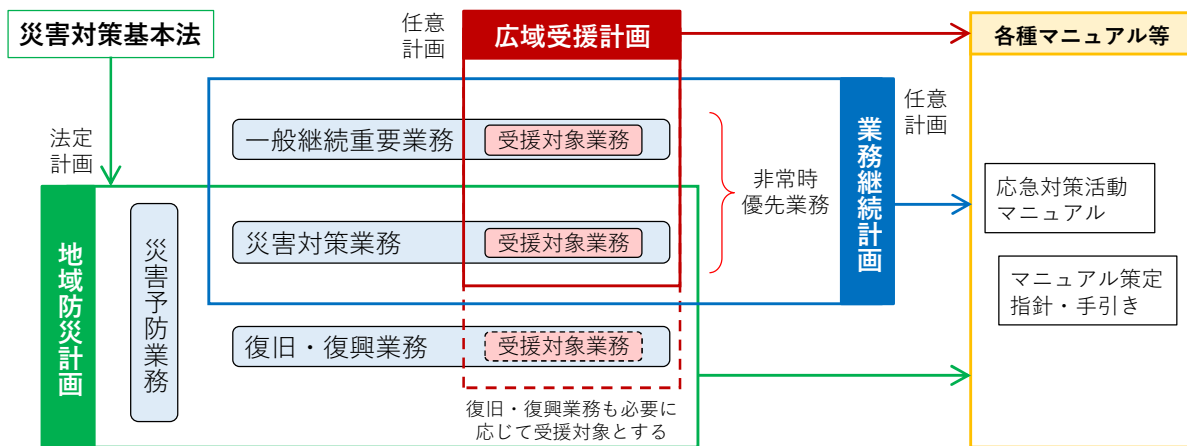


図1-2 広域受援計画と県の防災関連計画の関係

(2) 広域受援計画の構成

- 広域受援計画は、「広域防災拠点計画」及び「機能別活動計画」から構成される（図1-3）。
- 広域防災拠点計画では、地方公共団体及び関係機関と調整の上、想定災害（地震、風水害、火山災害等）、地域の自然条件（地形、気候等）や社会条件（周辺地方公共団体との連携、市街地・集落の形態、道路状況等）等を考慮して、広域防災拠点を選定した（県地域防災計画（平成30年3月）風水害対策編 第2章 第5節 第3「7 広域防災拠点の確保」に相当）。
- 機能別活動計画では、県による支援や県市町村災害時相互応援協定による支援の人的・物的リソースを大幅に超過し、県外からの支援が必要な業務を機能別に整理し（救助・消防・救命活動、緊急輸送ルートの確保、人的支援（応援職員の受入れ）、物的支援、医療・保健・福祉活動、燃料調達）、業務の具体化や、対応の流れ及び調整窓口の明確化を行った。
- 県内のリソース不足等に伴う県外への広域避難や災害廃棄物等の広域処理など、他都道府県内において実施される応援についても本計画で扱うこととした。

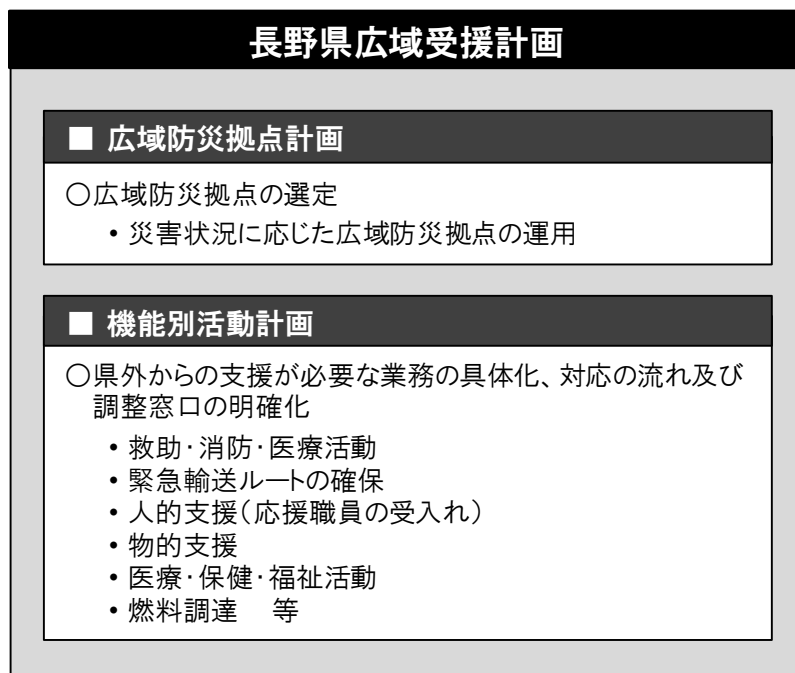


図 1-3 広域受援計画の構成

(3) 広域受援計画の継続的な見直し

- 本計画は、上位関連計画の修正や、本県の情勢、関係機関の体制の変化、今後発生する災害への対応で得られる新たな知見、本計画に基づき実施する訓練の結果等を踏まえ、継続的に更新していくものとする。

1. 3 想定災害

- 外部支援を受けるような、以下の大規模地震災害、風水害、火山災害（表1-1～表1-3）を想定する。

表1-1 想定災害（地震災害）

想定災害	出典
① 長野盆地西縁断層帯の地震(Mj7.8) ② 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震(全体(Mj8.5)) ③ 伊那谷断層帯(主部)の地震(Mj8.0) ④ 南海トラフの巨大地震(陸側ケース、冬)(Mw9.0)	長野県第3次地震被害想定調査 (図1-、表1-4)
○首都直下地震 ・緊急対策区域指定市町村(南佐久郡 川上村、南相木村、北相木村)に対する支援の実施を想定	内閣府「首都直下地震緊急対策区域」(平成27年3月31日現在)

表1-2 想定災害（風水害）

想定災害	出典
○千曲川・犀川浸水想定 (想定最大規模)	国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所 「信濃川水系信濃川(千曲川)浸水想定区域図」 「信濃川水系犀川浸水想定区域図」
○天竜川浸水想定 (想定最大規模)	国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所 「天竜川水系天竜川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)」

表1-3 想定災害（火山災害）

想定災害	出典
① 浅間山 ・大規模噴火(天明・天仁噴火と同規模) ・融雪型火山泥流	国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所「浅間山火山防災マップ」
② 焼岳 ・マグマ噴火(噴火警戒レベル4・5)	松本市「焼岳火山防災基本図」
③ 乗鞍岳 ・剣ヶ峰周辺を噴火口とした場合の噴火	岐阜県「乗鞍岳火山防災マップ」
④ 御嶽山 ・噴石、火砕流、火砕サージ、融雪型火山泥流 予想図	御嶽山火山防災協議会 「御嶽山火山ハザードマップ」
⑤ 草津白根山 ・噴石、火山灰、土石流、泥流、火山ガスの危険 区域	草津町・嬭恋村・長野原町・六合村 「草津白根山火山防災マップ」
⑥ 新潟焼山 ・噴石、降灰、火砕流、融雪型火山泥流予想図	糸魚川市 「下早川地区の融雪型火山泥流(想定図)」 「上早川地区の融雪型火山泥流(想定図)」

- その他の想定災害や、激しい気象（豪雪等）、土砂災害等による災害などについては、上記の想定災害で検討した機能・規模を有する広域防災拠点の活用を基本とする。

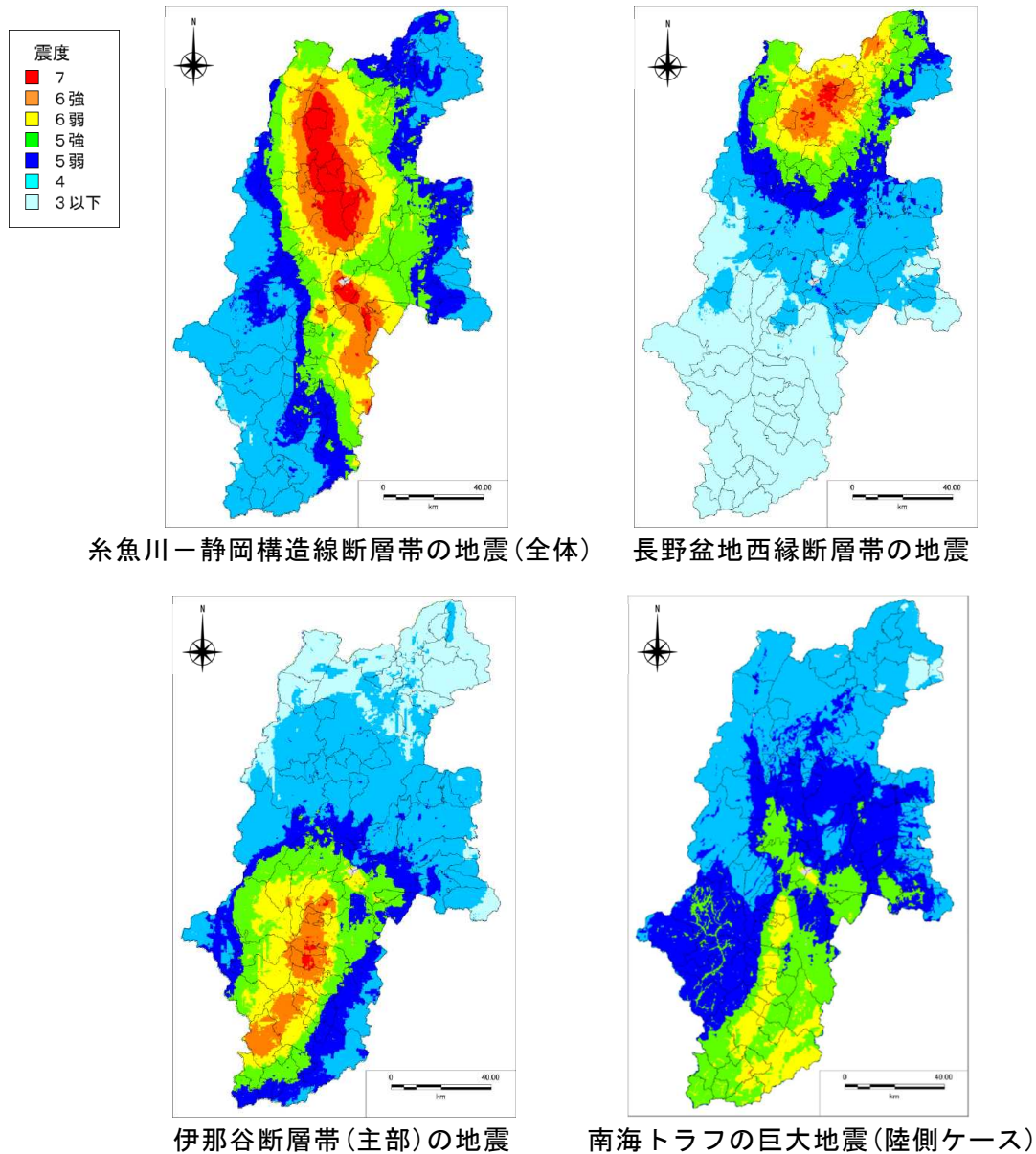


図 1-4 長野県第 3 次地震被害想定による震度分布

表 1-4 第 3 次被害想定によるエリア別被害想定 (糸魚川-静岡構造線断層帯の地震 (全体))

地区	広域圏	全壊・焼失棟数 ^{※1}	死者数 ^{※2}	重傷者数 ^{※3}	避難所避難者数 ^{※1}
北信地区	北信	0	0	10	260
	長野	21,080	860	3,900	42,860
中信地区	大北	4,270	280	1,100	7,930
	松本	36,880	1,600	6,740	64,100
	木曾	0	0	0	0
東信地区	上小	7,820	2,120	1,740	17,780
	佐久	30	0	50	1,190
南信地区	諏訪	24,770	1,980	4,690	40,400
	上伊那	3,060	210	930	9,100
	飯伊	0	0	20	170
計		97,940	7,060	19,210	183,770

被害が最大となるケースの想定値：

※1 冬 18 時・強風時 ※2 夏 12 時・強風時 ※3 被災 2 日後、冬深夜・強風時

1. 4 広域受援計画の適用基準

- 広域受援計画においては、外部支援を受けるような状況を想定することから、原則として県内市町村及び県のみでは対応が困難な大規模災害を対象とする。
- ただし、より規模の小さい災害における受援にも柔軟に対処できるよう、長野県地域防災計画に定める災害応急対策の活動体制のうち、「非常体制」、「緊急体制」及び「全体体制」がとられたとき、本計画に基づき行動を開始するものとし、広域受援計画の部分的な適用も可能とする（表1-5）。

表1-5 県の災害応急対策活動体制と広域受援計画の適用

活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準	計画の適用
警戒一次体制	○ 災害発生前の体制で、情報収集・伝達を行う。（警戒二次体制以降に継続するための事前対策） ○ 危機管理部長が必要と認めた場合、増員を行う。	右の基準に該当した時から、注意報等が解除された時又は危機管理部長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで。	◎ 県下に震度3の地震が発生した時 ◎ 県下に震度3未満の東南海・南海地震が発生した時（単独で発生した時も同様） ◎ 大雨・洪水注意報、暴風雪・大雪警報、暴風・大雨・洪水警報発表時 ◎ 火口周辺警報（噴火警戒レベル2、火口周辺規制）発表時<レベル未導入の火山においては火口周辺警報（火口周辺危険）発表時> ○ 県内の市町村で住民に対し避難準備・高齢者等避難開始が発表された場合（危機管理部は班体制） ○ 災害が発生するおそれのある時で危機管理部長が必要と認めた時	—
警戒二次体制	○ 災害発生前の体制で、各部局連絡網の確認、情報収集等を行う。 ○ 災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行いうる体制とする。	右の基準に該当した時から、危機管理部長が配備の必要がないと認めた時又は他の体制に移行した時まで。	◎ 県下に震度4の地震が発生した時 ◎ 火口周辺警報（噴火警戒レベル3、入山規制）発表時<レベル未導入の火山においては火口周辺警報（入山危険）発表時> ○ 県内の市町村で住民に対し避難勧告又は避難指示（緊急）が発令された場合 ○ 以下のいずれかの状況下で危機管理部長が必要と認めた時 ・ 暴風・大雨・洪水警報発表時 ・ 土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報発表時 ・ 災害が発生した時 ・ 重大な災害が発生するおそれのある時 ・ その他必要と認めた時	—
非常体制	○ 災害発生直前又は発生後の体制で、警戒二次体制を強化し、情報収集を行い、応急体制の準備を整える。 ○ 事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置し、情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行いうる体制とする。	右の基準に該当した時から、知事が配備の必要がないと認めた時又は他の体制に移行した時まで。	◎ 県下に震度5弱及び5強の地震が発生した時 ◎ 大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報発表時 ○ 長野地方気象台より大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表に関する情報の事前提供があった時 ◎ 噴火警報（噴火警戒レベル4、避難準備） ○ 以下のいずれかの状況下で知事が必要と認めた時 ・ 暴風・大雨・洪水警報発表時 ・ 土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報発表時 ・ 災害が発生した時 ・ 激甚な災害が発生するおそれのある時	○
緊急体制	○ 災害発生後の体制で、非常体制を強化し、広域的又は大規模災害に対処する体制をとる。	右の基準に該当した時から、知事が配備の必要がないと認めた時又は他の体制に移行した時まで。	◎ 県下に震度6弱の地震が発生した時 ◎ 噴火警報（噴火警戒レベル5、避難）発表時<レベル未導入の火山においては噴火警報（居住地域嚴重警戒）発表時> ○ 大規模な災害が発生した場合、県下全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合等で知事が必要と認めた時	○
全体体制	○ 県の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。 ○ 災害の推移により、必要な人員による体制を構築する。	右の基準に該当した時から、知事が配備の必要がないと認めた時又は他の体制に移行した時まで。	◎ 県下に震度6強及び7の地震が発生した時 ◎ 南海トラフ地震が発生した場合 ◎ 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合 ○ 県下全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、知事が必要と認めた時	○

出典)長野県地域防災計画(平成30年3月) 風水害対策編 第3章第3節 非常参集職員の活動に加筆

1. 5 受援の範囲及び受援体制

(1) 広域受援計画が対象とする受援の範囲

- 長野県広域受援計画が対象とする「受援」の範囲は、下記のとおりとする（図1-5）。また、被災市町村は、被害の規模に応じて、段階的に応援要請を行う（①⇒②⇒③）。
- ① 「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援
- ② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援
- ③ 他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援（県において調整）
- ④ 他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援

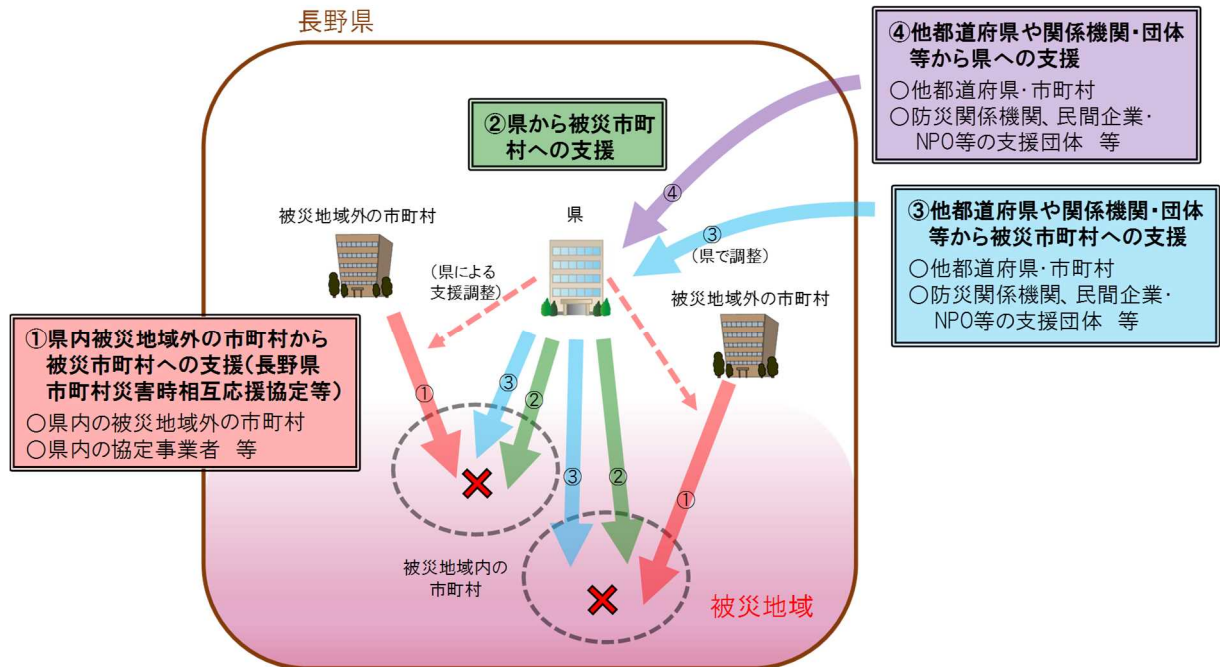


図1-5 長野県広域受援計画が対象とする受援の範囲イメージ

(2) 受援体制・役割分担

1) 受援体制

- 県の受援体制については、内閣府ガイドラインを踏まえ、長野県地域防災計画に基づく県災害対策本部「本部室」の役割を精査した上で、市町村や関係機関等に対する一元的な受援窓口の役割を担う「応援・受援本部」を、新たに本部室内に位置づけた（図1-6）。
- 応援・受援本部は、「広域防災拠点担当」、「人的応援・受援担当」及び「物資調整担当」により構成される。
- 広域防災拠点の利用に係る現地調整については、拠点が立地する地方部が担う。
- 人的応援・受援の調整については、職種に応じた本部室の各担当又は各部の担当班が担う。

- 物的応援・受援については、応援・受援本部 物資調整担当が一貫して担う。

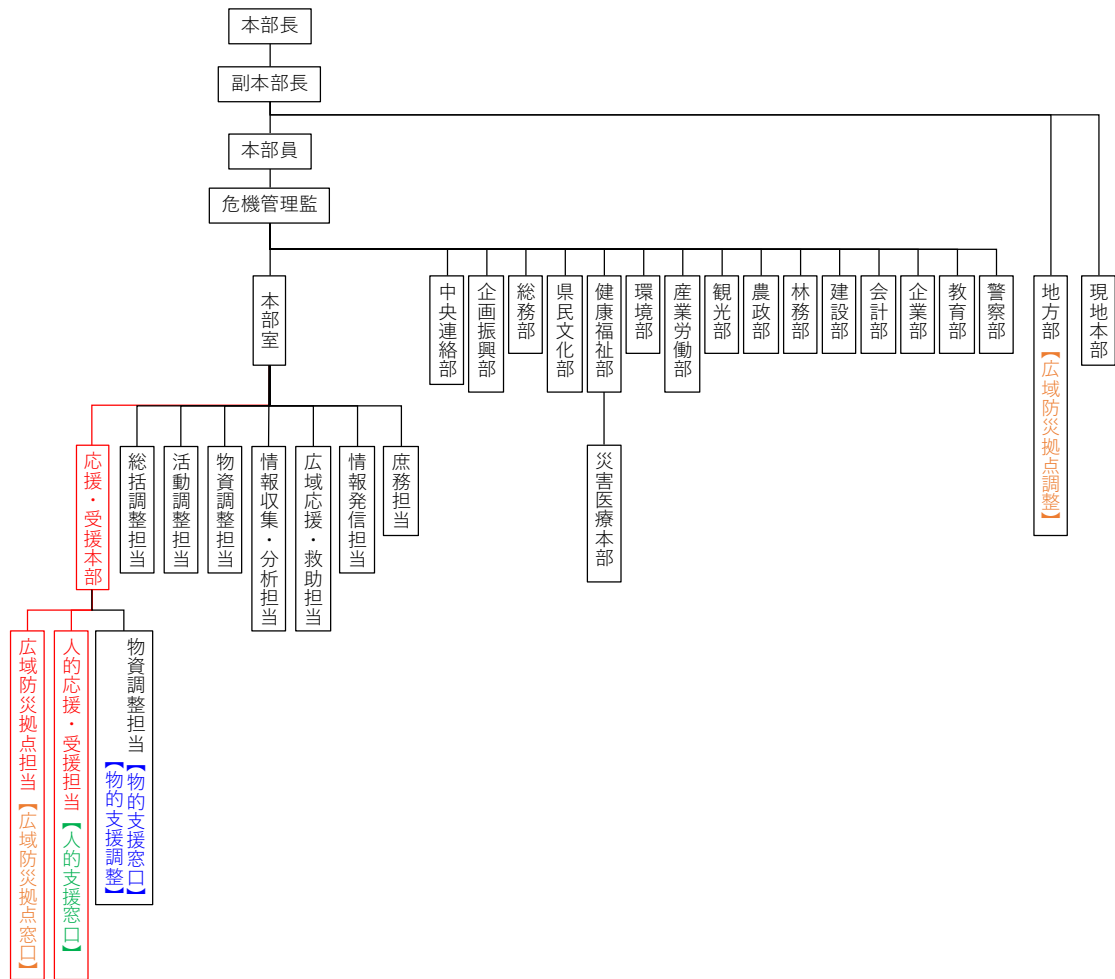


図 1-6 長野県災害対策本部における受援体制

2) 受援における役割分担

- 応援・受援本部の役割分担を表 1-6 に示す。
- 「広域防災拠点担当」は、大規模災害時に、本県の複数方面に設置される広域防災拠点について、広域防災拠点の開設状況や、拠点を利用している部隊の規模・活動状況、対応上の課題等を一元的に把握する。
- 広域防災拠点施設が立地する地方部は、拠点施設の管理者、立地市町村や拠点を利用する関係機関と、拠点利用に係る現地調整を実施する。
- 「人的応援・受援担当」は、人的支援の窓口として、全国知事会や応援都道府県等の関係機関からの応援職員派遣を受け付け、職種に応じて本部室の各担当や、各部の担当班に調整を引き継ぐ。
- 「物資調整担当」は、従前の分掌を引き継ぎ、物資の確保及び輸送に関する支接受入れ・調整を一元的に実施する。

表 1-6 応援・受援本部の役割分担

「応援・受援本部」の主な機能	受援担当
1. 受援に関する状況把握・とりまとめ <ul style="list-style-type: none"> 被災市町村の人的・物的資源に関する受援ニーズを把握し、とりまとめる 被災市町村の人的・物的資源に関する受援状況を把握し、とりまとめる 	
2. 応援に関する状況把握・とりまとめ <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体や関係機関からの応援申し出(応援可能性)を把握し、とりまとめる 地方公共団体や関係機関からの応援状況を把握し、とりまとめる 	人的支援： 応援・受援本部 人的応援・受援担当 物的支援： 応援・受援本部 物資調整担当
3. 応援・受援調整及び調整会議の実施 <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体や関係機関と調整する 被災市町村と調整する調整会議を開催・運営する(市内各班/課、応援側リエゾン) 地方公共団体や関係機関からの応援状況を把握し、とりまとめる 	
4. 応援職員の調整及び市内からの応援に関する状況把握・とりまとめ <ul style="list-style-type: none"> 被災市町村の業務支援のための市内職員の応援に関して調整する 県内の被災していない市町村と応援職員に関して調整する 被災市町村向け市内応援の把握・とりまとめ(被災県への応援も含む) 	人的支援： 災害対策本部室の各担当 担当各部
5. 資源の調達・管理 <ul style="list-style-type: none"> 人的・物的資源に関するニーズと、現状の受入れ状況から、資源の過不足を整理する 被災地の状況を踏まえ、今後求められる業務内容を検討し、必要となる資源を見積もる 今後、必要となる人的・物的資源を要請する 応援受援管理帳票を作成し、資源管理を行う 	人的支援： 応援・受援本部 人的応援・受援担当 物的支援： 応援・受援本部 物資調整担当
6. 広域防災拠点の状況把握・とりまとめ及び開設・利用機関調整 <ul style="list-style-type: none"> 被害の発生状況や、広域応援部隊、支援物資に関するニーズと現状の受入れ状況から、使用する広域防災拠点の決定及び利用機関の割り当て等の調整を実施する 支援の受入れ状況の変化に応じて、広域防災拠点の利用調整を行う 	応援・受援本部 広域防災拠点担当
(地方部の機能) 1. 広域防災拠点の利用に関する現地調整 <ul style="list-style-type: none"> 広域防災拠点の利用状況や、利用上の課題・要望等の現場情報を収集し災害対策本部へ報告する 災害対策本部における決定事項を現場へ伝達する職員(リエゾン)の派遣を行う 	広域防災拠点が立地する地方部
(地方部の機能) 2. 市町村の被害情報の把握・受援ニーズの集約 <ul style="list-style-type: none"> リエゾンを市町村に派遣し、被害情報及び受援ニーズを把握するとともに、災害対策本部へ報告する 	地方部

第2章 広域防災拠点計画

2.1 長野県における広域防災拠点の定義

「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（内閣府、平成29年6月）（以下、「南海トラフ地震具体計画」という。）による防災拠点等の定義を参考に、本県の広域防災拠点を表2-1に示す拠点で構成される拠点群として定義する。

表2-1 長野県における防災拠点の定義

拠点	定義※	備考
広域防災拠点	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県が全国の防災関係機関から災害応急対策活動に係る広域応援を受けるために設置する防災拠点。 （上記の防災拠点のうち、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資の受入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う拠点を「大規模な広域防災拠点」としている） 	
進出拠点	<ul style="list-style-type: none"> 広域応援部隊・応援職員が応援を受ける都道府県に向かって移動する際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの 	長野県において下線部を加筆
救助活動拠点	<ul style="list-style-type: none"> 各部隊が被災地域において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う後方支援拠点として、都道府県及び市町村があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの 電源車や通信車等の特殊車両の待機場所となる拠点 	長野県において下線部を加筆
航空搬送拠点	<ul style="list-style-type: none"> 航空機による医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であり、SCU⁴が設置可能なもの （県内の航空搬送拠点） 県内の航空搬送拠点は、基本的には周辺の災害拠点病院と一体となつて、当該病院等から搬送される患者をSCUにて受け入れ、航空機による医療搬送するための拠点である。本県はこのために必要なDMATその他の人材の配置、資機材・物資の配備を行う。 （県外の航空搬送拠点） 長野県内からの患者を受入れ、周辺医療機関へ搬送するための拠点 	長野県において下線部を加筆・変更
広域物資輸送拠点	<ul style="list-style-type: none"> 国等から供給される物資を被災府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて送り出すための拠点であって当該府県が設置するもの 	
地域内輸送拠点	<ul style="list-style-type: none"> 広域物資輸送拠点等から供給される物資を被災市町村が受け入れ、避難所に向けて当該市町村が物資を送り出すために設置する拠点 	
被災地域内進出拠点	<ul style="list-style-type: none"> 応援職員が被災市町村や災害現場等へ向かう際の中継拠点（振興局の庁舎等を想定） 	長野県において定義

※「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（内閣府、H29.6）による定義に加筆・変更

⁴ SCU（航空搬送拠点臨時医療施設、Staging Care Unit）：航空機での搬送に際して患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、被災地及び被災地外の航空搬送拠点に、広域医療搬送や地域医療搬送に際して設置されるもの。

本県における広域防災拠点の活用イメージを図2-1に示す。

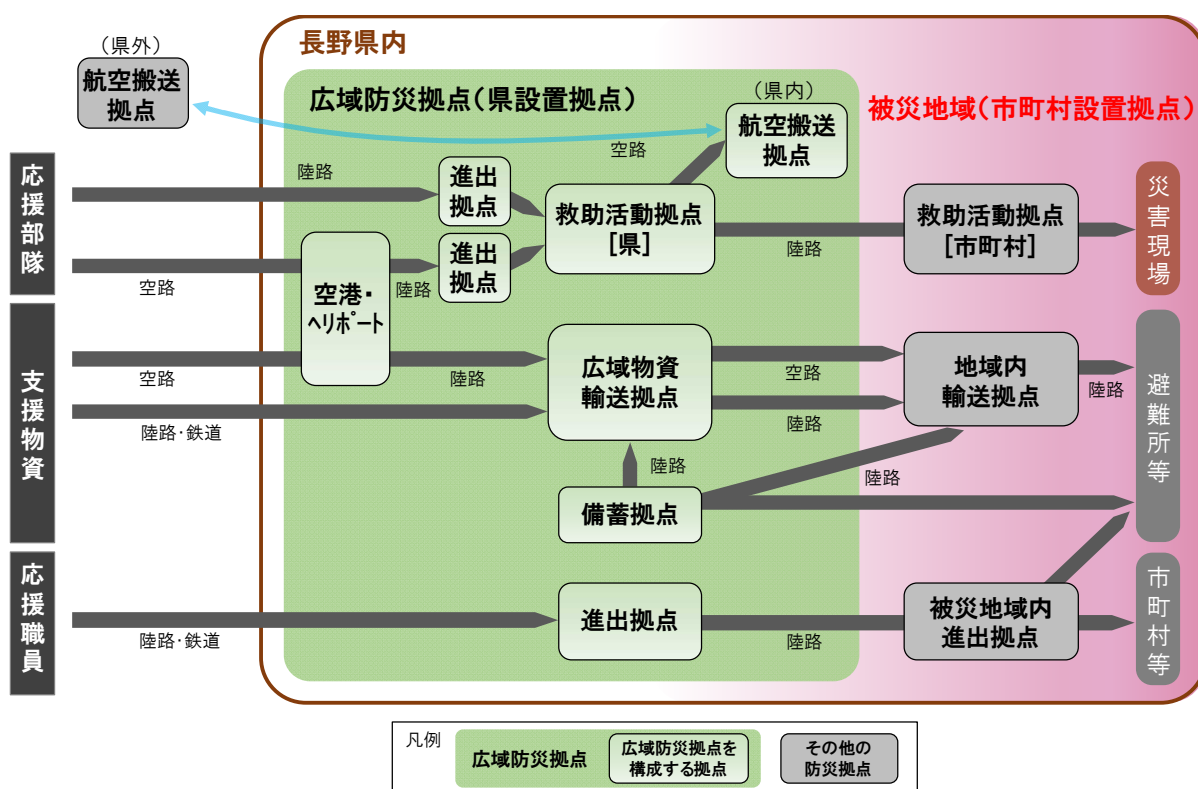


図2-1 長野県における広域防災拠点等の活用イメージ

<広域防災拠点の活用>

①広域応援部隊による進出拠点や救助活動拠点の活用 (図2-2)

- ・広域応援部隊は、陸路又は空路（空港・ヘリポートを利用）により各機関があらかじめ指定した進出拠点に集結
- ・県が設置する救助活動拠点に移動し、被害情報、道路情報等の必要な情報を収集した後、被災地域内に市町村が設置する救助活動拠点へ進出
- ・県が設置する救助活動拠点については、広域応援部隊が交代するベースキャンプ、自衛隊の補給拠点や、特殊車両の待機場所となる後方支援拠点としても活用
- ・航空搬送拠点では、救助された被災者を県外へ搬送する広域医療搬送を実施

②県や被災市町村に向かう応援職員による進出拠点の活用 (図2-3)

- ・応援職員は、被災地域外の進出拠点（県合同庁舎等）に集結し、被害情報、道路情報等の必要な情報を収集した後、被災地域内の進出拠点（県合同庁舎等）へ進出

③広域物資輸送拠点の活用 (図2-4)

- ・陸路又は空路（空港・ヘリポートを利用）により、国や他都道府県等から供給された支援物資を受け入れ、被災地域内の市町村へ配分

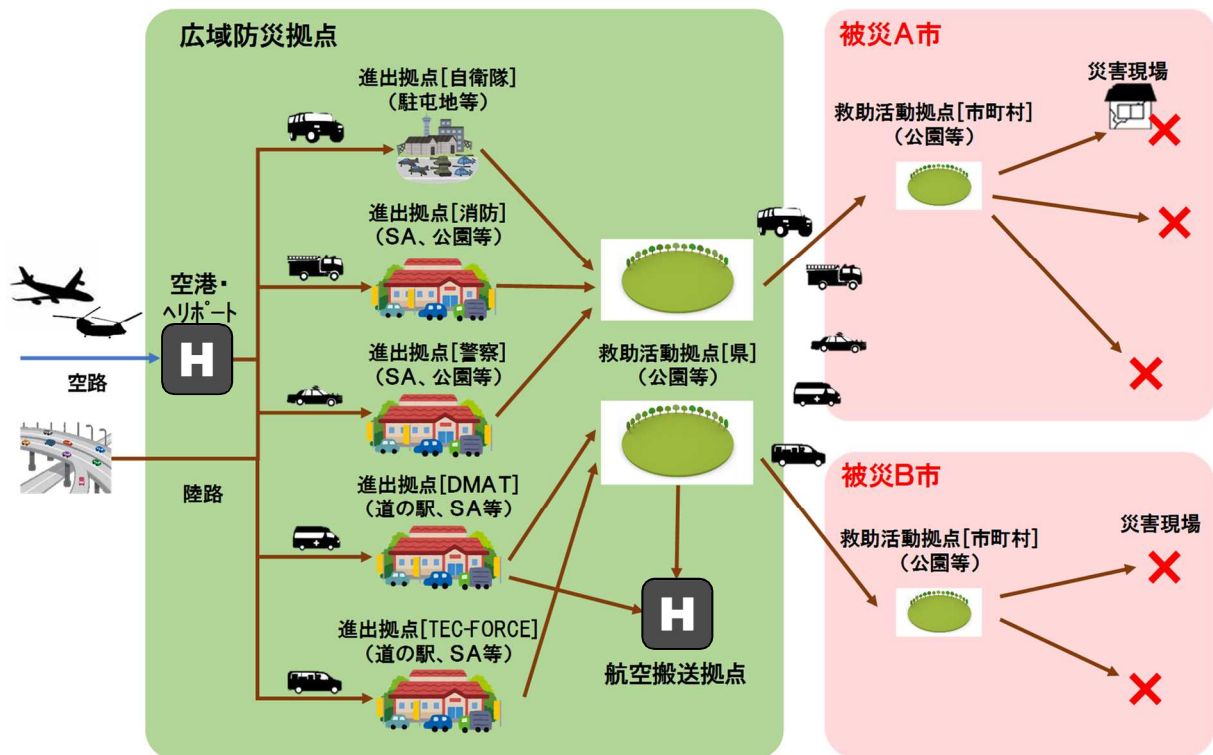
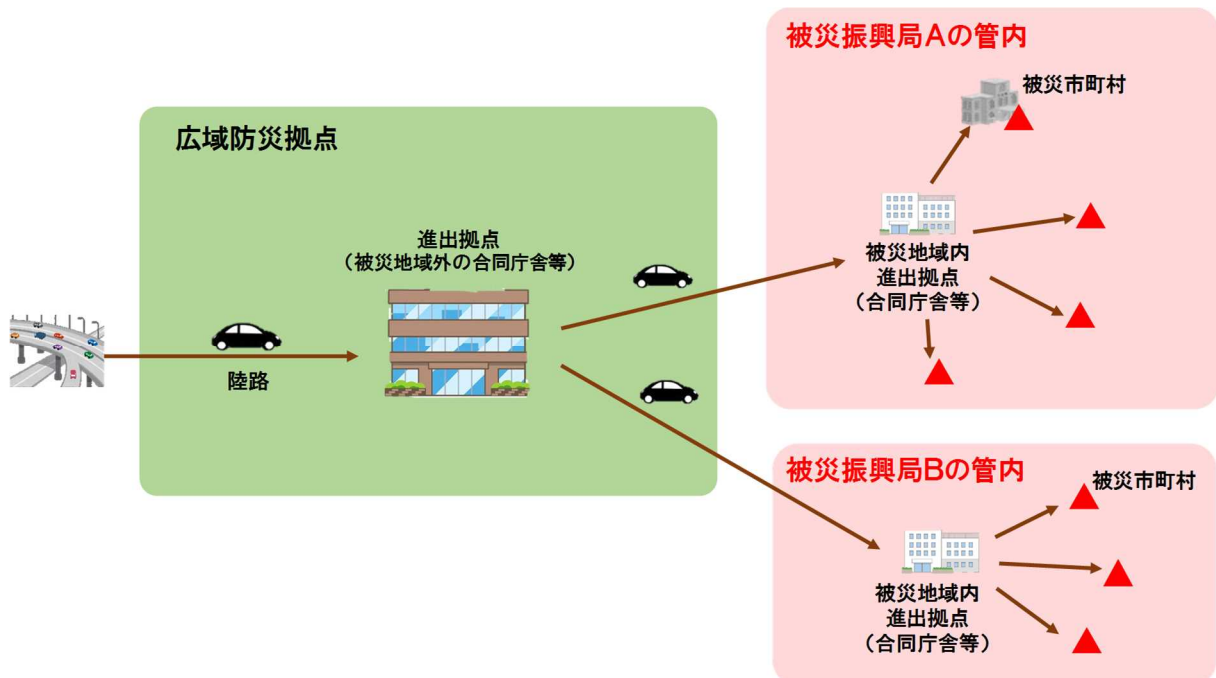


図 2-2 広域防災拠点の利用イメージ【広域応援部隊】



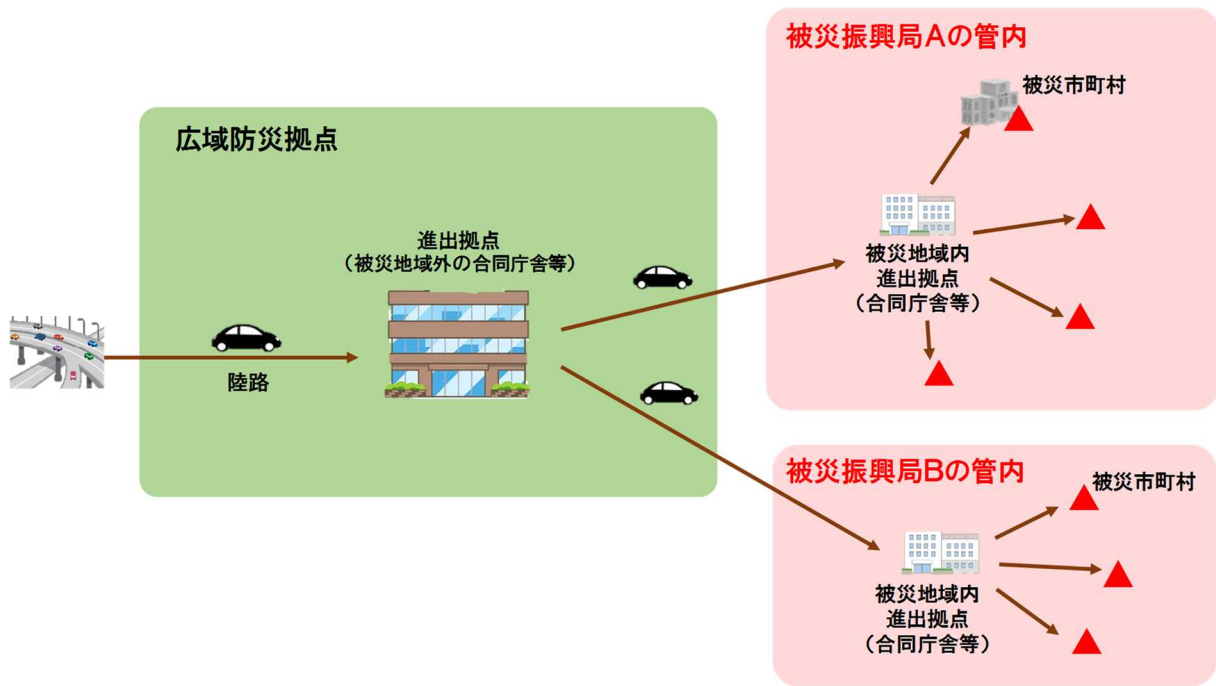


図 2-3 広域防災拠点の利用イメージ【応援職員】

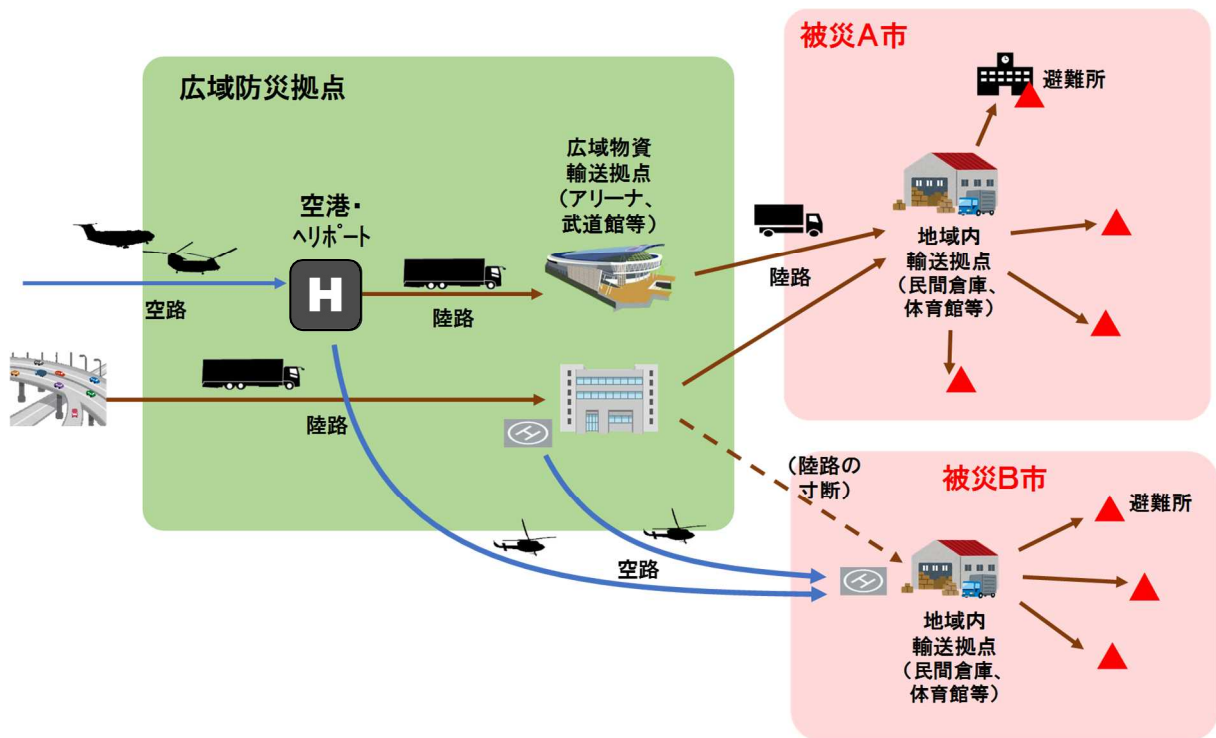


図 2-4 広域防災拠点の利用イメージ【支援物資】

<広域防災拠点における県及び市町村（指定管理者を含む）の役割分担>

県：被害情報、道路情報等の提供、県管理施設の運営管理（開設等）、市町村との施設利用調整

市町村：市町村管理施設の運営管理（開設等）、県との施設利用調整

<地域内輸送拠点における役割分担>

県：市町村に配分する支援物資の搬入

市町村：避難所に配布する支援物資の保管、荷さばき、搬出

2. 2 広域防災拠点計画の基本方針

(1) 広域防災拠点計画の目的

- 広域防災拠点計画は、大規模災害時における県外からの応援部隊や支援物資の規模や、受入れに必要な拠点機能を想定し、候補施設をあらかじめ選定しておくことにより、県及び市町村に対する人的・物的支援を円滑に受け入れることを目的とする。
- 広域防災拠点計画は、県内の情勢の変化や、広域防災拠点施設の整備状況の変化等を踏まえ、継続的に更新していくものとする。

(2) 広域防災拠点の整備目的

- 広域防災拠点の整備は、様々な災害リスクを有する広い山岳県である本県において、大規模災害時にも陸路・空路を活用し、各方面から迅速な救助・消防・救命活動や支援物資の輸送、応急復旧活動等に係る支援を受け入れることを目的とする。

(3) 広域防災拠点の配置ゾーン

- 常に複数の広域防災拠点を配置できるよう、以下の5つのゾーンを本県における広域防災拠点配置ゾーンとして選定した（図2-5）。

想定災害時の広域防災拠点の活用案を表2-2に示す。

- ①長野ゾーン
- ②松本ゾーン
- ③上田・佐久ゾーン
- ④諏訪ゾーン
- ⑤伊那・飯田ゾーン

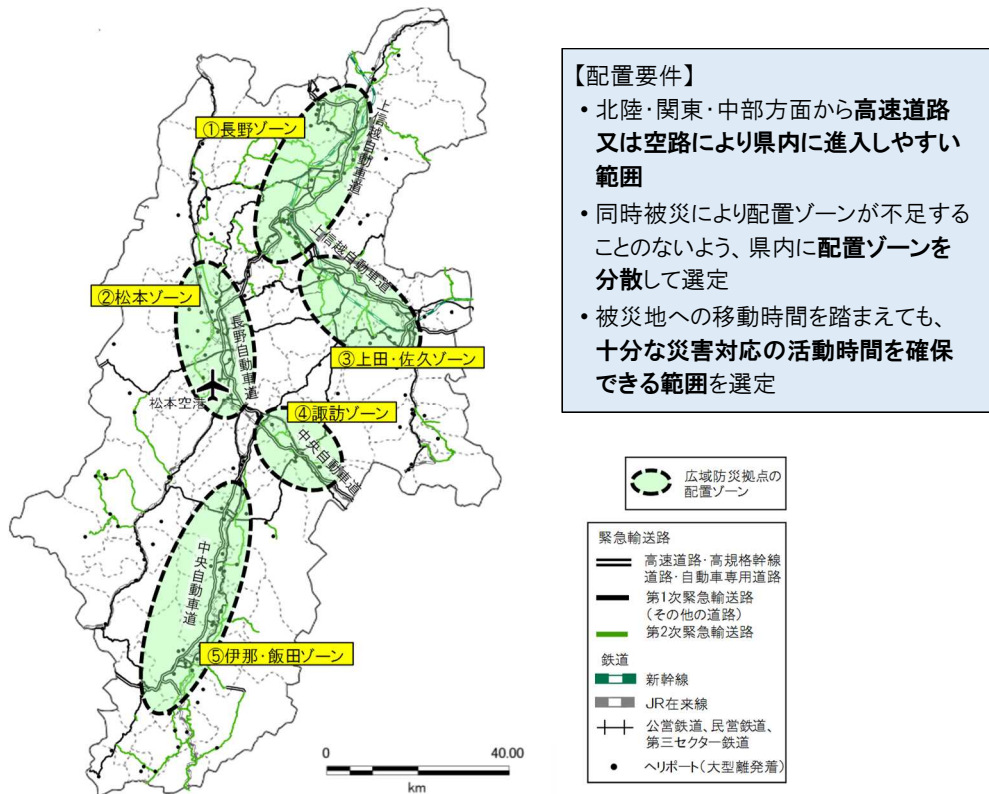


図 2-5 長野県における広域防災拠点の配置ゾーン

表 2-2 想定災害時の広域防災拠点の活用案

広域防災拠点の活用が見込まれる想定災害		長野県における広域防災拠点の活用(案)				
		①長野ゾーン	②松本ゾーン	③上田・佐久ゾーン	④諏訪ゾーン	⑤伊那・飯田ゾーン
地震	糸魚川・静岡構造線断層帯の地震(全体)	○		○		○
	長野盆地西縁断層帯の地震		○	○		
	伊那谷断層帯(主部)の地震		○		○	
	南海トラフの巨大地震(陸側ケース)		○		○	
	首都直下地震			○	○	
風水害(千曲川・犀川浸水想定、天竜川浸水想定)			千曲・天竜	千曲	天竜	
火山災害(浅間山、焼岳、乗鞍岳、御嶽山、草津白根山、新潟焼山)		浅間・草津白根・新潟焼山	浅間・焼岳・乗鞍・御岳		浅間	焼岳・乗鞍・御岳

(4) 広域防災拠点の機能

○ 既往の広域防災拠点整備計画等における広域防災拠点の機能を踏まえ、広域防災拠点の配置ゾーンと位置づけから、各広域防災拠点が保有すべき機能を表 2-3 に示す 8 機能とした。

表 2-3 広域防災拠点が保有すべき機能

No	広域防災拠点の機能	機能の概要	機能を保有すべき広域防災拠点の種類				
			救助活動拠点	進出拠点	航空搬送拠点	広域物資輸送拠点	備蓄拠点
1	支援物資の中継・分配機能	国等から供給される物資を被災都道府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて送り出すための機能				○	
2	広域応援部隊の一時集結・ベースキャンプ機能	各部隊が被災地域において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う後方支援機能	○				
3	他の都道府県からの応援職員の一時集結拠点	他の都道府県からの応援職員の集結場所の提供や、情報提供等の派遣支援を行う機能		○			
4	災害医療支援機能	災害拠点病院での処置可能又は空床状況等の受入れ可能状況の分かる情報の把握、災害時医療に必要な医薬品、医療用資機材・設備の提供等の支援、広域後方医療機関に傷病者を搬送するためのヘリコプター及びヘリポート等の確保等といった災害時医療の補完・支援機能			○		
5	物資等の備蓄機能	地域の被災者や広域防災拠点を活用する広域応援部隊の水、食糧、応急復旧用資機材等の備蓄機能					○
6	連絡調整・情報提供機能	災害対策本部から広域応援部隊等への情報提供機能、災害対策本部への報告・連絡調整機能	○	○	○	○	○
7	ヘリポート機能	緊急輸送機能を確保するためのヘリコプターの離着陸場所、給油スペース及び駐機場、情報提供機能	○		○	○	
8	空港機能	物資輸送、航空搬送のための固定翼機の離発着機能、航空管制機能、航空機の給油・整備機能	○		○	○	

(5) 広域防災拠点施設の選定基準

- 広域防災拠点施設（又は候補施設）の選定は、広域防災拠点の機能特性を踏まえた表2-4の選定基準に基づき実施した。

表2-4 広域防災拠点施設の選定基準

No	広域防災拠点の種類	選定基準
1	救助活動拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○長野県広域受援計画基本構想に示した候補施設（案）に基づき検討する。 ○水道施設、トイレ、ヘリポート、ICからの距離等を整理し、各施設の利便性を評価する。 ○土砂災害警戒区域内に位置する施設は対象外とする。 ※浸水リスク、火山現象リスクは、拠点活用上の留意事項として整理する。 ○関係機関へ救助活動拠点として活用可能か確認する。
2	進出拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○進出拠点は、以下の通り設定する。 応援職員：長野県合同庁舎（10庁舎） 応援部隊：既存の進出拠点
3	航空搬送拠点候補施設	<ul style="list-style-type: none"> ○災害拠点病院近隣に位置するヘリポート（大型ヘリ対応可能）を航空搬送拠点の候補施設とする。 ○各配置ゾーンにおいて候補施設を選定する（松本ゾーンは松本空港に選定済み）。 ○松本空港における航空搬送拠点の施設規模・仕様等に基づき、他ゾーンにおけるSCUの設置方法について検討する（県庁関係部局にて検討）。 ○土砂災害警戒区域内に位置する施設は対象外とする。 ※浸水リスク、火山現象リスクは、拠点活用上の留意事項として整理する。
4	広域物資輸送拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○長野県広域受援計画基本構想に示した候補施設（案）に基づき検討する。 ○耐震性、建屋の床面積、フォークリフト・大型トラックの利用可否、近隣のヘリポート有無、ICからの距離等を整理し、各施設の利便性を評価する。 ○土砂災害警戒区域内に位置する施設は対象外とする。 ※浸水リスク、火山現象リスクは、拠点活用上の留意事項として整理する。 ○関係機関へ広域物資輸送拠点として活用可能か確認する。
5	備蓄拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○備蓄拠点は、県で整備している備蓄品の保管場所の利用を基本とする。（合同庁舎＋県備蓄物資倉庫。アルファ化米33,000食、飲料水500mlペットボトル約33,000本（H30.6現在）ほか）

2. 3 長野県における広域防災拠点施設

- 長野県全域の広域防災拠点の位置図を図 2-6 に、長野県及び各ゾーンにおける位置図を図 2-7～図 2-11 に示す。

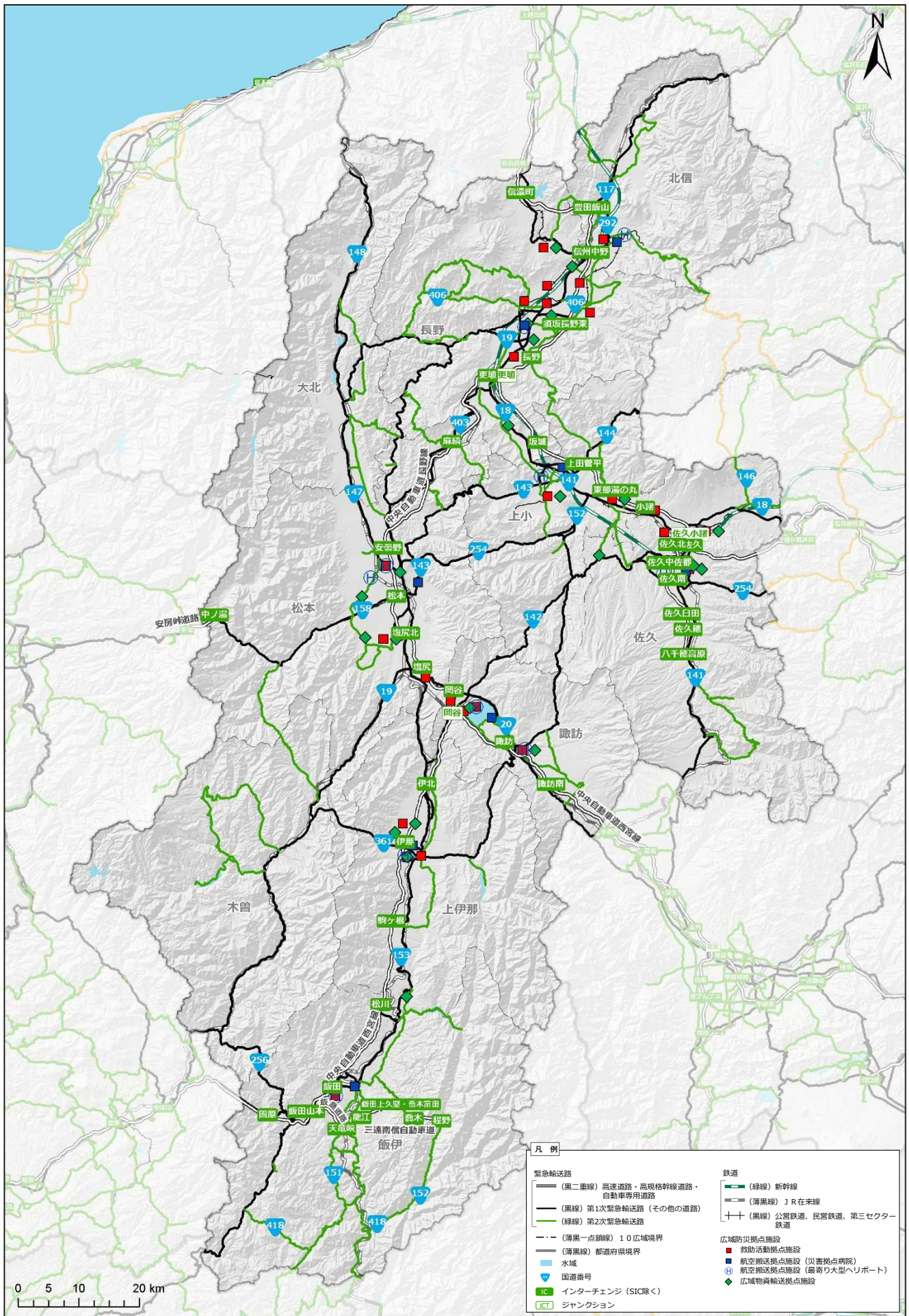


図 2-6 長野県における広域防災拠点の位置図 (長野県全域)

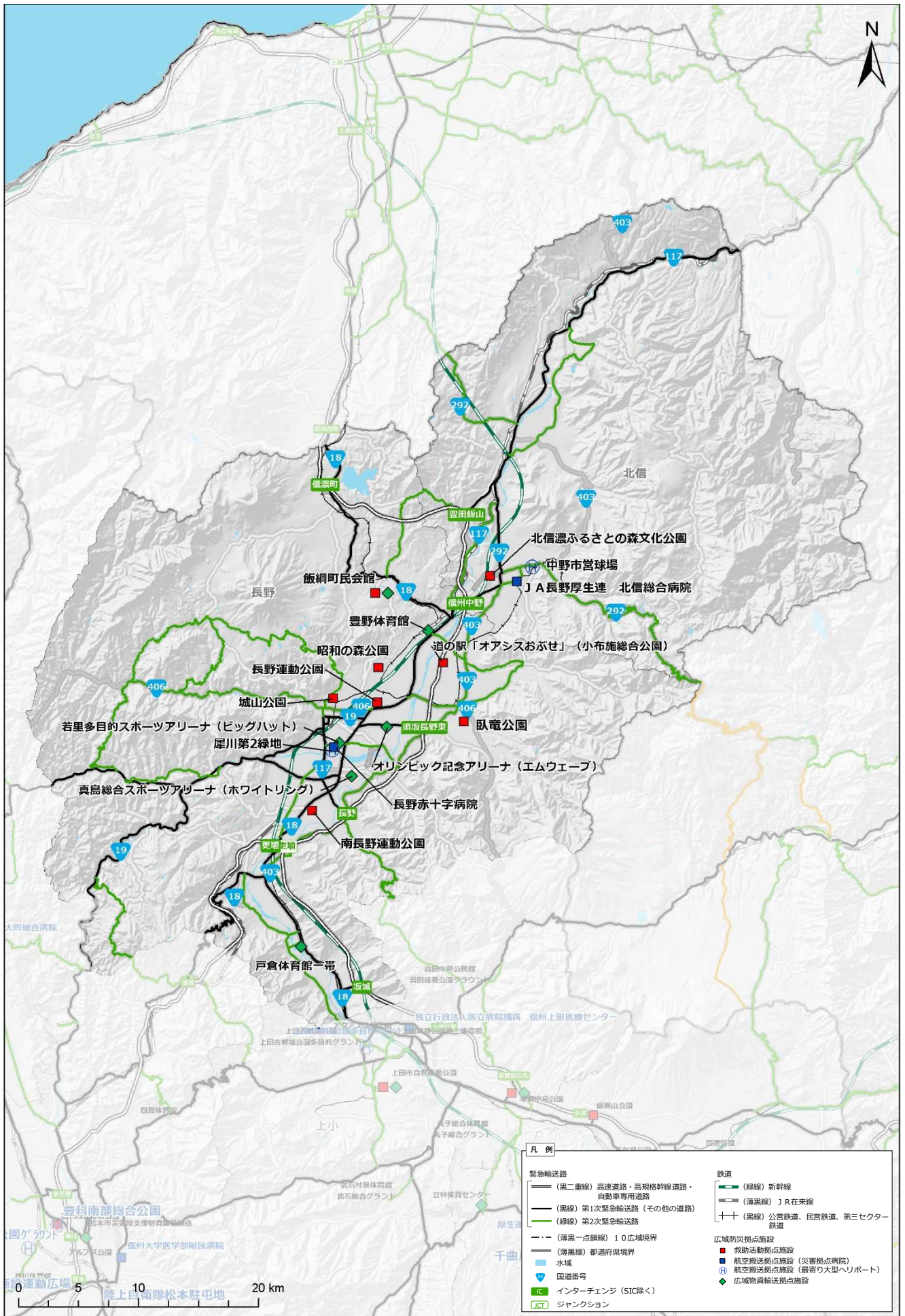


図2-7 広域防災拠点の位置図（長野ゾーン）

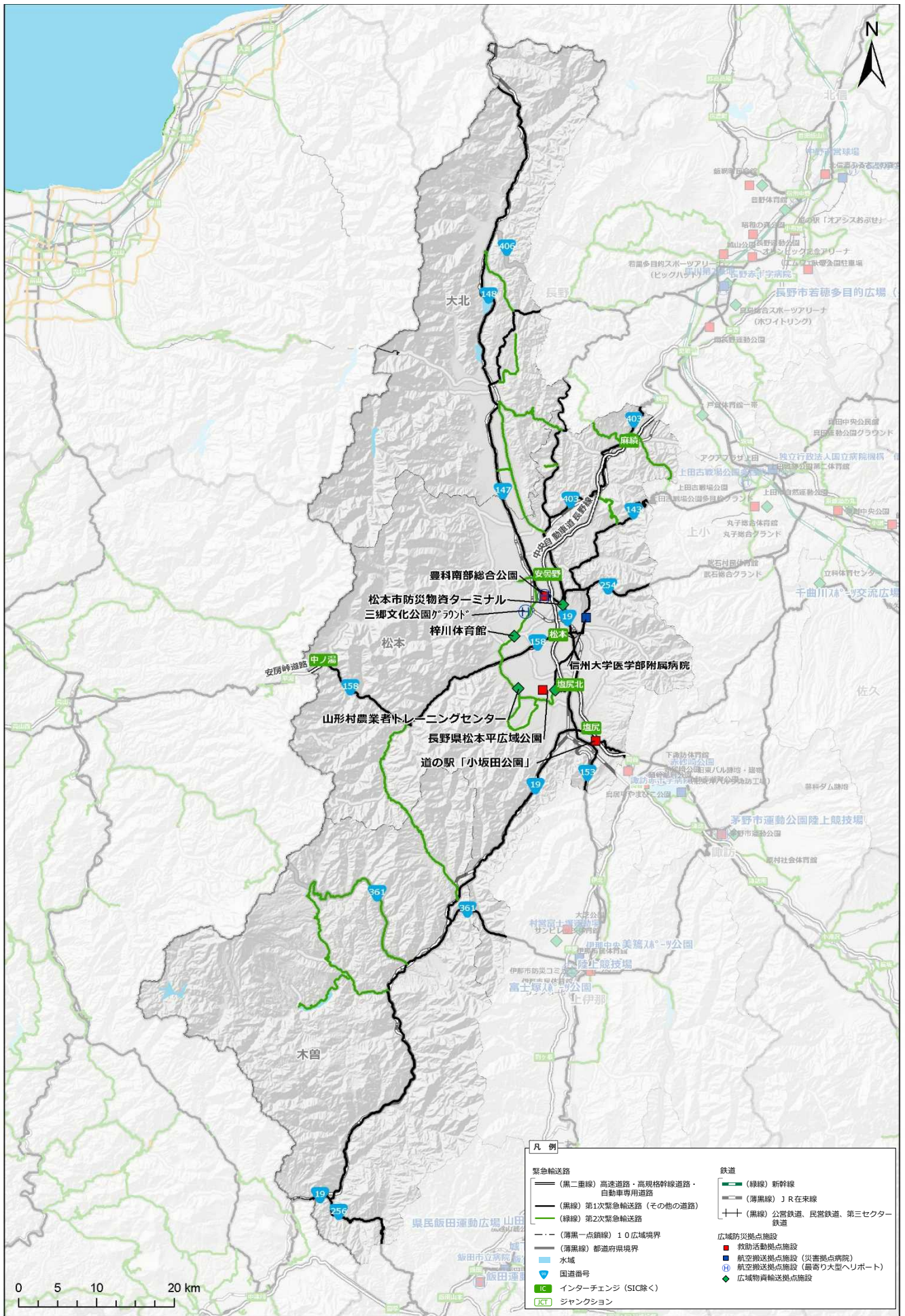


図 2-8 広域防災拠点の位置図（松本ゾーン）

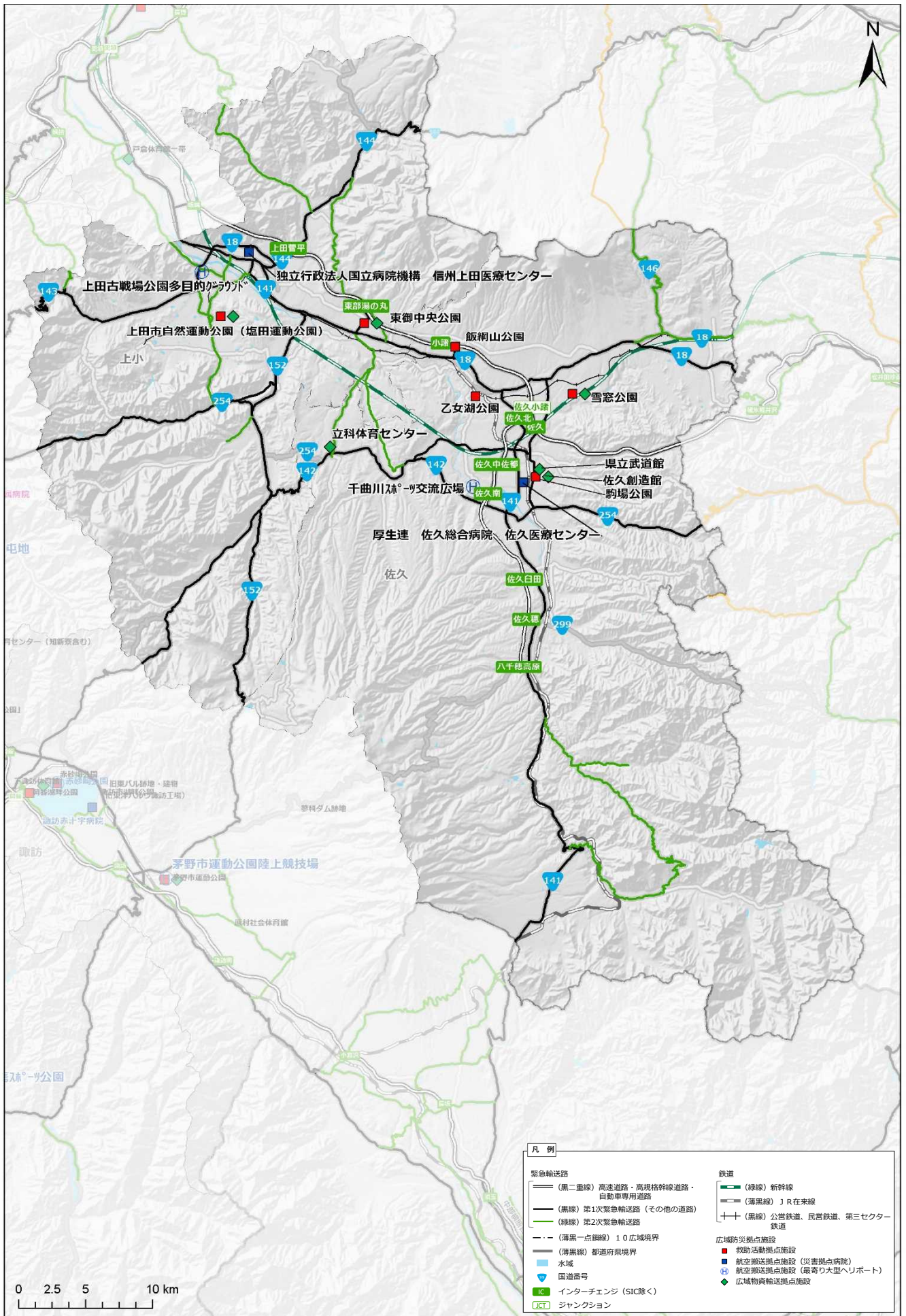


図 2-9 広域防災拠点の位置図 (上田・佐久ゾーン)

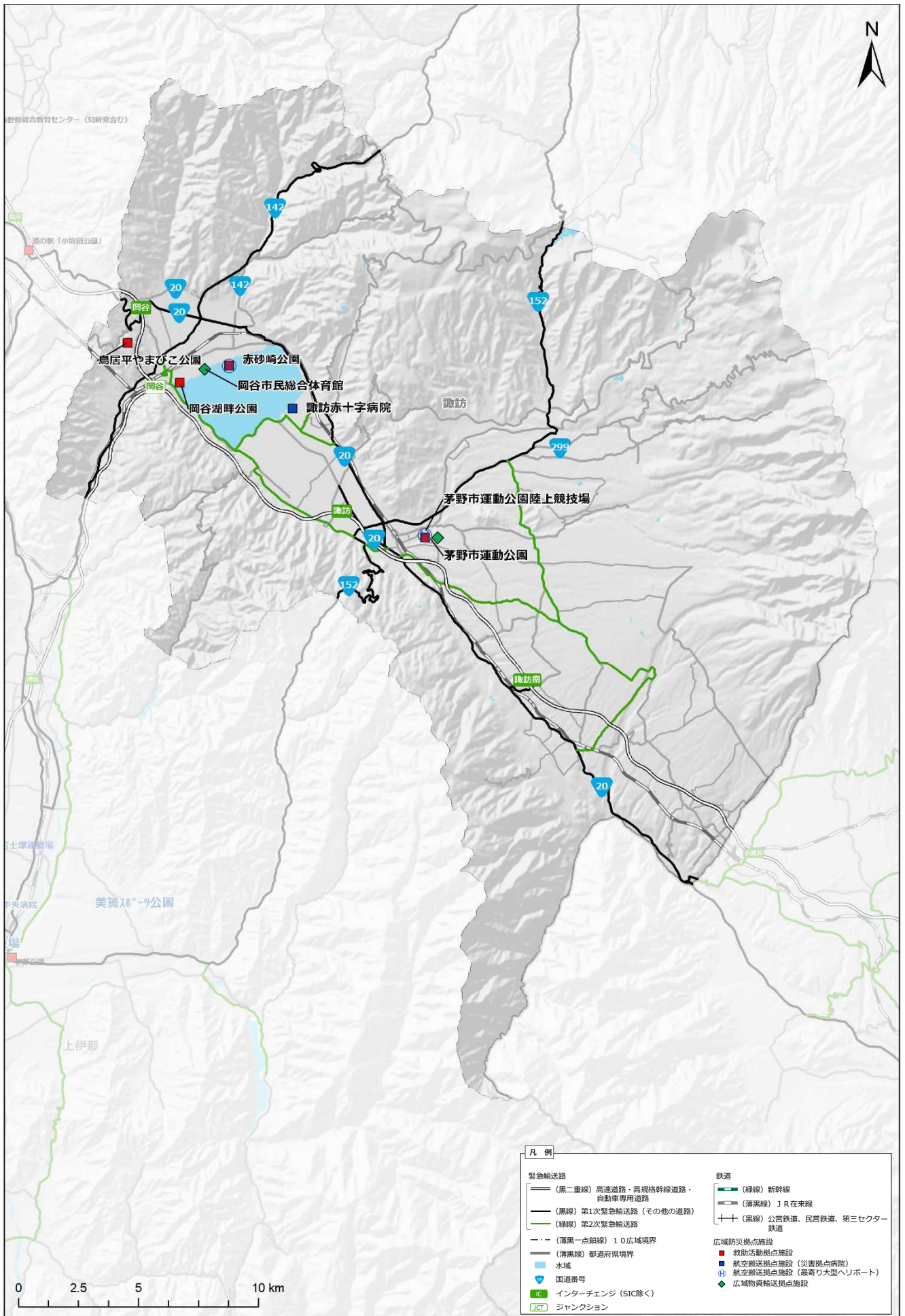


図2-10 広域防災拠点の位置図（諏訪ゾーン）

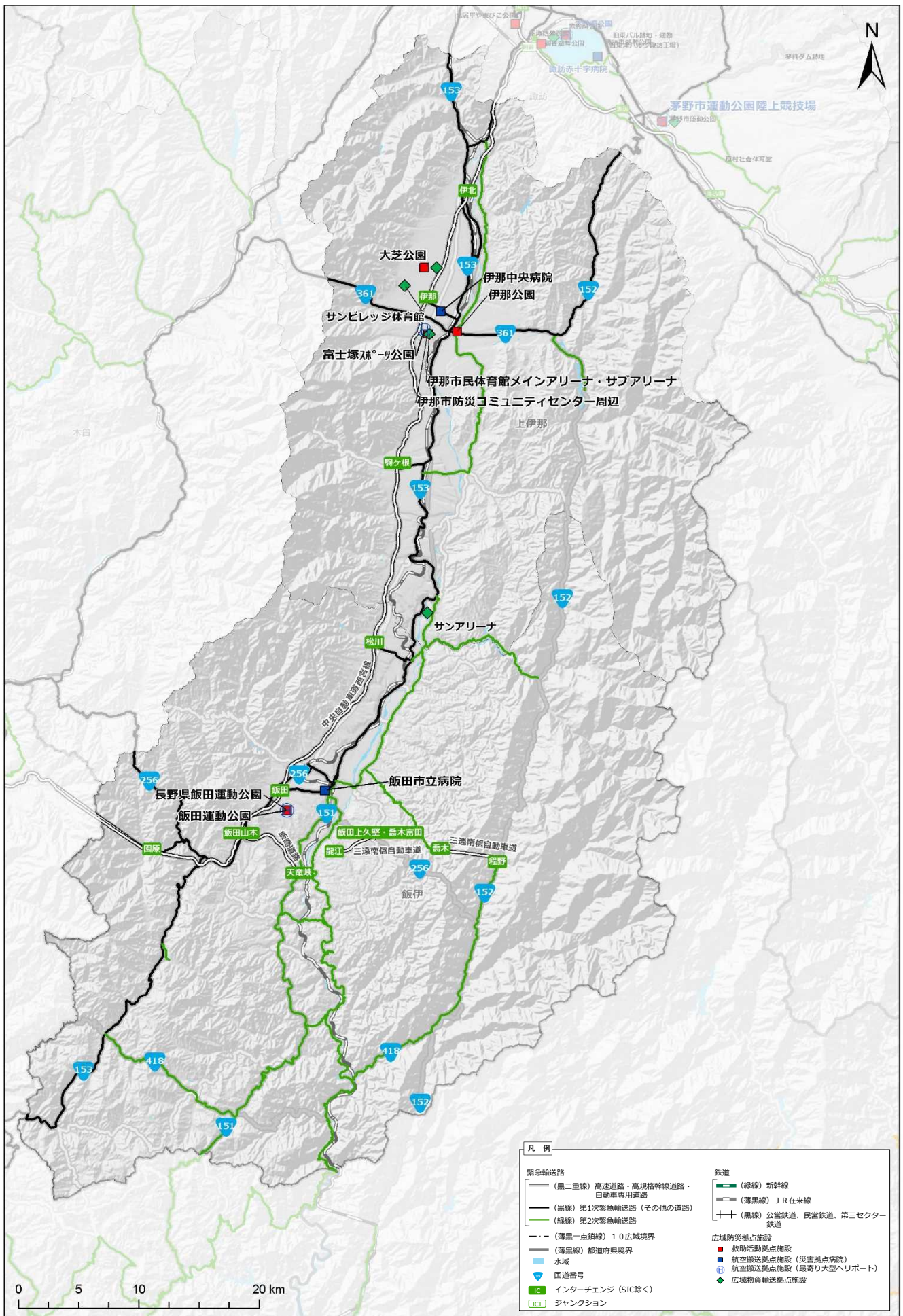


図2-1-1 広域防災拠点の位置図（伊那・飯田ゾーン）

(1) 救助活動拠点

○ 長野県の救助活動拠点の一覧を表2-5に、長野県全域及び各ゾーンにおける位置図を図2-12～図2-17に示す。

表2-5 救助活動拠点一覧

No	ゾーン	施設名称	所在地	管理者	備考
N-1	長野	南長野運動公園	長野市篠ノ井東福寺 320	長野市	協議中
N-2		長野運動公園	長野市吉田五丁目 1-19	長野市	協議中
N-3		臥竜公園	須坂市臥竜 2-4-8	須坂市	
N-4		北信濃ふるさとの森文化公園	中野市大字片塩 1221	中野市	
N-5		道の駅「オアシスおぶせ」 (小布施総合公園)	長野県上高井郡小布施町大字 大島 601 番地	小布施町	
N-6		飯綱町民会館	飯綱町大字牟礼 1989 番地	飯綱町	
N-7		昭和の森公園	長野市上野 2 丁目 120-13	長野市	協議中
N-8		城山公園	長野市箱清水 1 丁目 7 番 1 号	長野市	協議中
M-1	松本	長野県松本平広域公園	長野県松本市神林 5300	長野県	
M-2		道の駅「小坂田公園」	塩尻市大字塩尻町 1090 番地	塩尻市	
M-3		豊科南部総合公園	安曇野市豊科高家 4882	安曇野市	
U-1	上田・佐久	東御中央公園	長野県東御市常田	東御市	
U-2		駒場公園	佐久市猿久保 55	佐久市	
U-3		乙女湖公園	小諸市甲字隠田 1275	小諸市	
U-4		上田市自然運動公園(塩田運動公園)	上田市下之郷乙 935 番地	上田市	
U-5		雪窓公園	北佐久郡御代田町大字 御代田 4107-42	御代田町	
S-1	諏訪	茅野市運動公園	茅野市玉川 500 番地	茅野市	
S-2		赤砂崎公園	下諏訪町字赤砂 10944	下諏訪町	
S-3		鳥居平やまびこ公園	岡谷市字西山	岡谷市	
S-4		岡谷湖畔公園	岡谷市湖畔一～三丁目、 湊一・二丁目、南宮三丁目	岡谷市	
I-1	伊那・飯田	長野県飯田運動公園	飯田市三日市場 1986	長野県	
I-2		伊那市防災コミュニティセンター等	伊那市西町 5834	伊那市	
I-3		伊那公園	伊那市中央 5528-1 番地	伊那市	
I-4		大芝公園	南箕輪村 2358-1	南箕輪村	

合計 24 箇所

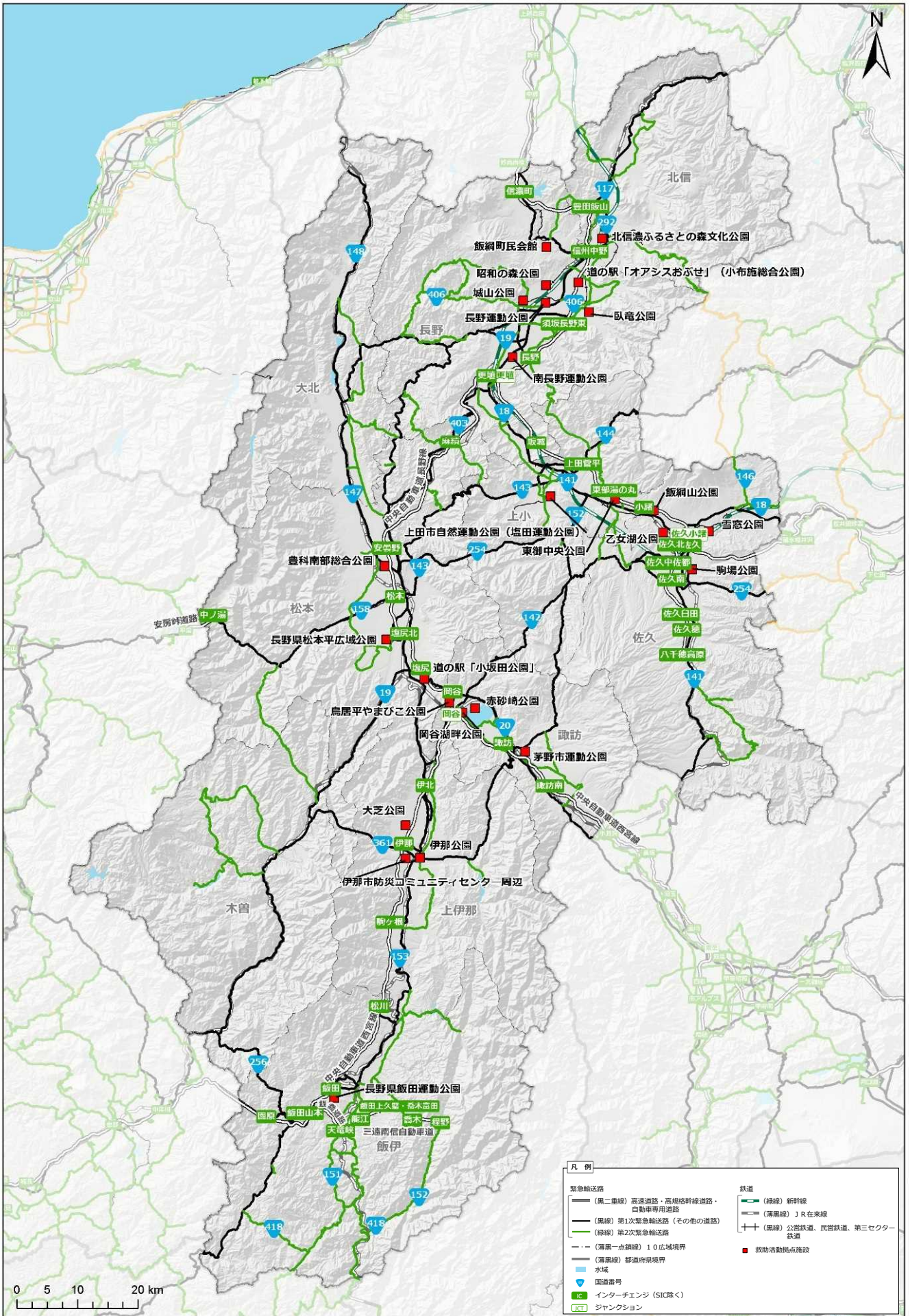


図 2-12 救助活動拠点の位置図（長野県全域）

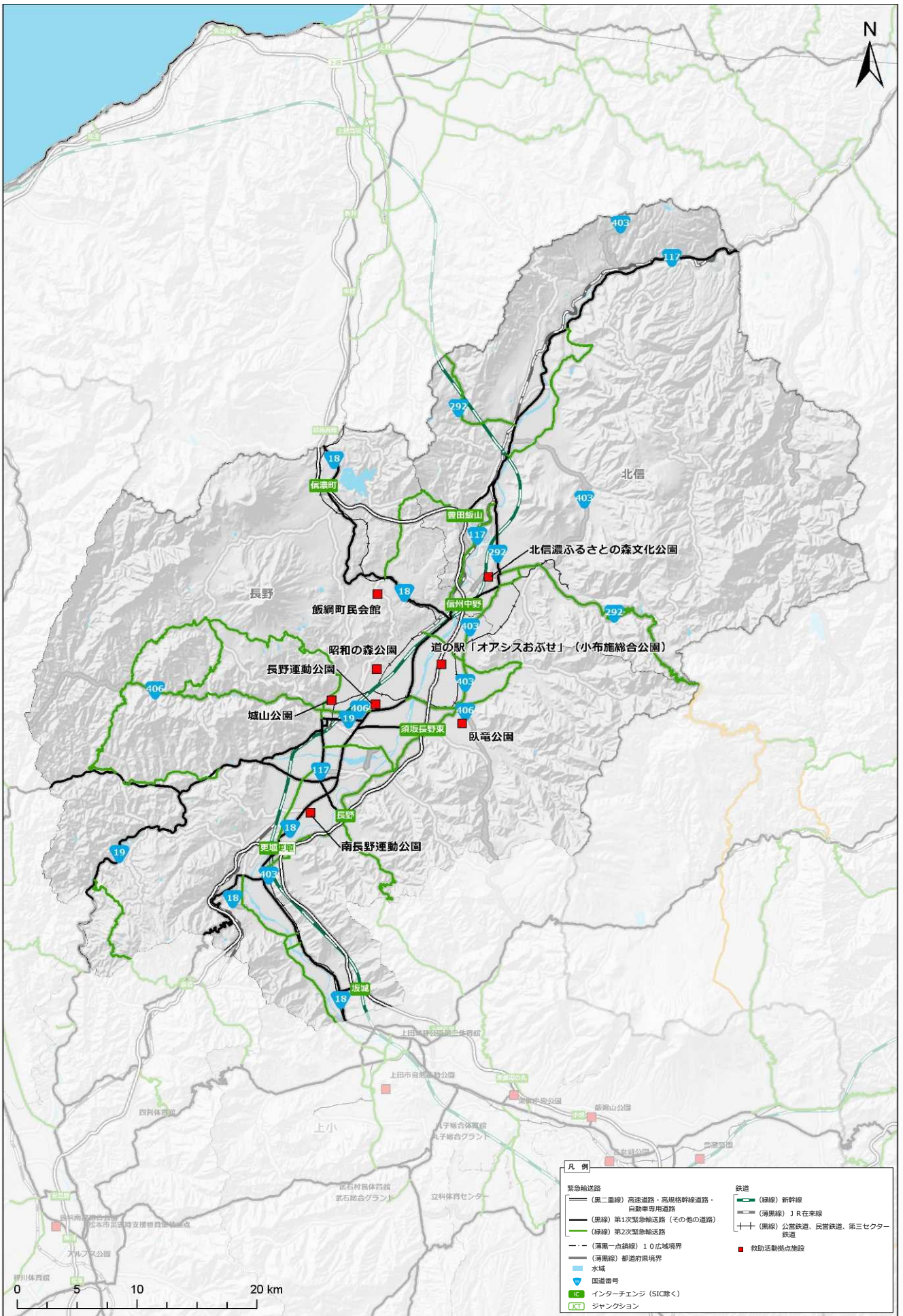


図 2-13 救助活動拠点の位置図 (長野ゾーン)

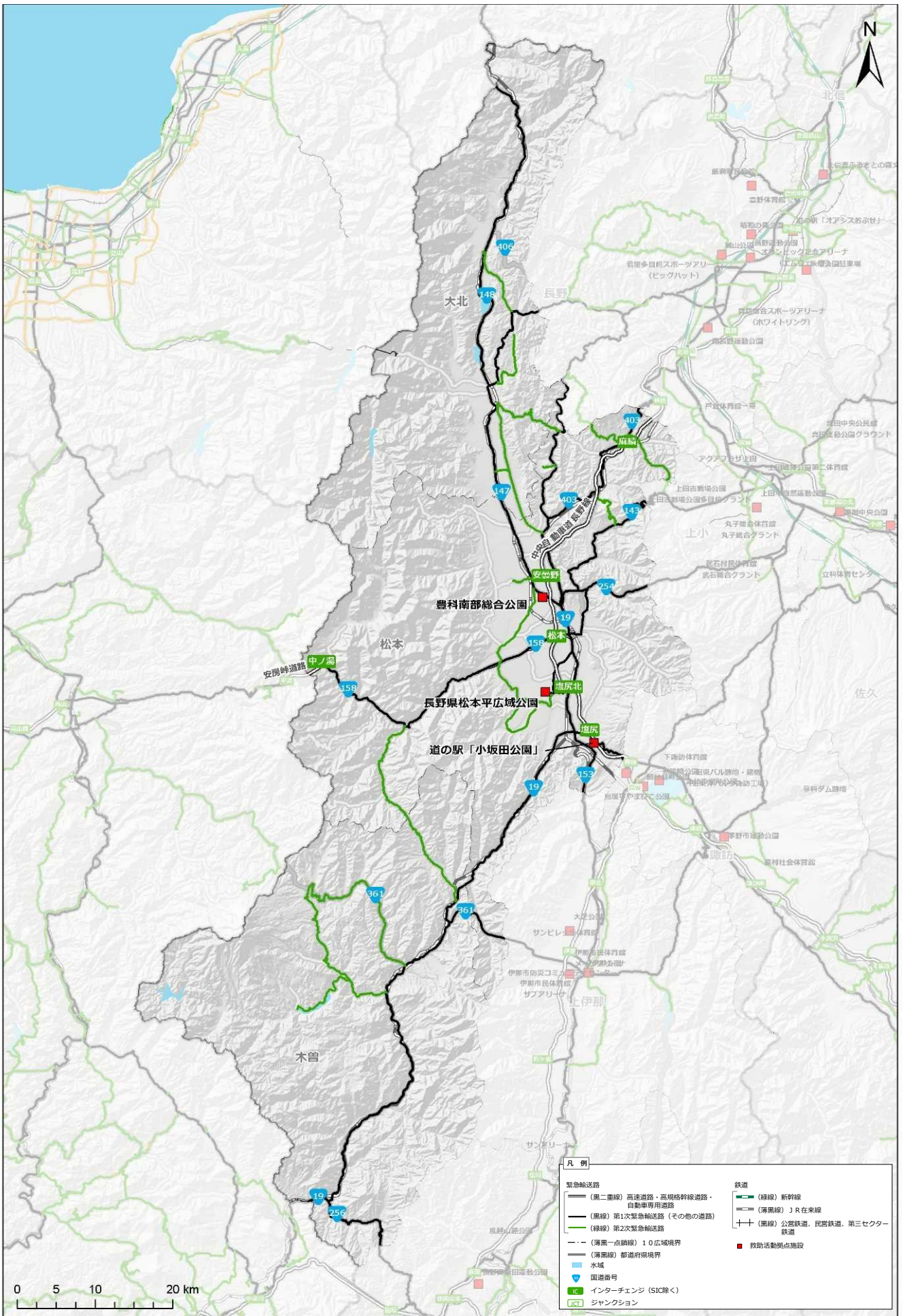


図 2-14 救助活動拠点の位置図 (松本ゾーン)

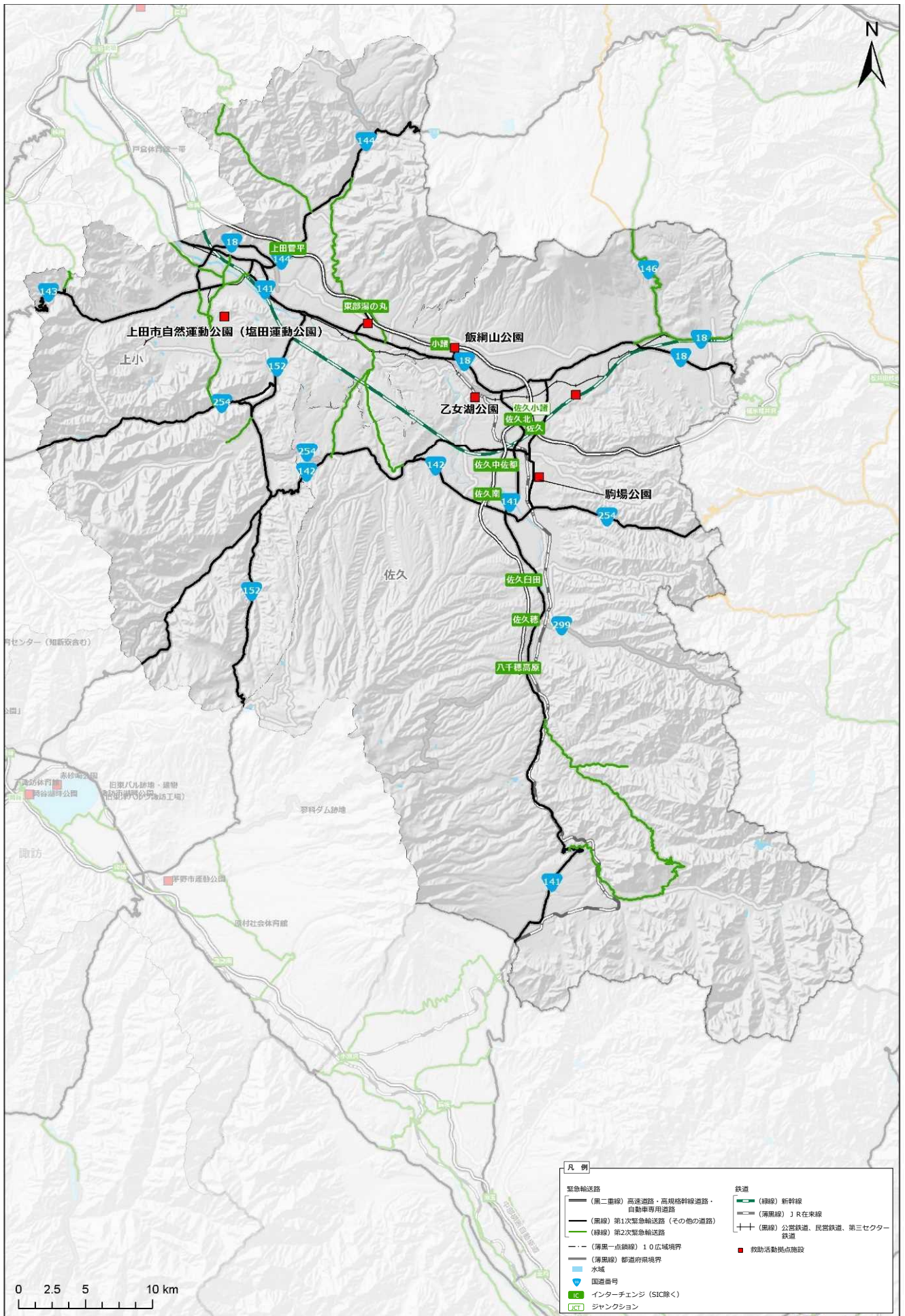


図 2-15 救助活動拠点の位置図 (上田・佐久ゾーン)

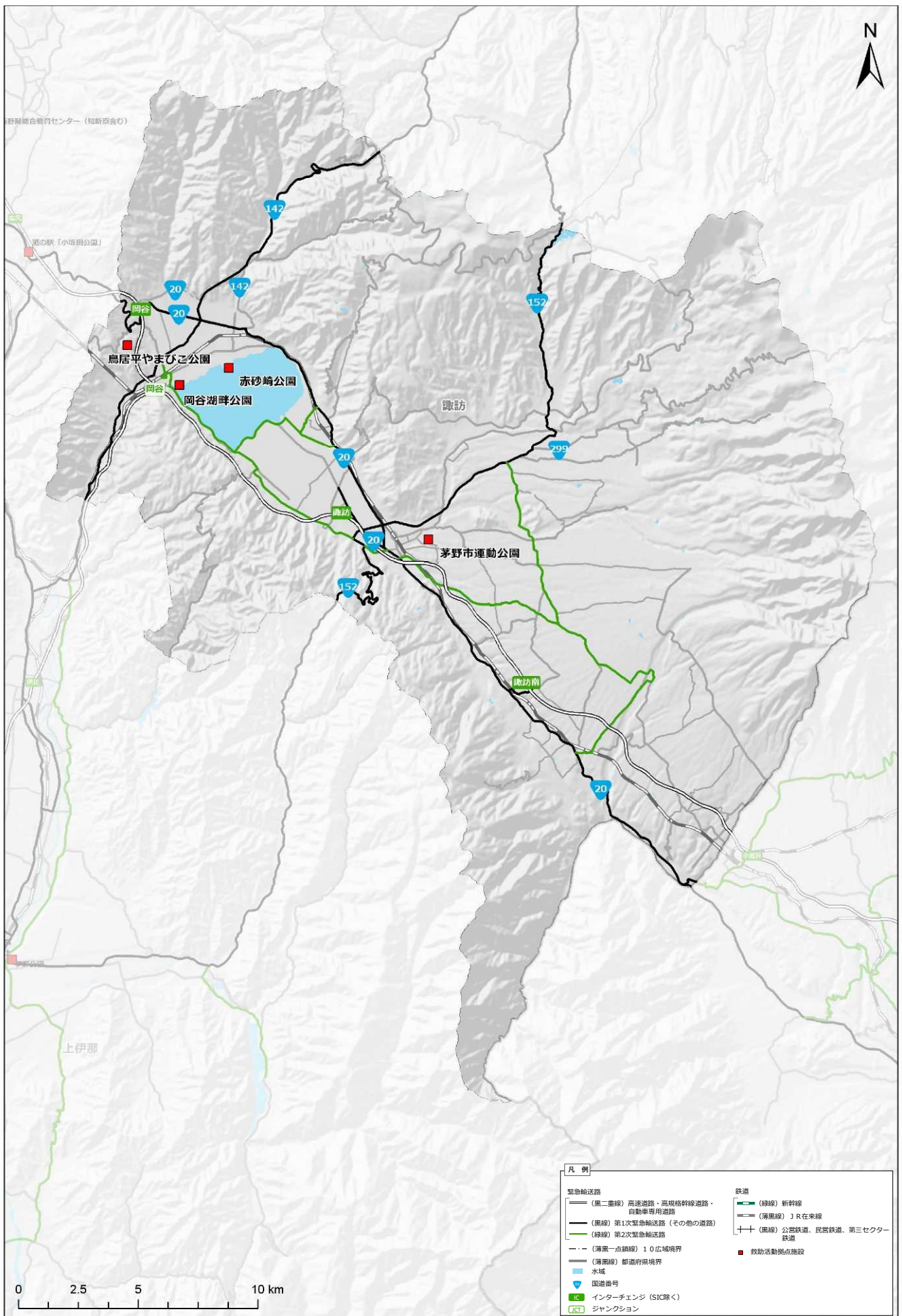


図 2-16 救助活動拠点の位置図 (諏訪ゾーン)

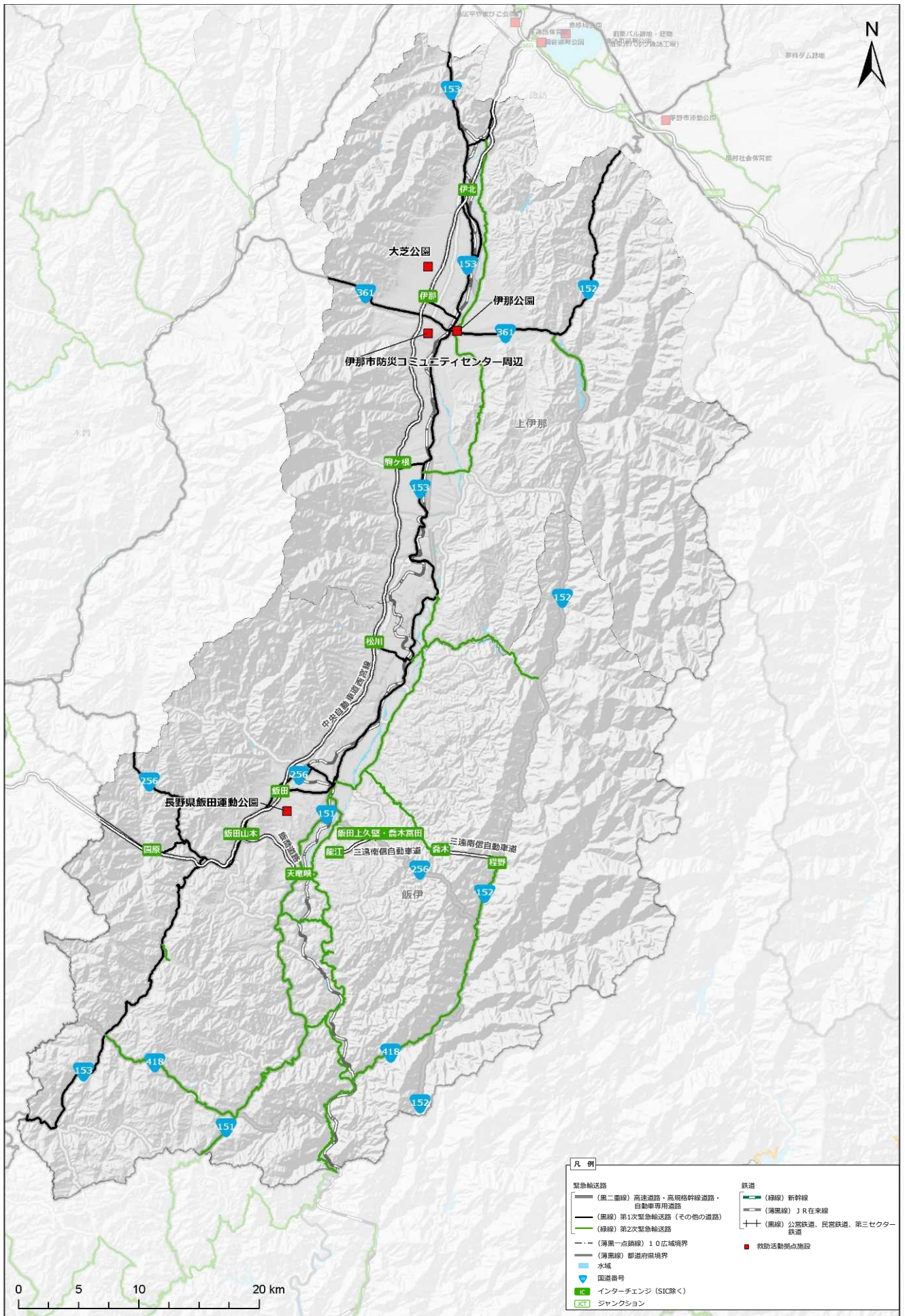


図2-17 救助活動拠点の位置図（伊那・飯田ゾーン）

(2) 進出拠点

- 長野県の進出拠点の一覧を表 2-6 に示す。
- 関係機関の進出拠点は、各機関で定めている施設を活用する。

表 2-6 進出拠点一覧

No	広域	施設名称	所在地
1	佐久	佐久地域振興局	佐久市跡部 65-1
2	上小	上田地域振興局	上田市材木町 1-2-6
3	諏訪	諏訪地域振興局	諏訪市上川 1-1644-10
4	上伊那	上伊那地域振興局	伊那市荒井 3497
5	飯伊	南信州地域振興局	飯田市追手町 2-678
6	木曾	木曾地域振興局	木曾郡木曾町福島 2757-1
7	松本	松本地域振興局	松本市大字島立 1020
8	大北	北アルプス地域振興局	大町市大町 1058-2
9	長野	長野地域振興局	長野市大字南長野南県町 686-1
10	北信	北信地域振興局	中野市大字壁田 955

合計 10 箇所

(3) 航空搬送拠点

- 長野県の航空搬送拠点候補の一覧を表2-7に、長野県全域及び各ゾーンにおける位置図を図2-18～図2-23に示す。

表 2-7 航空搬送拠点候補一覧

No	災害拠点病院				航空搬送拠点		
	ゾーン	二次医療圏	施設名称	所在地	施設名称	市町村名	所在地
N-1	長野	長野	長野赤十字病院	長野市若里 5 丁目 22 番 1 号	犀川第 2 緑地	長野市	川合新田犀川高水敷
N-2		北信	JA長野厚生連 北信総合病院	中野市西 1 丁目 5 番 63 号	中野市営球場	中野市	大字一本木 522
M-1	松本	松本	信州大学医学部附属病院	松本市旭 3 丁目 1 番 1 号	豊科南部総合公園	安曇野市	高家 4882
M-2					三郷文化公園グラウンド	安曇野市	三郷明盛 4775
U-1	上田・佐久	佐久	厚生連 佐久総合病院 佐久医療センター	佐久市中込 3400-28	千曲川スポーツ交流広場	佐久市	鳴瀬 505-1
U-2		上小	独立行政法人国立病院機構 信州上田医療センター	上田市緑が丘 1-27-21	上田古戦場公園多目的グラウンド	上田市	下之条 330
S-1	諏訪	諏訪	諏訪赤十字病院	諏訪市湖岸通り 5 丁目 11 番 50 号	赤砂崎公園	下諏訪町	字赤砂崎 10944
S-2					茅野市運動公園陸上競技場	茅野市	玉川 500 番地
I-1	伊那・飯田	上伊那	伊那中央病院	伊那市小四郎久保 1313 番地 1	富士塚スポーツ公園	伊那市	荒井 4558-1
I-2		飯伊	飯田市立病院	飯田市八幡町 438 番地	飯田運動公園	飯田市	三日市場 1986

合計 10 箇所

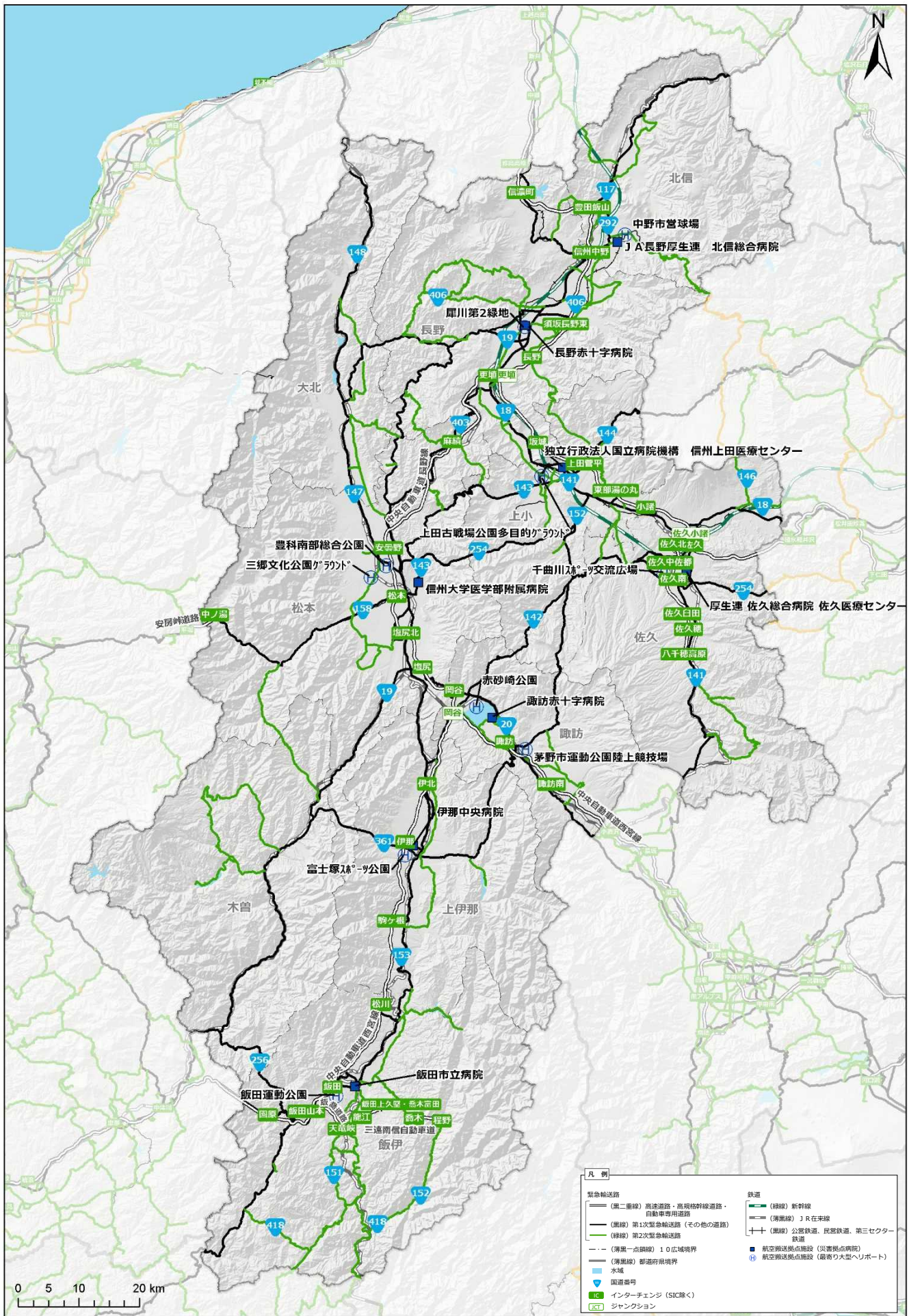


図2-18 航空搬送拠点の位置図（長野県全域）

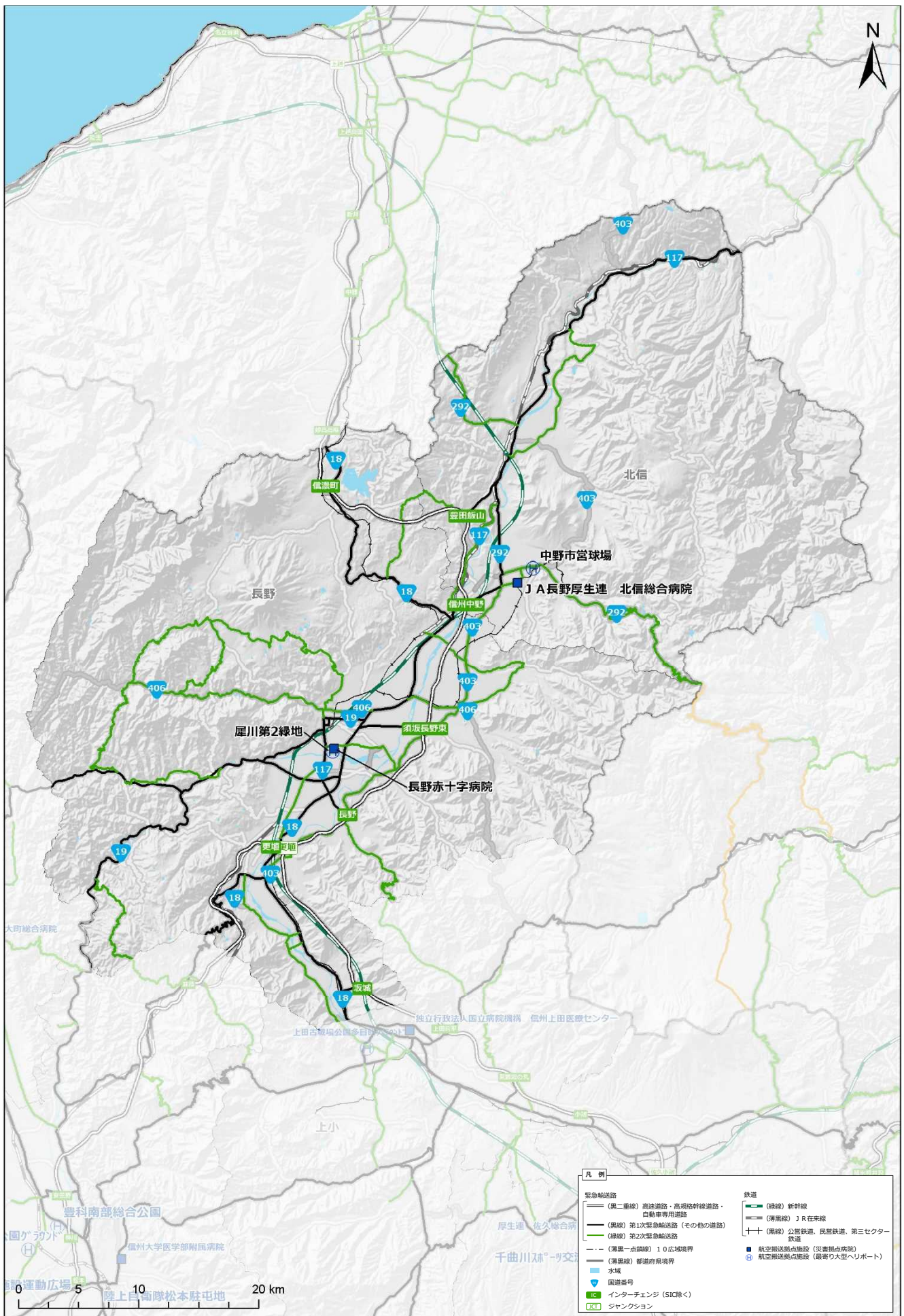


図 2-19 航空搬送拠点の位置図（長野ゾーン）

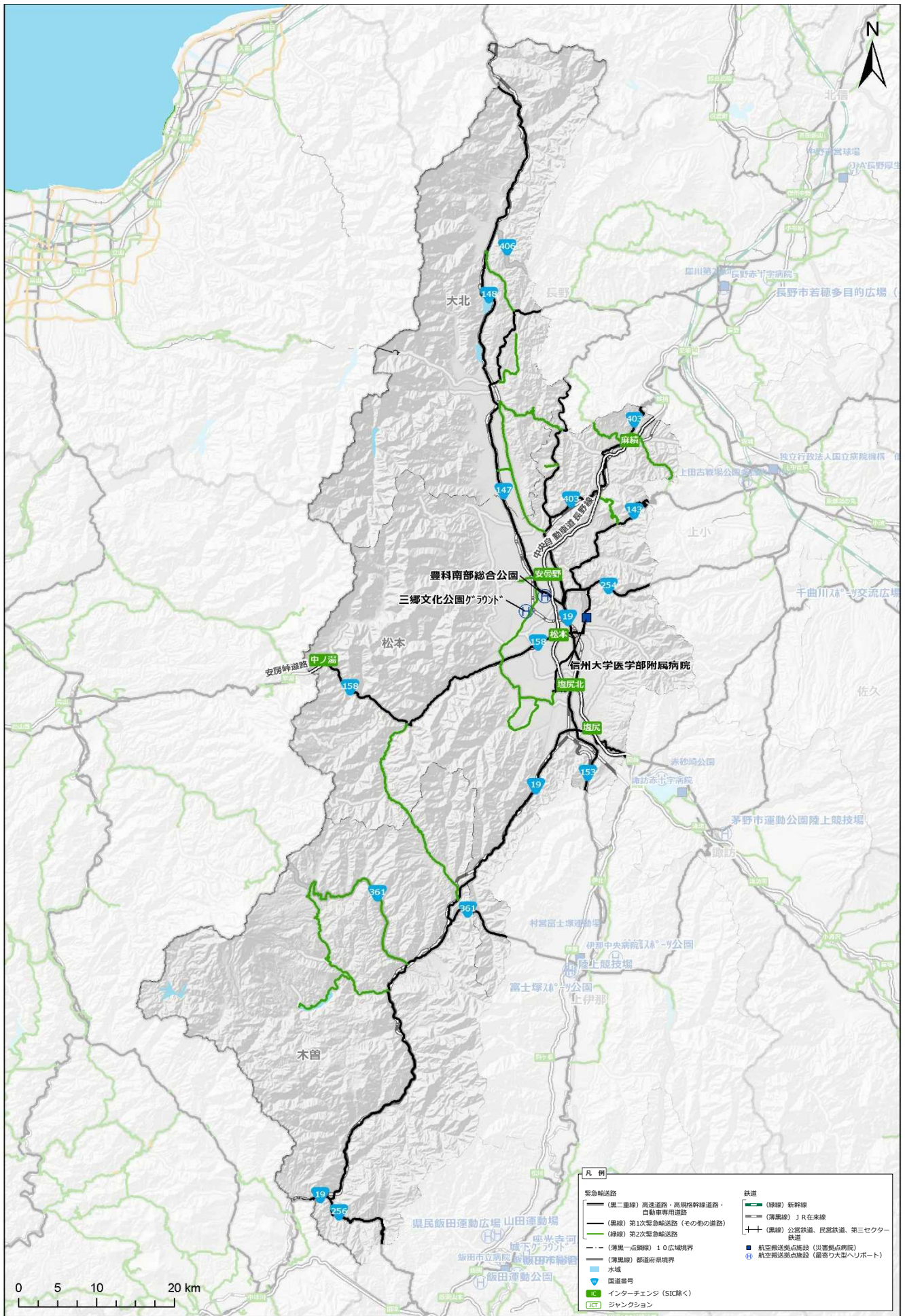


図2-20 航空搬送拠点の位置図(松本ゾーン)

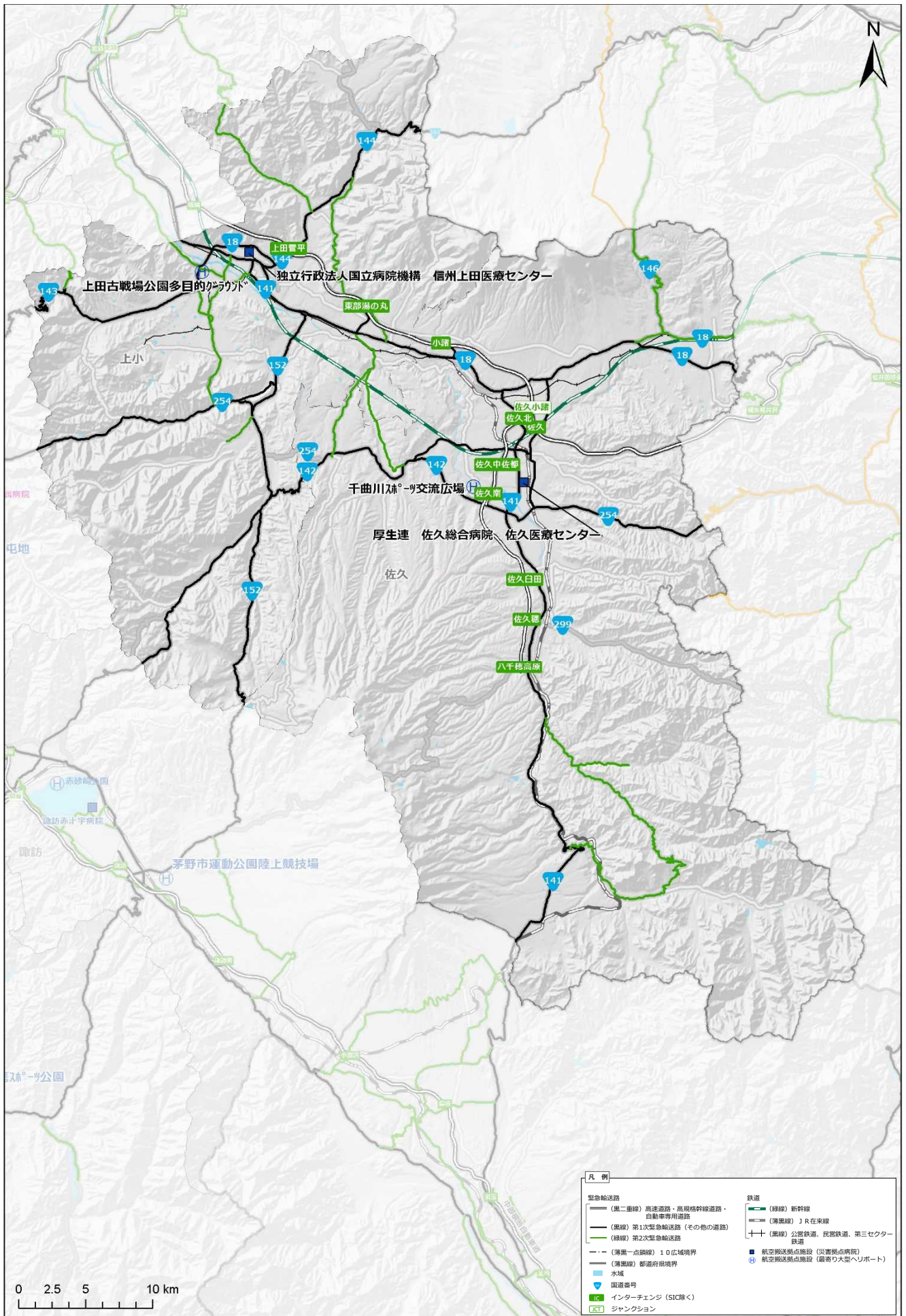


図 2-2 1 航空搬送拠点の位置図 (上田・佐久ゾーン)

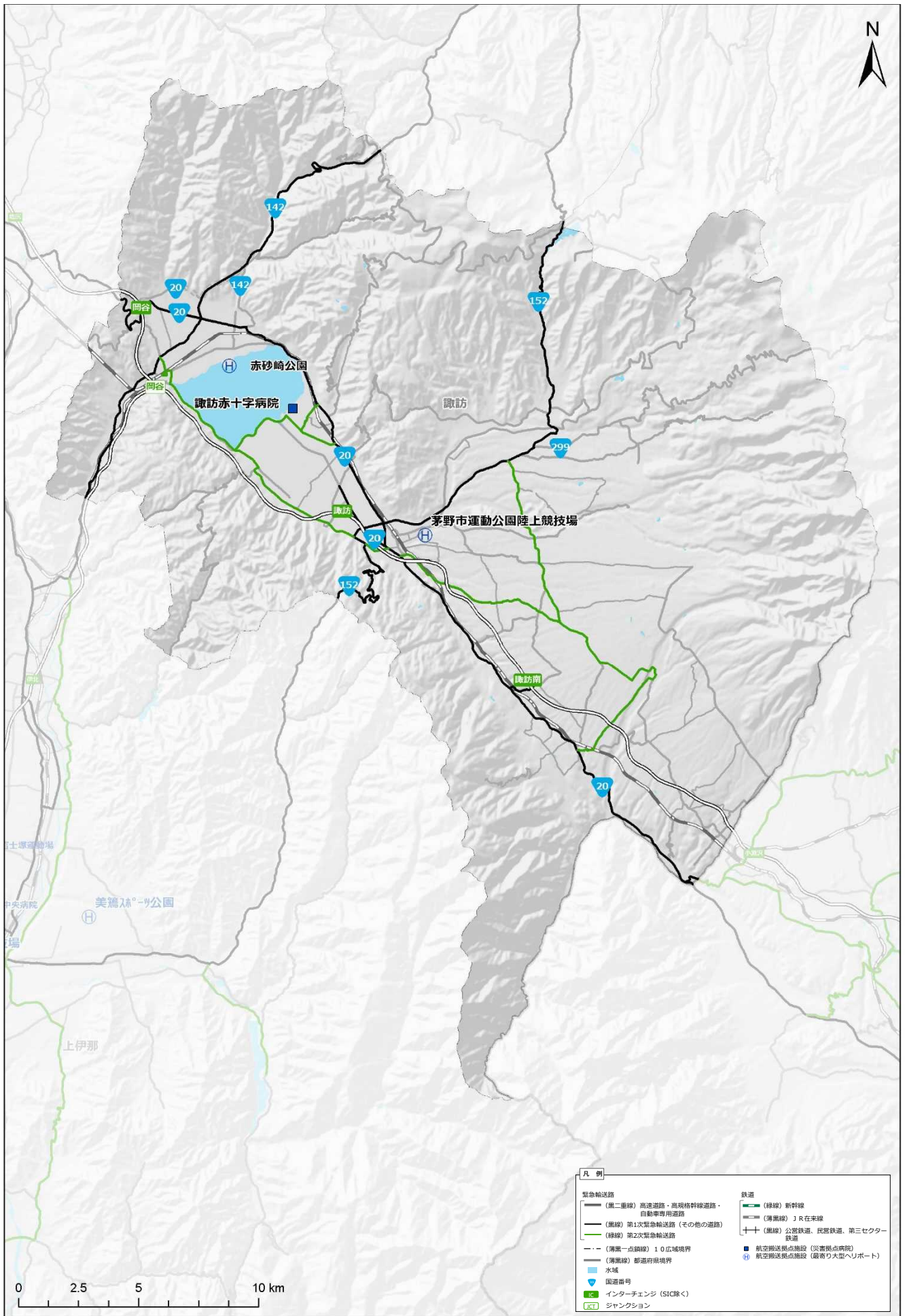


図 2-22 航空搬送拠点の位置図（諏訪ゾーン）

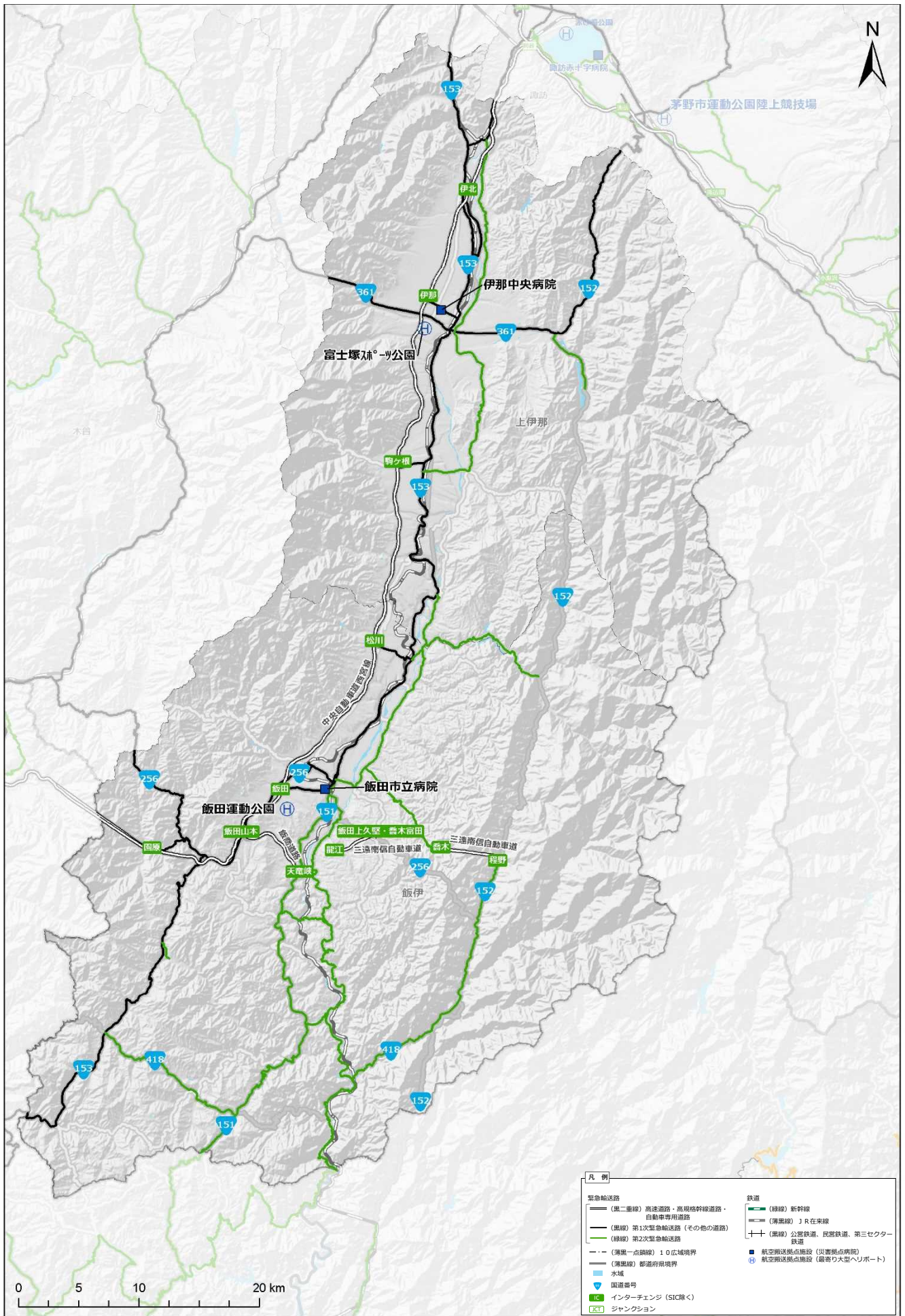


図2-23 航空搬送拠点の位置図（伊那・飯田ゾーン）

(4) 広域物資輸送拠点

○ 長野県の広域物資輸送拠点の一覧を表2-8に、長野県全域及び各ゾーンにおける位置図を図2-24～図2-29に示す。

表2-8 広域物資輸送拠点一覧

No	ゾーン	施設名称	所在地	管理者	備考
N-1	長野	オリンピック記念アリーナ(エムウェーブ)	長野市北長池 195	長野市	協議中
N-2		真島総合スポーツアリーナ (ホワイトリング)	長野市真島町真島 2268-1	長野市	協議中
N-3		若里多目的スポーツアリーナ (ビッグハット)	長野市若里三丁目 22 番 2 号	長野市	協議中
N-4		豊野体育館	長野県豊野町豊野 624	長野市	協議中
N-5		戸倉体育館一帯	千曲市大字磯部 1406-1	千曲市	
N-6		飯綱町民会館	飯綱町大字牟礼 1989 番地	飯綱町	
M-1	松本	松本市防災物資ターミナル	松本市大字島内 8052-1	松本市	
M-2		長野県松本平広域公園 (やまびこドーム)	松本市神林 5300	長野県	
M-3		梓川体育館	松本市梓川梓 816	松本市	
M-4		山形村農業者トレーニングセンター	東筑摩郡山形村 2040-1	山形村	
U-1	上田・佐久	県立武道館	佐久市猿久保	長野県	
U-2		東御中央公園	長野県東御市常田	東御市	
U-3		佐久創造館	佐久市猿久保 55	長野県	
U-4		雪窓公園	北佐久郡御代田町大字御代田 4107-42	御代田町	
U-5		上田市自然運動公園(塩田運動公園)	上田市下之郷乙 935	上田市	
U-6		立科体育センター	立科町大字芦田	立科町	
S-1	諏訪	岡谷市民総合体育館	岡谷市南宮 3-2-1	岡谷市	
S-2		茅野市運動公園	茅野市玉川 500 番地	茅野市	
I-1	伊那・飯田	サンアリーナ	中川村片桐 4711	中川村	
I-2		伊那市民体育館 メインアリーナ・サブアリーナ	伊那市西町 5834-8	伊那市	
I-3		サンブレッジ体育館	伊那市西箕輪 3940-2	伊那市	
I-4		大芝公園	南箕輪村 2358-1	南箕輪村	

合計 22 箇所

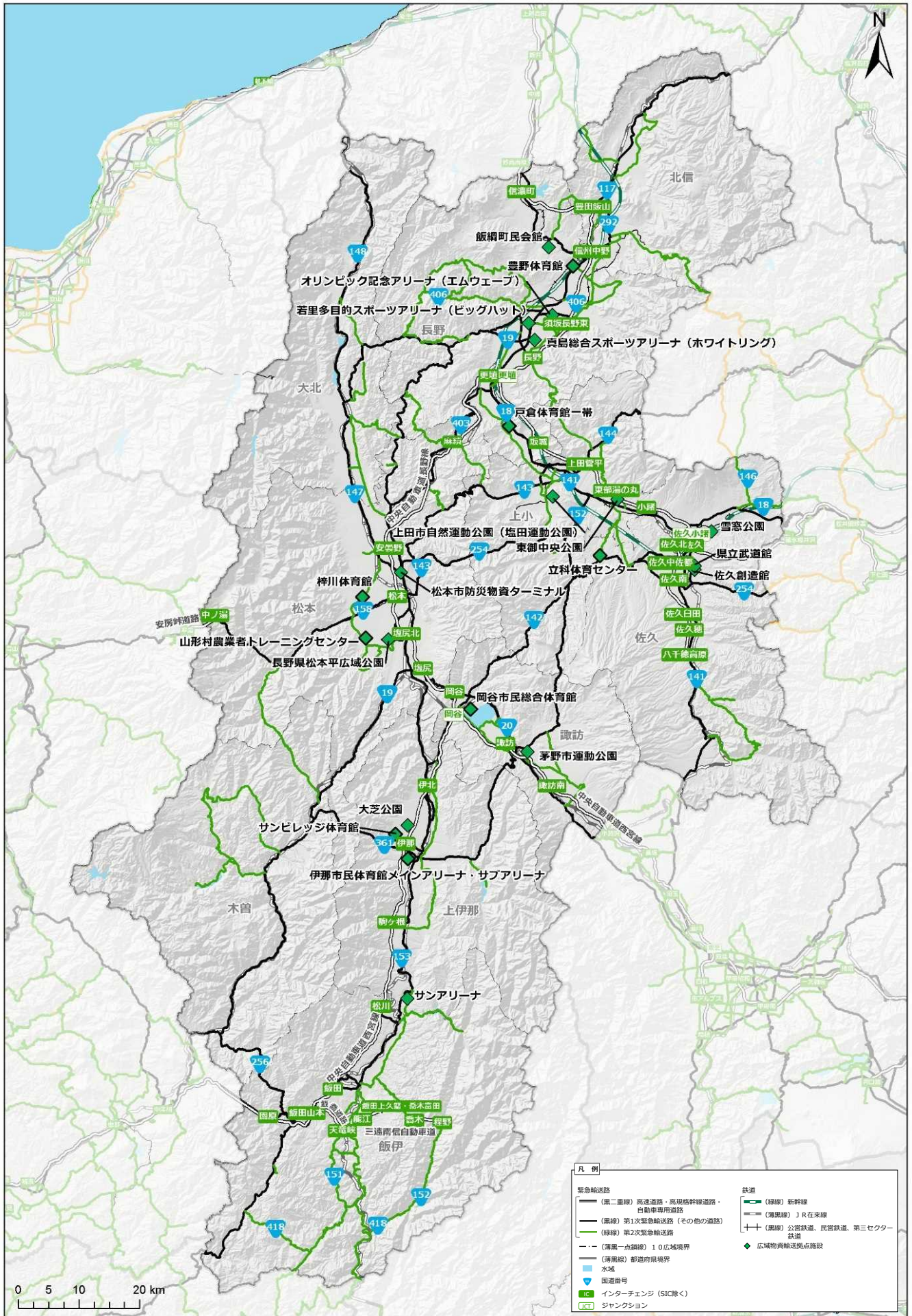


図 2-24 広域物資輸送拠点の位置図（長野県全域）

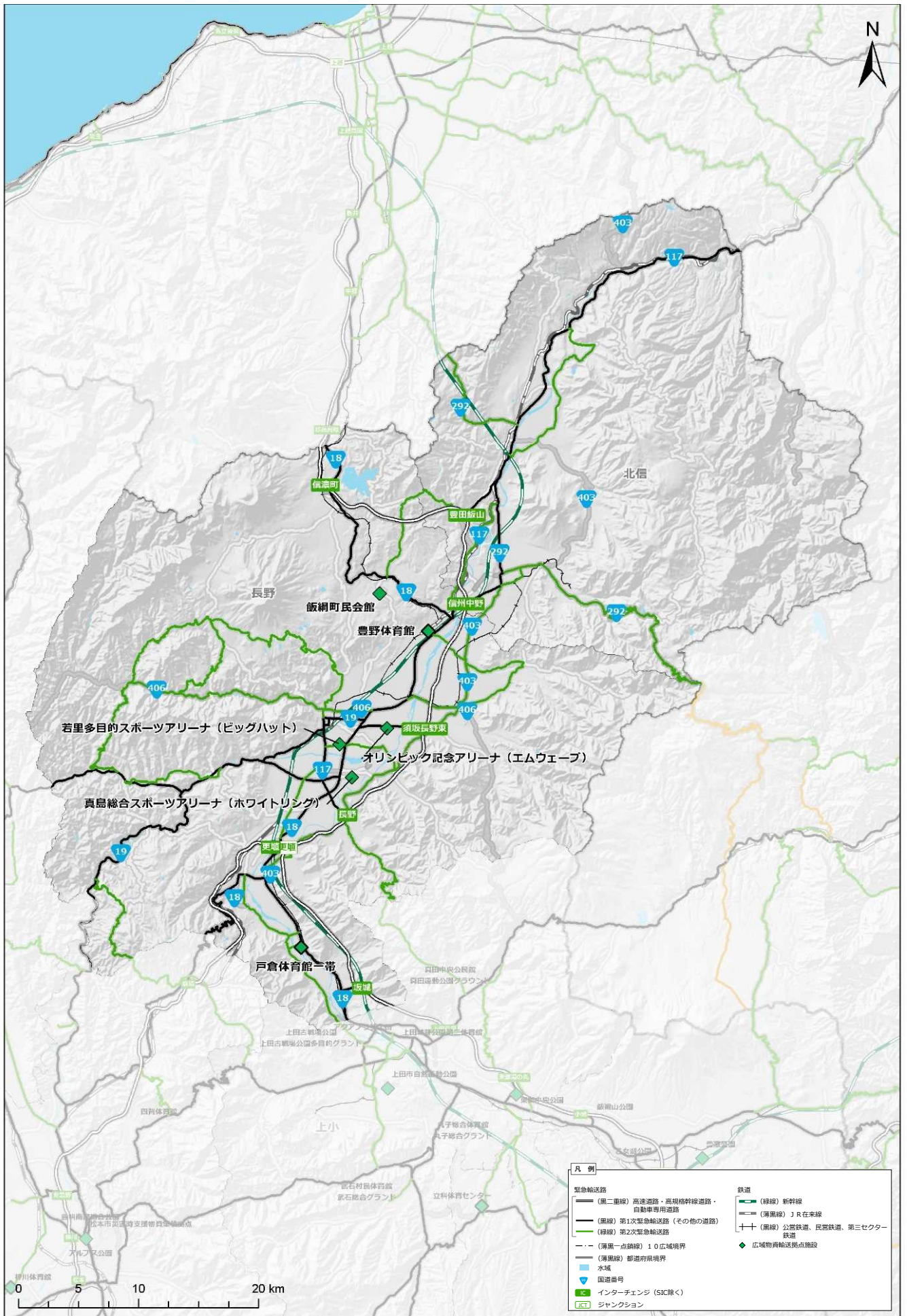


図2-25 広域物資輸送拠点の位置図（長野ゾーン）

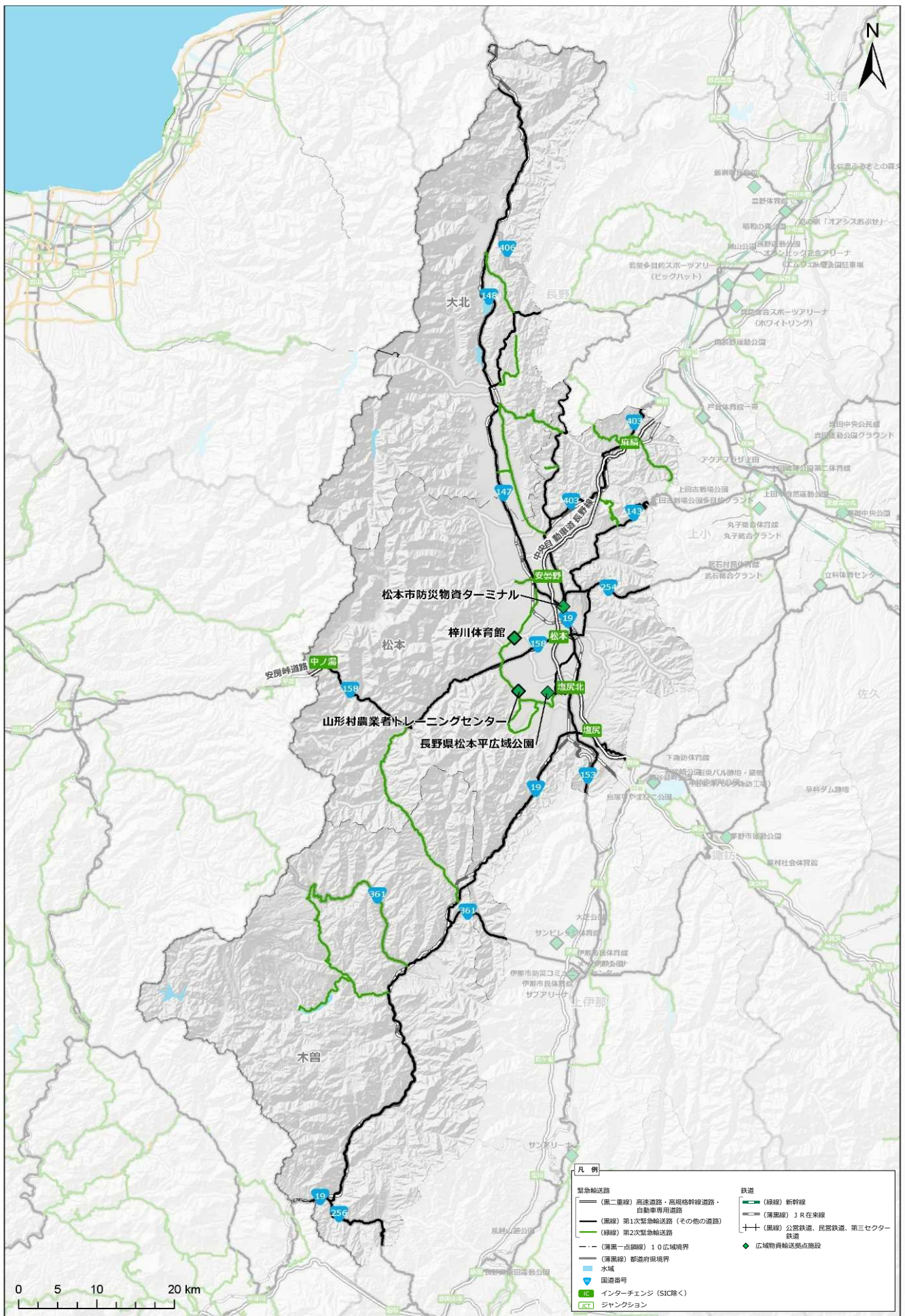


図2-26 広域物資輸送拠点の位置図(松本ゾーン)

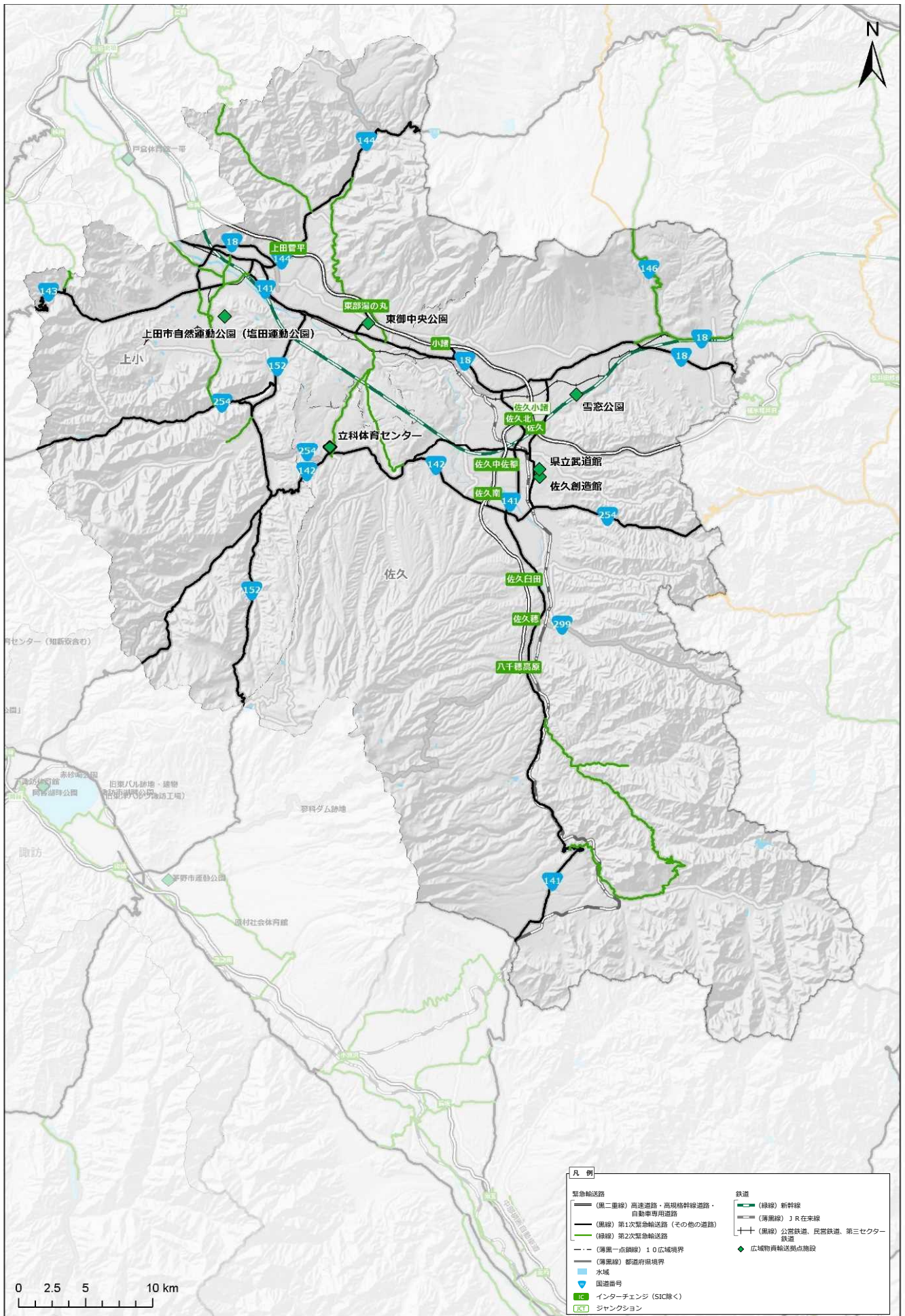


図 2-27 広域物資輸送拠点の位置図 (上田・佐久ゾーン)

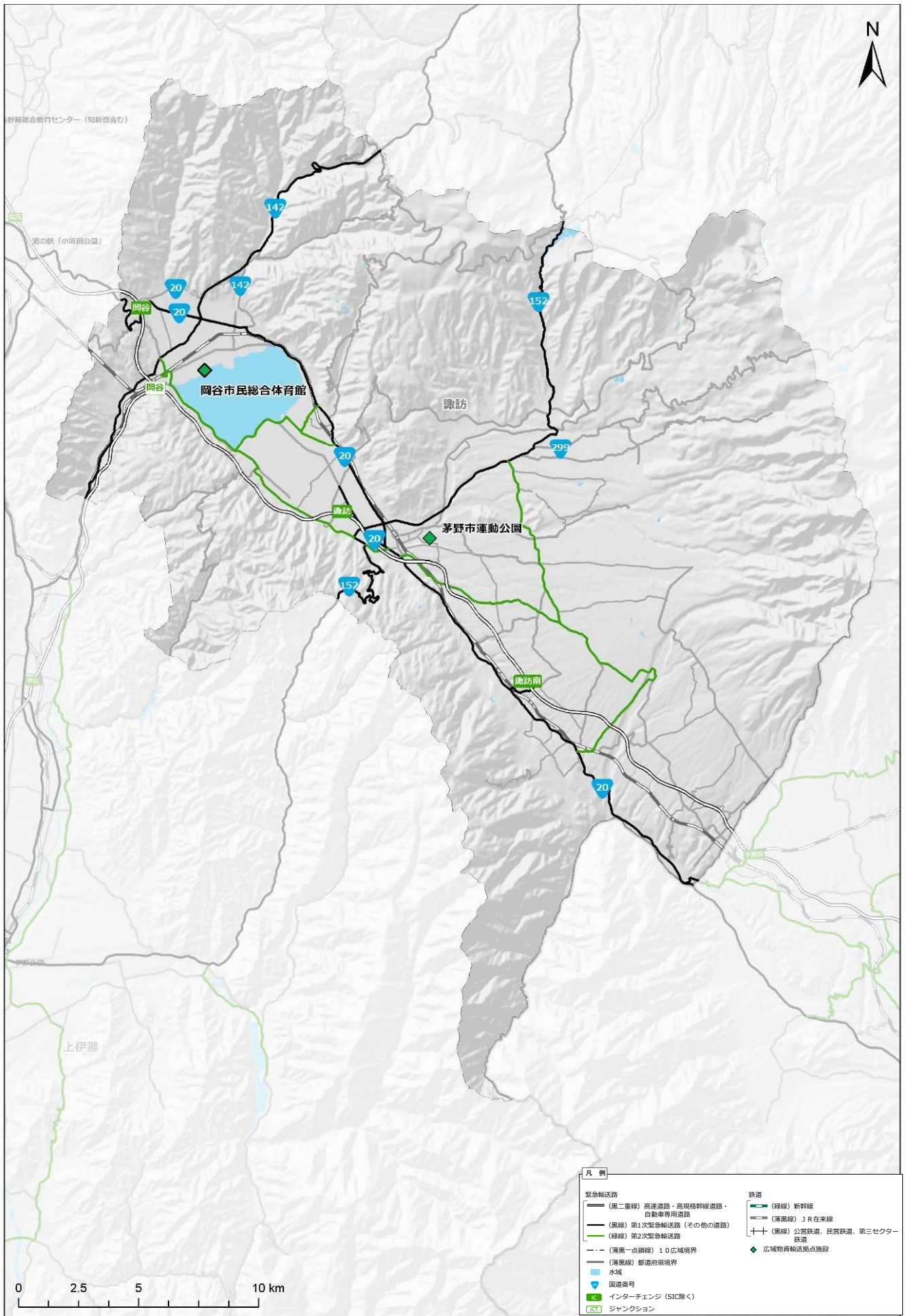


図2-28 広域物資輸送拠点の位置図（諏訪ゾーン）

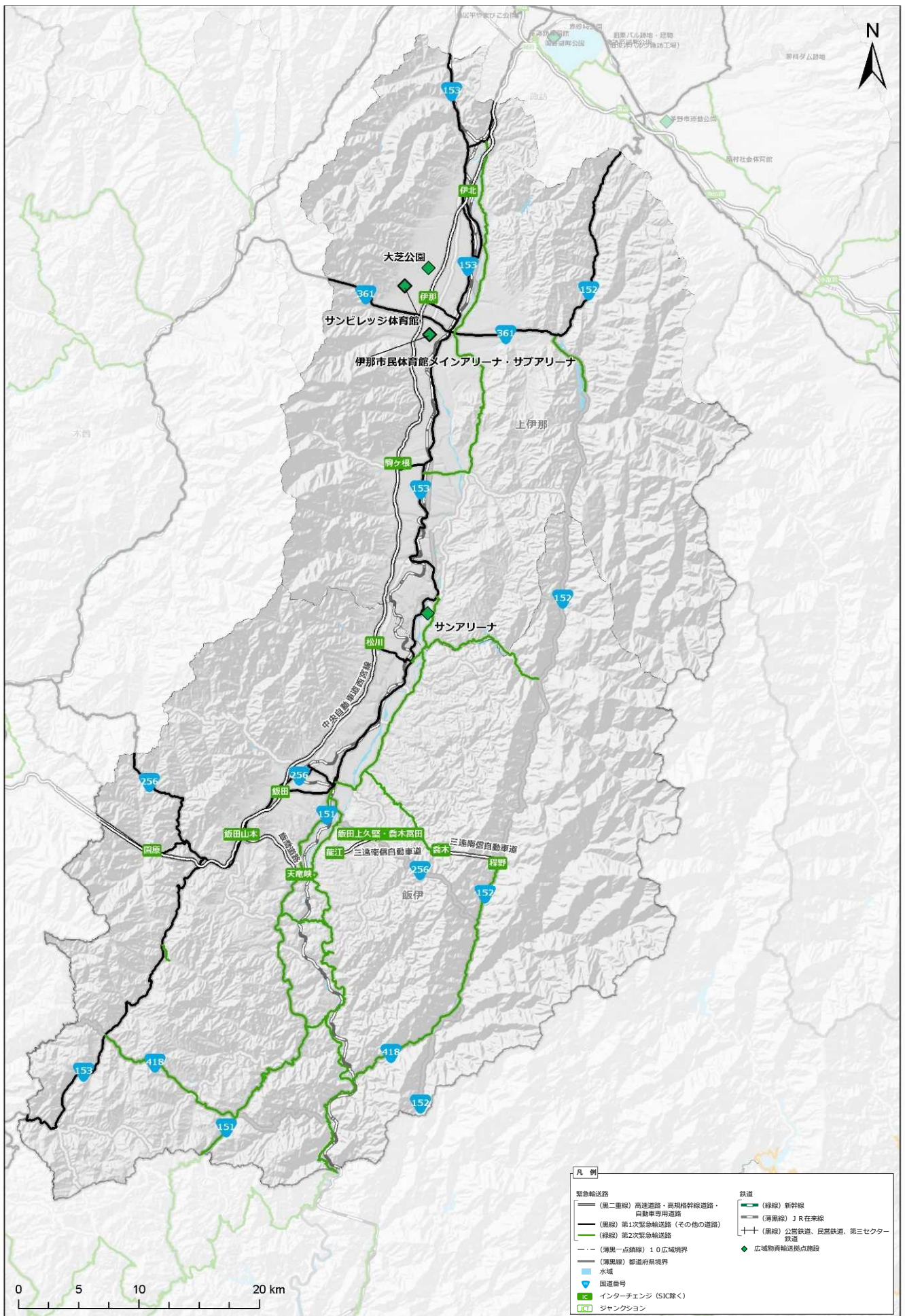


図 2-2 9 広域物資輸送拠点の位置図 (伊那・飯田ゾーン)

(5) 備蓄拠点

○ 長野県の備蓄拠点の一覧を表 2-9 に示す。

表 2-9 備蓄拠点一覧

No	広域	施設名称	所在地
1	佐久	佐久地域振興局	佐久市跡部 65-1
2	上小	上田地域振興局	上田市材木町 1-2-6
3	諏訪	諏訪地域振興局	諏訪市上川 1-1644-10
4	上伊那	上伊那地域振興局	伊那市荒井 3497
5	飯伊	南信州地域振興局	飯田市追手町 2-678
6	木曽	木曽地域振興局	木曽郡木曽町福島 2757-1
7	松本	松本地域振興局	松本市大字島立 1020
8		防災備蓄倉庫	松本市今井 4101-1 (松本平広域公園内陸上競技場北側)
9	大北	北アルプス地域振興局	大町市大町 1058-2
10	長野	長野地域振興局	長野市大字南長野南県町 686-1
11	北信	北信地域振興局	中野市大字壁田 955

合計 11 箇所

2. 4 広域防災拠点運用計画

(1) 広域防災拠点の開設

- 広域防災拠点の開設は、地方部を中心に、災害対策本部、市町村・施設管理者と調整し、広域防災拠点開設に向けた連絡を行う（図2-30）。
- 複数の配置ゾーンの広域防災拠点を同時に活用する場合に、主な被災地域との距離及び位置関係、応援部隊等の進入方向及び交通アクセス、広域防災拠点のリソース等を踏まえ、発災時に災害対策本部が拠点利用の優先順位を決定する方法について今後検討する。
- 広域防災拠点については、各種災害における被災地域外への設置を想定するが、発災後に利用可能な被災地域内の広域防災拠点施設については、被災地域内の防災拠点として活用する可能性がある。

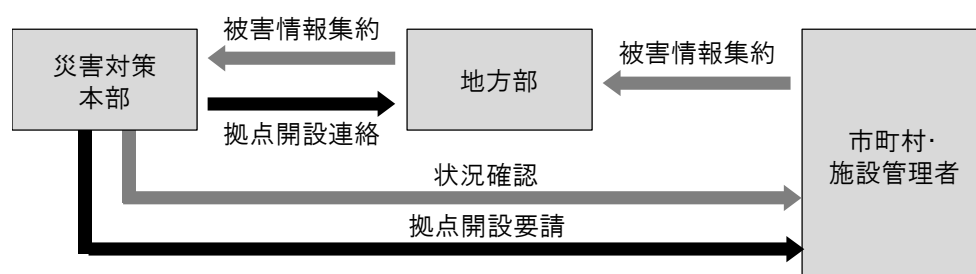


図2-30 広域防災拠点の開設に係る連絡体制

1) 開設基準

- 広域防災拠点は、以下の基準に該当する大規模災害が発生した場合に開設する。開設する広域防災拠点は、実際の災害発生箇所を考慮し、県災害対策本部室広域防災拠点担当が施設管理者と調整のうえ決定する。
 - ・長野県災害対策本部「全体体制」が発令されたとき
 - ・長野県災害対策本部「緊急体制」が発令されたとき
 - ・長野県災害対策本部「非常体制」が発令され、知事が必要と認めたとき
 - ・その他、知事が必要と認めたとき

2) 開設体制の確保、開設準備状況の報告及び待機

- 広域防災拠点の開設基準に該当する大規模災害が発生した場合、広域防災拠点担当は、広域防災拠点の緊急連絡先等の連絡体制を確保するとともに、施設管理者にその旨を伝達する。
- 広域防災拠点の施設利用可能時間外に開設基準に該当する大規模災害が発生した場合、配備職員は自主参集するとともに、地方部は、震度分布や浸水範囲等の情報から、被災地外に立地すると見込まれる広域拠点施設について、広域防災拠点担当からの開設要請を受けて配備職員に開設準備を指示する。
- 要請のあった広域防災拠点施設の管理者は、広域防災拠点施設の被害状況や周辺状況等の確認を行い、結果を地方部に電話又はファクシミリで報告するとと

- もに、地方部から到着した配備職員に伝達する。
- 配備職員は、県災害対策本部から連絡があるまで、広域防災拠点に待機する。

3) 開設の判断、施設管理者との連絡・調整等

- 県災害対策本部は、収集した広域防災拠点施設の使用可否の情報に基づき、以下の選定基準に基づき、開設する広域防災拠点を選定する。
- 広域防災拠点施設は、配置ゾーン毎に優先開設順位を予め設定する。
- 原則、震度分布や浸水範囲等から、概ね被災地外に立地していると見込まれる配置ゾーンの広域防災拠点施設を開設する。
- 施設管理者と協議の上、各配置ゾーンの広域防災拠点施設を必要に応じて開設する。
- 救助活動拠点は、陸路、空路の交通アクセスに優れ、拠点として十分な機能を有する「松本ゾーン」を優先的に開設する。ただし、「松本ゾーン」が被災している場合は、「長野若しくは上田・佐久ゾーン（検討中）」を優先的に開設する。
- その他の広域防災拠点施設については、施設一覧表（2. 3参照）を参考に、実際の被災状況を踏まえて開設する。
- 市町村が防災拠点として開設する場合は、原則、県は広域防災拠点として開設しない。
- 発災後に利用可能な被災地域内の広域防災拠点施設については、必要に応じて被災地域内の防災拠点として活用する。

4) 開設の要請

- 県災害対策本部室 広域防災拠点担当は、広域防災拠点を開設するにあたり、施設管理者に対し、配備職員を通じてあるいは直接電話又は口頭でその旨を伝達の上、後日ファクシミリ等により文書で要請する。

5) 防災関係機関等への開設連絡・調整

- 県災害対策本部室広域防災拠点担当は、広域防災拠点を開設するにあたり、広域防災拠点を利用する関係機関に対し、広域防災拠点の施設名称、位置、利用可能状況等を連絡する。
- 配備職員は、応援部隊等の受入れ準備を行う。

(2) 広域防災拠点との連絡調整

- 県災害対策本部又は地方部と広域防災拠点の連絡調整は、県地方部が派遣する配備職員が到着するまでの間は広域防災拠点の管理者が行い、配備職員が到着した場合は、配備職員を通じて行う。配備職員は、通信手段として携帯電話等を持参する。

- 広域防災拠点の管理者又は配備職員は、広域防災拠点の利用状況や、調整が必要な課題を県災害対策本部室 広域防災拠点担当に連絡する。

(3) 広域防災拠点の運営

1) 広域防災拠点の運営体制

- 広域防災拠点施設を利用する部隊等との連絡・調整、施設利用に係る施設管理者との調整については、配備職員が実施する。
- 広域防災拠点間の調整については、県災害対策本部室 広域防災拠点担当が行い、配備職員へ指示する。ただし、同一ゾーン内における広域防災拠点間の軽微な調整については、県災害対策本部の指示を待たずに各配備職員間で調整を行い、結果を県災害対策本部に報告する等、柔軟に対応する。
- 施設管理者、配備職員及び施設を利用する関係機関の代表者で運営調整を行う。会議の開催頻度は、状況に応じて適宜変更する。

2) 施設特性に応じた留意点

- 一般客が利用する施設（運動公園等）については、発災直後の一時避難場所の確保等、一般客の安全確保に留意する。

(4) 国、他地方公共団体、関係機関等との連携体制

1) 国の現地対策本部との連携

- 広域防災拠点の周辺に国の現地対策本部が設置された場合、配置職員は、県災害対策本部から派遣されたリエゾンとの情報共有を図る。

2) 他都道府県・県内市町村との連携

- 他の援都道府県や、県内の非被災市町村による応援職員に対し、被害情報の提供を行うなど、安全な活動を支援する。

(5) 広域防災拠点開設の行動計画（救助活動拠点・進出拠点）

1) 目標

県は、救助活動拠点を設置し、応援部隊等に被害情報、道路情報等の必要な情報や、応援部隊等のベースキャンプ、自衛隊の補給拠点、特殊車両の待機場所等を提供することにより、円滑な救助活動の実施を支援する。

2) 基本方針

- 地方部は、広域防災拠点の開設準備や、開設後の情報連絡を行うため、職員を派遣する。
- 広域防災拠点施設の管理者は、発災後、被害状況を報告する。
- 県災害対策本部は、広域防災拠点施設の管理者に対し、拠点開設を要請する。
- 配備職員は、応援部隊等の受入れ準備を行う。

3) 関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課		主な対応
関係機関	自衛隊		・災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関する事
	警察庁		・警察災害派遣隊の派遣
	DMAT		・医療救護活動
	消防庁		・緊急消防援助隊の派遣
	国土交通省各地方整備局		・緊急輸送を確保するために必要な国道の啓開、自治体管理道路の啓開支援
	長野県警察本部		・警察災害派遣隊の援助の要求
	施設管理者		・広域防災拠点施設の開設・運営管理
	立地市町村		・広域防災拠点施設の利用調整
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 広域防災拠点 担当	・自衛隊、警察、緊急消防援助隊等との拠点利用に係る総合調整に係ること
		災害医療本部	・DMATの活動調整
		広域応援・救助 担当（消防応援 活動調整本部）	・救助部隊（陸上・航空）の活動調整に関する事 ・緊急消防援助隊の活動調整
	企画振興部	交通政策課 松 本空港利活用・ 国際化推進室	・松本空港の管理に関する事
	建設部	都市・まちづく り課	・広域防災拠点施設の管理
		河川課	
地方部			・広域防災拠点の開設、情報連絡を行う職員の派遣

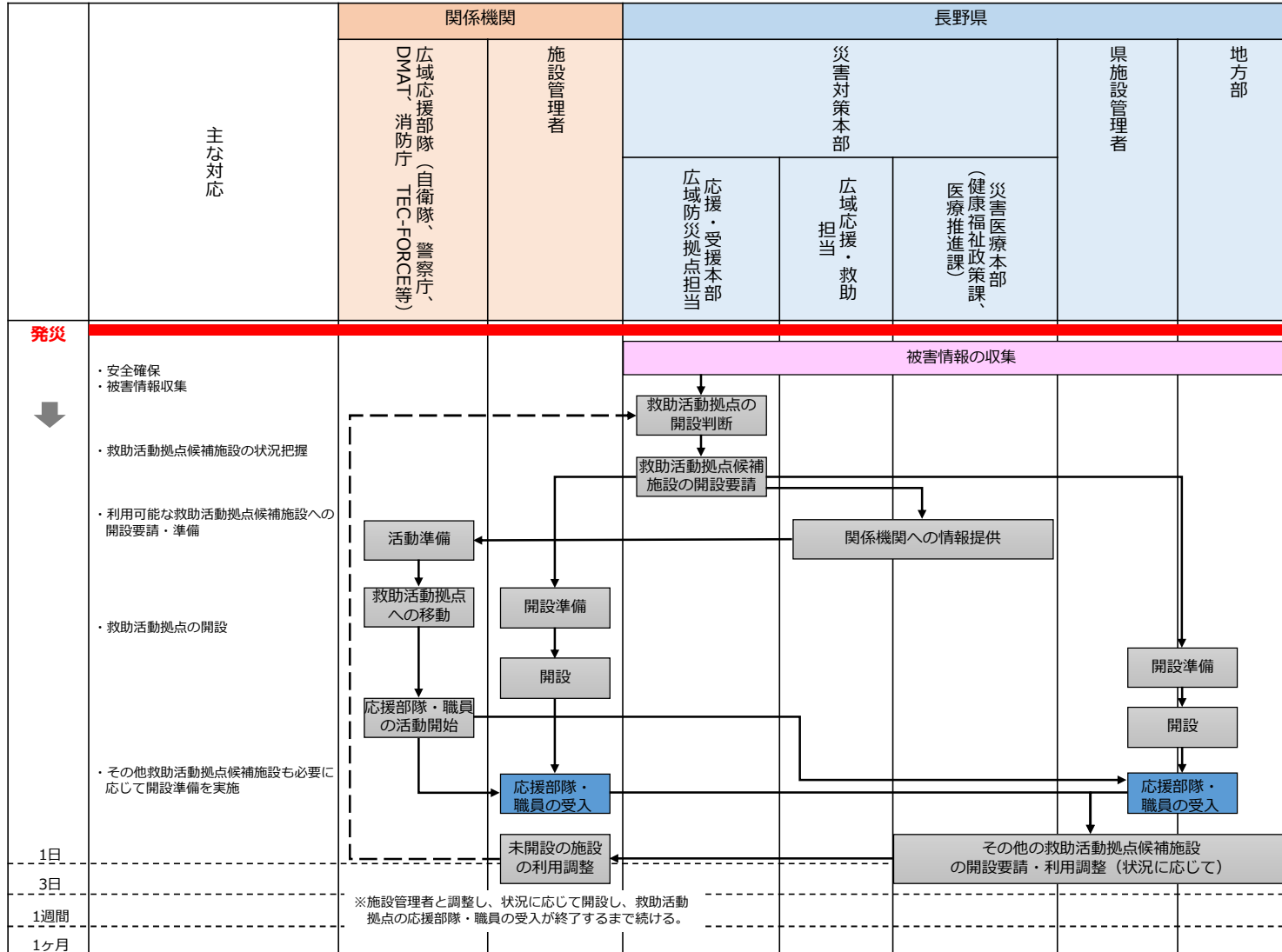
4) 活動に係る実施事項

- 県地方部は、広域防災拠点の開設基準に該当する大規模災害の発生を覚知した場合、広域防災拠点の開設準備のため、職員を派遣する。
- 広域防災拠点施設の管理者は、県の開設要請に対して発災後、広域防災拠点施設の被害状況や周辺状況等を報告する。
- 県災害対策本部室広域防災拠点担当は、広域応援部隊による救助活動拠点の利用調整をはじめとする、広域応援部隊や拠点立地市町村等との総合調整を行う。
- 県災害対策本部室広域防災拠点担当は、被害情報に基づき、救助活動拠点の開設判断、救助活動拠点候補施設の利用状況の確認、開設要請を行う。
- 県災害医療本部及び活動調整担当は、施設管理者から報告される救助活動拠点の利用状況を踏まえ、広域応援部隊の応援要請を行う。

行動計画「活動の時系列」(案) (1) 救助活動拠点

初動対応 対応手順 当面の目標

■ 発災直後の被害情報の収集、救助活動拠点候補施設の施設管理者との施設の利用調整、応援部隊・職員の入受までの基本的な手続きを示す。



(6) 広域防災拠点開設の行動計画（航空搬送拠点）

1) 目標

県は、航空搬送拠点を設置し、重篤な負傷者等を県外へ搬送する広域医療搬送の実施を支援する。

2) 基本方針

- 地方部は、広域防災拠点の開設準備や、開設後の情報連絡を行うため、職員を派遣する。
- 広域防災拠点施設の管理者は、発災後、被害状況を報告する。
- 県災害対策本部は、広域防災拠点施設の管理者に対し、拠点開設を要請する。
- 配備職員は、応援部隊等の受入れ準備を行う。

3) 関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課	主な対応	
関係機関	自衛隊	・災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関する事	
	警察庁	・警察災害派遣隊の派遣	
	DMAT	・医療救護活動	
	消防庁	・緊急消防援助隊の派遣	
	被災地外医療機関	・医療救護活動	
	長野県警察本部	・警察災害派遣隊の援助の要求	
	施設管理者	・広域防災拠点施設の開設・運営管理	
	立地市町村	・広域防災拠点施設の利用調整	
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 広域防災拠点担当	・自衛隊、警察、緊急消防援助隊等との拠点利用に係る総合調整に係ること
		災害医療本部	・DMATの活動調整
		広域応援・救助担当（消防応援活動調整本部）	・救助部隊（陸上・航空）の活動調整に関する事 ・緊急消防援助隊の活動調整
	企画振興部	交通政策課 松本空港利活用・国際化推進室	・松本空港の管理に関する事
地方部		・施設の利用調整に関する事	

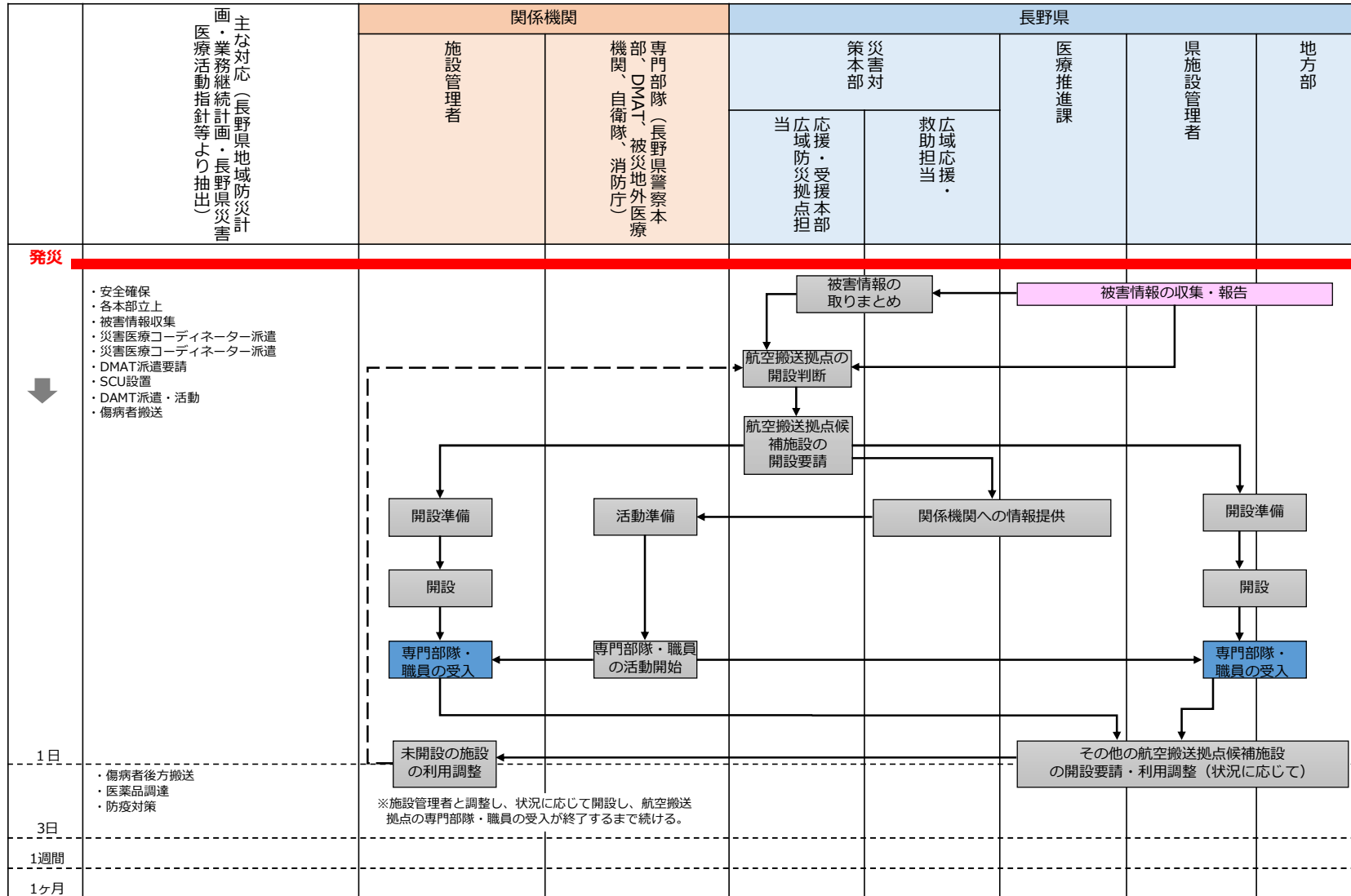
4) 活動に係る実施事項

- 県地方部は、広域防災拠点の開設基準に該当する大規模災害の発生を覚知した場合、広域防災拠点の開設準備のため、職員を派遣する。
- 広域防災拠点施設の管理者は、発災後、広域防災拠点施設の被害状況や周辺状況等を報告する。
- 県災害対策本部室広域防災拠点担当は、広域応援部隊による航空搬送拠点の利用調整をはじめとする、広域応援部隊や拠点立地市町村等との総合調整を行う。
- 県災害対策本部室広域防災拠点担当は、被害情報を踏まえ、航空搬送拠点の開設判断、開設要請を行う。

行動計画「活動の時系列」(案) (2) 航空搬送拠点

初動対応 対応手順 当面の目標

■災害直後の被害情報の収集、航空搬送拠点候補施設の施設管理者との利用調整、専門部隊の受入までの基本的な手続きを示す。



(7) 広域防災拠点開設の行動計画（広域物資輸送拠点）

1) 目標

県は、広域物資輸送拠点を設置し、陸路又は空路（空港・ヘリポートを利用）により、国や他都道府県等から供給された支援物資の受入れや被災地域内の市町村への配分を支援する。

2) 基本方針

- 地方部は、広域防災拠点の開設準備や、開設後の情報連絡を行うため、職員を派遣する。
- 広域防災拠点施設の管理者は、発災後、被害状況を報告する。
- 県災害対策本部は、広域防災拠点施設の管理者に対し、拠点開設を要請する。
- 配備職員は、支援物資等の受入れ準備を行う。

3) 関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課	主な対応	
関係機関	長野県倉庫協会	・食料、生活必需品等の保管等の倉庫による保管協力	
	長野県警察本部	・交通規制に関すること ・緊急通行車両等の確認事務に関すること	
	長野県トラック協会	・災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送協力	
	赤帽長野県軽自動車運送協同組合	・食料、生活必需品等の輸送協力	
	自衛隊	・災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること	
	国土交通省北陸信越運輸局	・災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること	
	立地市町村	・広域防災拠点施設の利用調整	
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 広域防災拠点担当	・自衛隊、警察、緊急消防援助隊等との拠点利用に係る総合調整に係ること
		物資調整担当	・食料品、生活必需品等の輸送に関すること
	県民文化部	くらし安全・消費生活課	・食料・生活物資の調達に関すること
	健康福祉部	食品・生活衛生課	・棺、ドライアイス等の手配要請に係る支援に関すること
		薬事管理課	・備蓄医薬品・衛生材料の供給に関すること ・医療ガスの供給に関すること
	環境部	水大気環境課	・飲料水供給の応援に関すること
	産業労働部	産業政策課	・生活必需品等物資の供給に係る協定締結団体への要請に関すること
	農政部	農業政策課	・食料品等供給に係る協定締結団体への要請に関すること
		農業技術課	・主要食糧の調達に関すること

関係機関・課		主な対応
建設部	都市・まちづくり課	・広域防災拠点の管理
教育委員会事務局	スポーツ課 教学指導課	
地方部		
		<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用調整に関する事 ・救助物資及び災害対策用資機（器）材の備蓄・調達に関する事 ・資材、人員、生活必需品等の緊急輸送に関する事

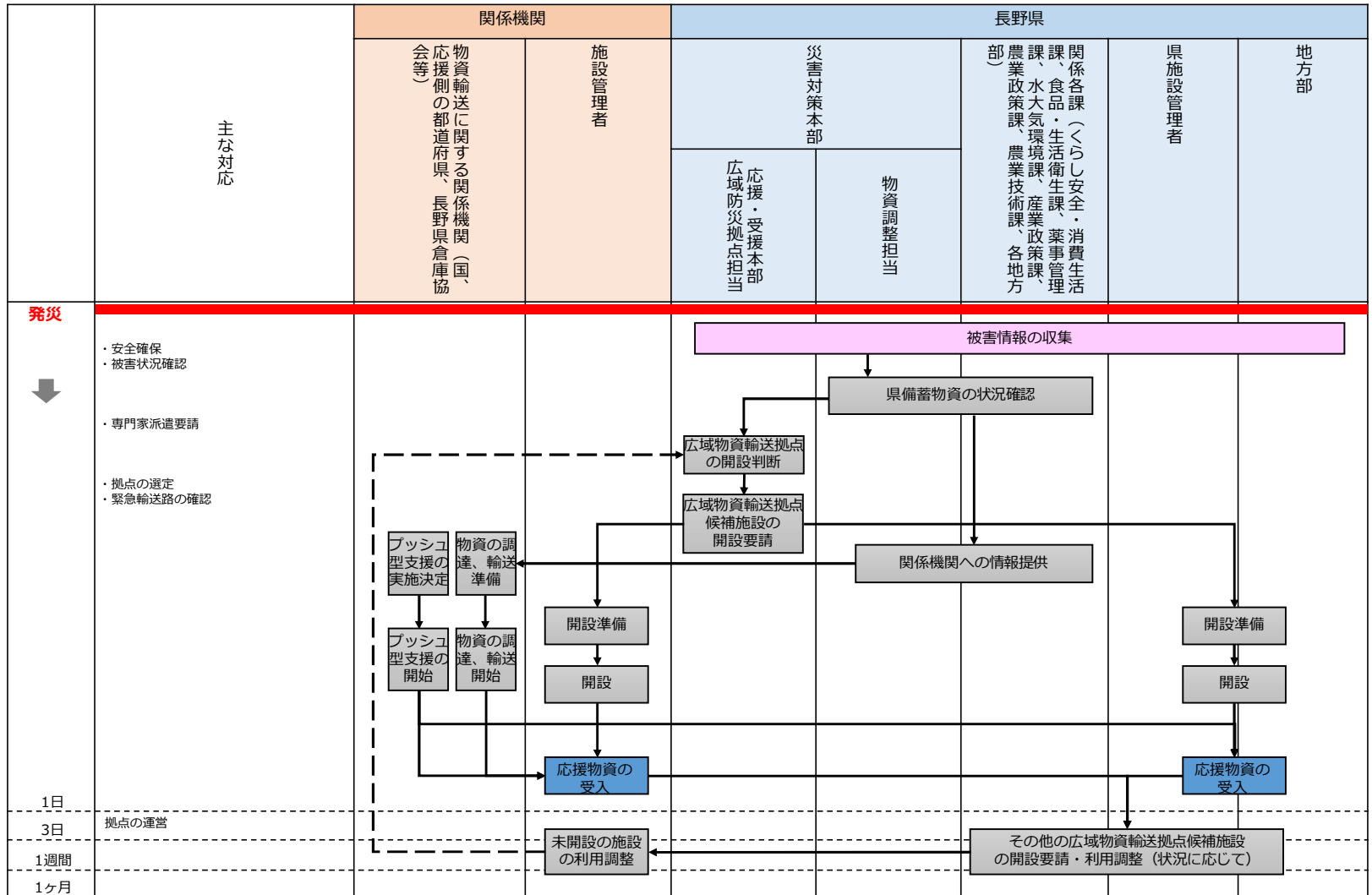
4) 活動に係る実施事項

- 県地方部は、広域防災拠点の開設基準に該当する大規模災害の発生を覚知した場合、広域防災拠点の開設準備のため、職員を派遣する。
- 広域防災拠点施設の管理者は、発災後、広域防災拠点施設の被害状況や周辺状況等を報告する。
- 県災害対策本部室広域防災拠点担当は、広域物資輸送拠点の利用に係る関係機関、立地市町村等との総合調整を行う。
- 県関係課は、県備蓄物資の状況を確認し、必要に応じて関係機関への応援要請を行う。
- 県災害対策本部室広域防災拠点担当は、広域物資輸送拠点の開設判断、利用状況の確認及び開設要請を行う。

行動計画「活動の時系列」(案) (3) 広域物資輸送拠点

初動対応 対応手順 当面の目標

■ 発災直後の被害情報の収集、広域物資輸送候補施設の施設管理者との施設の利用調整、応援物資受入までの基本的な手続きを示す。



※施設管理者と調整し、状況に応じて開設し、広域物資輸送拠点での応援物資受入が終了するまで続ける。

第3章 機能別活動計画

3.1 機能別活動計画の基本方針

(1) 機能別活動計画の目的

- 機能別活動計画は、大規模災害時における県外からの支援が必要な機能（業務項目）を具体化し、対応の流れ及び調整窓口を明確化することにより、県及び市町村に対する人的・物的支援を円滑に受け入れることを目的とする。
- 機能別活動計画では、本県において支援が必要な機能について、県関係課及び関係機関の事務分掌と活動の流れを整理し、関係機関との連携手順をとりまとめている。また、併せて連絡先、関連計画等の情報も整理している。
- 機能別活動計画は、本県の体制の変化等を踏まえ、継続的に更新していくものとする。

(2) 受援業務項目

- 近年の大規模災害時における受援事例や、検討委員会及び専門部会の意見、内閣府ガイドライン並びに県関係部局及び市町村に対する人的リソース・ニーズのアンケート調査結果を踏まえ、受援対象業務を抽出した。
- 受援対象業務として、内閣府ガイドラインに示されている「活発な応援が実施されている業務」*のほか、山岳県における初動時に重要となる「航空医療搬送」や、既往災害においても課題となった「遺体の対応」及び「緊急車両・優先給油施設への燃料供給」を抽出した（表3-1）。

※ 内閣府ガイドラインに示されている「活発な応援が実施されている業務」

- | | |
|-----------------|------------------|
| ○救助・救急活動 | ○避難所等、被災者の生活対策 |
| ○特別な配慮が必要な人への対策 | ○物資等の輸送、供給対策 |
| ○ボランティアとの連携・協働 | ○公共インフラ被害の応急措置等 |
| ○建物、宅地等の応急危険度判定 | ○被害認定調査、罹災証明の交付等 |
| ○生活再建支援 | ○災害廃棄物処理 |

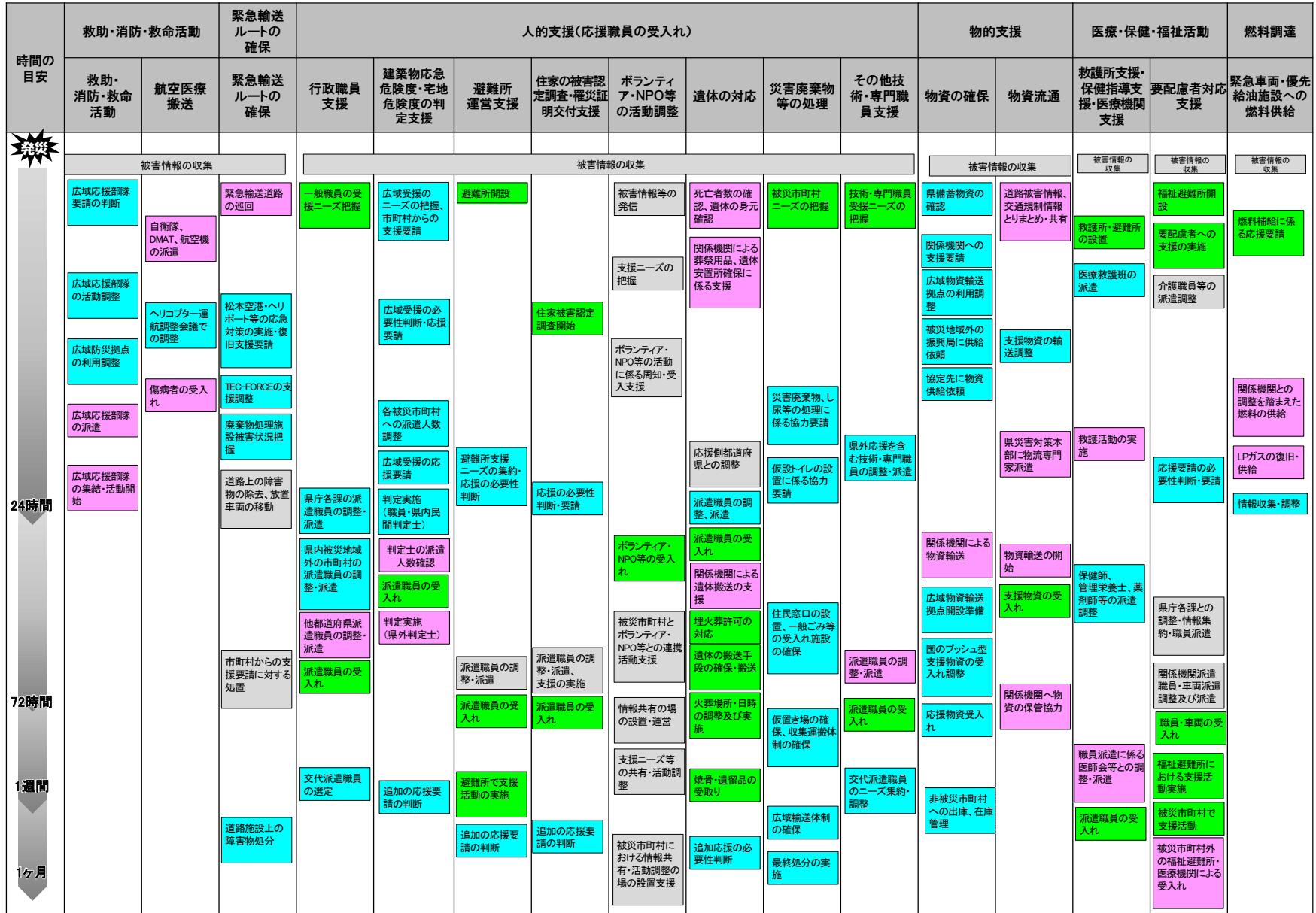
このうち、「生活再建支援」については、「3.(1) 行政職員支援」の枠組みで実施。

表 3-1 長野県機能別活動計画の構成及び想定災害別の受援対象業務

受援対象業務	地震					風水害	火山災害
	糸魚川―静岡 構造線断層帯 (全体)	長野盆地西縁 断層帯	伊那谷断層帯 (主部)	(陸側ケース) 巨大地震 南海トラフの	首都直下地震		
1. 救助・消防・救命活動							
(1)救助・消防・救命活動	○	○	○	○		○	○
(2)航空医療搬送	○	○	○	○	○	○	○
2. 緊急輸送ルート確保に係る活動方針							
(1)緊急輸送ルート確保	○	○	○	○		○	○
3. 人的支援(応援職員の受入れ)に係る活動方針							
(1)行政職員支援	○	○	○	○		○	○
(2)建築物応急危険度・宅地 危険度の判定支援	○	○	○	○			
(3)避難所運営支援	○	○	○	○		○	○
(4)住家の被害認定調査・罹災 証明交付支援	○	○	○	○		○	○
(5)ボランティア・NPO等の活動 調整	○	○	○	○	○	○	○
(6)遺体の対応	○	○	○	○		○	○
(7)災害廃棄物等の処理	○	○	○			○	○
(8)その他技術・専門職員支援	○	○	○	○	○	○	○
4. 物的支援に係る活動方針							
(1)物資の確保	○	○	○			○	○
(2)物資流通	○	○	○	○		○	○
5. 医療・保健・福祉活動に係る活動方針							
(1)救護所支援・保健指導支 援・医療機関支援	○	○	○	○		○	○
(2)要配慮者対応支援	○	○	○	○		○	○
6. 燃料調達に係る活動方針							
(1)緊急車両・優先給油施設 への燃料供給	○	○	○			○	○

(3) 受援対象業務全体の流れ

大規模災害の発災後における、全受援対象業務の流れを図 3-1 に示す。



※業務開始時期の順序の目安を示している。

図 3-1 全受援対象業務の流れ

凡例

- 関係機関
- 長野県
- 市町村
- 複数機関

(4) 支援に伴う費用負担及び事故時の責任

1) 費用負担の考え方

- 協定に基づく応援要請を行った場合、支援に要した経費については、原則として受援側（被災地方公共団体）が負担することとする。詳細については、当該協定等に定めるとおりとする。
- 協定に基づかない応援要請を行った場合、支援に要した経費については、原則として受援側が負担することとする。費用負担については、可能な範囲であらかじめ受援側の地方公共団体、民間企業、支援団体等と取り決めておくものとする。
- 協定に基づかない自主的な応援の場合については、受援側の地方公共団体、民間企業、支援団体等に対し、原則として支援に要する費用の負担を依頼する。費用負担については、可能な範囲であらかじめ受援側の地方公共団体、民間企業、支援団体等と取り決めておくものとする。

2) 事故時の責任の考え方

- 受援者が業務の従事中に負傷、疾病又は死亡した場合における補償等に要する費用や、業務上第三者に損害を与えた場合などの費用負担については、あらかじめ受援側の地方公共団体、民間企業、支援団体等と取り決めておくものとする。

<参考>

- 災害救助法が適用された場合に、支払対象となる主な業務を表3-2に示す。

なお、知事の要請を受けて災害救助法に規定する医療を行う救護班として活動する場合に要する費用については、災害救助法が適用された場合、県が支弁する。

表3-2 主な応援・支援業務における災害救助法の対象経費

応援・支援業務	要員	救助法対象経費
災害対策本部支援	災害対策本部支援要員	※対象外 対象経費は、原則として被災者の応急救助に直接対応した職員のみが対象
避難所運営	避難所運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○仮設トイレの汲み取りや警備等の臨時職員雇い上げ経費
物資集積拠点運営	物資集積拠点運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ※救助法の救助物資外（化粧品等）の仕分け等の業務は、対象外
給水	給水車の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○車両の燃料代、高速代 ※給水車の水については、原則対象外
健康・保健	保健師等の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費
被災者の生活支援	住家被害認定、罹災証明書交付業務要員	※対象外
災害廃棄物処理	ごみ収集車の派遣	※対象外 救助法に基づく応急救助ではないため

※救助法対象経費については、「災害救助事務取扱要領」等を参考

※上記のほか、被害を受けた地方公共団体等からの応援等に要した経費（災害時相互応援協定に基づく応援）、災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費（地方自治法第252条の17に基づく職員派遣）については、特別交付税措置が講じられている（罹災証明関係事務の応援経費についても特別交付税措置）（特別交付税に関する省令第3条1項第一号）。

出典）地方公共団体のための災害時支援体制に関するガイドライン（内閣府、平成29年3月）

3. 2 機能別活動の行動計画及び業務カルテ

(1) 救助・消防・救命活動

1) 目標

- 県は、人命救助を最優先事項とし、自衛隊、消防、警察、DMAT、TEC-FORCE 等の関係機関による応援を円滑に受け入れ、被災地域における救助・消防・救命活動を支援する。

2) 基本方針

- 県は、人的被害、建物被害、火災の発生状況、道路状況等の被害情報を収集、政府現地対策本部をはじめとする関係機関と共有し、発災 72 時間後までを目処とした救助・消防・救命活動、緊急輸送ルートの確保の実施を関係機関に要請する。
- 広域応援部隊（自衛隊、警察、消防、DMAT、TEC-FORCE）は、必要に応じて広域防災拠点に一時集結し、被害情報や道路情報を共有した上で、災害対策本部で決定された対処方針に従い、災害現場での救助・消防・救命活動を実施または支援する。
- 市町村は、管内の被害状況を踏まえ、救助・消防・救命活動に係る応援が必要と判断した場合は、直ちに知事に対して応援要請を行う。

3) 関係機関・関係課の主な対応

関係機関・課		主な対応
関係機関	自衛隊	・災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関する事
	警察庁	・警察災害派遣隊の派遣に関する事
	DMAT・医療救護班	・医療救護活動に関する事
	消防庁	・緊急消防援助隊の派遣に関する事
	国土交通省各地方整備局	・緊急輸送を確保するために必要な国道の啓開、自治体管理道路の啓開支援に関する事
	長野県警察本部	・警察災害派遣隊の援助の要求に関する事
長野県	応援・受援本部 人的応援・受援担当	・人的応援・受援の総合調整に関する事
	活動調整担当	・自衛隊、警察、緊急消防援助隊等との総合調整に関する事
	災害対策本部 災害医療本部	・DMAT・医療救護班の派遣に関する事
	広域応援・救助担当 (消防応援活動調整本部)	・救助部隊(陸上・航空)の活動調整に関する事 ・緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊の活動調整に関する事 ・緊急消防援助隊の活動調整に関する事
	交通政策課 松本空港 理活用・国際化推進室	・松本空港の管理に関する事
	健康福祉政策課	・所管する現地機関及び県立病院機構の応急対策等に関する事

	関係機関・課	主な対応
	医療推進課	・災害医療本部の設置及び運営に関すること
	建設政策課 技術管理室	・部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する こと ・協定に基づく、TEC-FORCE への応援要請及び建設 産業団体への資機材・要員の派遣要請の調整
	道路管理課	・道路情報の収集及び提供に関すること ・道の駅の防災拠点としての整備推進に関すること
	道路建設課	・緊急輸送路の整備に関すること ・有料道路(道路公社管理)の被害状況の情報収集に 関すること
	都市・まちづくり課	・防災拠点(松本平広域公園)の管理に関すること
	各地方部	・被災市町村におけるニーズの集約に関すること
	被災市町村	・緊急消防援助隊の応援要請に関すること ・長野県市町村災害時相互応援協定に基づく応援要 請に関すること

4) 活動に係る実施事項

- 県各地方部は、被災市町村における被害情報を把握し、県災害対策本部に報告する。
- 県各地方部は、市町村からの報告がない場合には、大規模災害等の発生を想定し、当該市町村にリエゾン⁵を派遣するなど、情報収集に努める。
- 県災害対策本部は、広域応援部隊の要請を判断し、派遣された広域応援部隊の活動調整を行う。
- 県災害対策本部は、被災地域外に広域防災拠点を設置し、利用区分を関係機関に伝達する。
- 県災害対策本部は、拠点の利用区分等について、各広域応援部隊と調整を行う。
- 県関係課及び関係機関は、通行規制情報など道路情報を収集し、災害対策本部に報告する。
- 災害対策本部は、集約した道路情報等を関係機関と共有する。
- 市町村は、必要と判断した場合は、直ちに緊急消防援助隊の応援要請を行う。

⁵ リエゾン：災害が発生又は発生するおそれのある場合に、支援組織から被災市町村等に派遣され、情報収集や現地ニーズの把握を行う職員。

5) 受援担当部局

種別 ※	支援先	支援元	担当部局		調整先
			ニーズ・対応状況の把握	調達・確保	
①	被災地域内の市町村	県内被災地域外の市町村	応援・受援本部	市町村班	県内被災地域外の市町村
③	被災地域内の市町村	DMA T 指定病院	災害医療本部	災害医療本部	DMA T 指定病院
		医療救護班派遣団体	災害医療本部	災害医療本部	医療救護班派遣病院

※①「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援

② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援

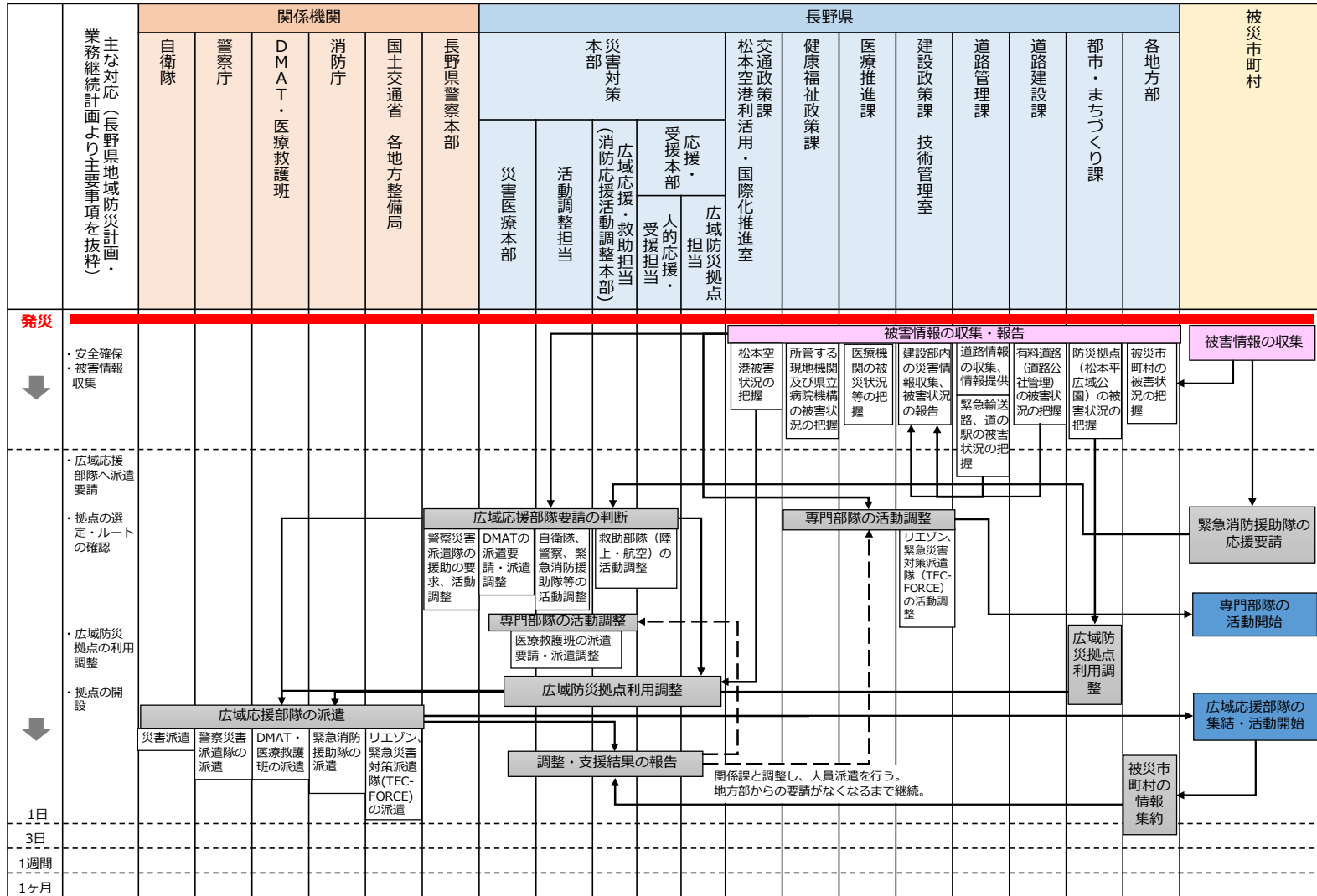
③ 他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援（県において調整）

④ 他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援

行動計画「活動の時系列」(案) (1) 救助・消防・救命活動

初動対応 対応手順 当面の目標

■ 発災直後からの被害情報を収集、自衛隊、警察、消防等の広域応援部隊の派遣要請、受け入れまでの基本的な手続きを示す。



(2) 航空医療搬送

1) 目標

- 県は、国、他都道府県、自衛隊、消防、警察、医療機関等の関係機関に対して応援要請を行うとともにヘリコプター運航調整会議を開催し、円滑な航空医療搬送を実施する。

2) 基本方針

- 県は、航空搬送拠点を速やかに確保し、SCU を設置するとともに、医療搬送に使用する航空機を確保し、その運航調整を行う（国が調整するものを除く）。
- 県は、より迅速かつ効率的な搬送が実施されるよう搬送先を検討する。
- 関係機関は、県の要請に応じ、DMAT その他の人員及び航空機を派遣し、医療搬送を行うとともに、被災地域外では、被災地域からの患者の受入体制を確保する。

3) 関係機関・関係課の主な対応

		関係機関・課	主な対応
関係機関	厚生労働省		・ 広域医療搬送に関する事 ・ 広域的なドクターヘリの派遣調整等に関する事
	自衛隊		・ 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関する事
	被災地外医療機関		・ 傷病者の受入れに関する事
	ドクターヘリ連絡担当基地病院		・ 地域ブロック内ドクターヘリの派遣調整等に関する事
	DMAT		・ 医療救護活動に関する事
	長野県警察本部		・ 警察災害派遣隊の援助の要求に関する事
	施設管理者		・ 施設の使用に関する事
長野県	災害対策本部	災害医療本部 活動調整担当	・ 各機関のヘリコプターの運航調整に関する事 ・ ヘリ運航調整会議に関する事 ・ DMAT 派遣要請に関する事 ・ SCU の設置・運営に関する事 ・ ドクターヘリの運航に関する事 ・ 救護所・医療機関等の状況把握に関する事
		応援・受援本部 人的応援・受援担当	・ 人的応援・受援の総合調整に関する事
		広域応援・救助担当 (消防応援活動調整本部)	・ 救助部隊(陸上・航空)の活動調整に関する事 ・ 消防防災ヘリコプターの運航に関する事
	交通政策課 松本空港利活用・国際化推進室		・ 松本空港の管理に関する事
	医療推進課		・ 災害医療本部に関する事
	各地方部		・ 被害情報の収集・伝達に関する事

被災市町村	・災害対策基本法第68条の規定に基づく県への応援要請に関すること
-------	----------------------------------

4) 活動に係る実施事項

- 県災害対策本部は、収集した被害情報に基づき、関係機関の応援が必要と認めるときは、人員及び航空機の派遣を関係機関に要請する。
- 県災害対策本部は、ヘリコプターの安全な運航を確保するため、関係機関とヘリコプター運航調整会議を開催し、ヘリコプターの運航調整を行う。
- 県関係課は、航空搬送拠点の被災状況の確認を行う。
- 県関係課は、施設管理者等の了解のもと SCU を設置する。
- 県関係課は、被災地域外の医療機関での患者の受入要請を行う。
- 県関係課は、関係機関とともに患者の搬送調整を行う。

5) 受援担当部局

種別※	支援先	支援元	担当部局		調整先
			ニーズ・対応状況の把握	調達・確保	
②③	被災地域内の市町村	消防防災航空隊 (県外含む)	応援・受援本部	危機管理部	消防防災航空隊 (県外含む)
③	被災地域内の市町村	自衛隊	応援・受援本部	危機管理部	自衛隊
		海上保安庁	応援・受援本部	危機管理部	第九管区海上保安本部
		厚生労働省	災害医療本部	健康福祉部	厚生労働省
		他都道府県	災害医療本部	健康福祉部	厚生労働省
		聖隷三方原病院	災害医療本部	健康福祉部	聖隷三方原病院
④	—	—	交通政策課松本空港利活用・国際課推進室	—	松本空港管理事務所

- ※①「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援
- ② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援
 - ③ 他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援（県において調整）
 - ④ 他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援

(3) 緊急輸送ルートの確保

1) 目標

- 県は、国土交通省 TEC-FORCE による技術的支援を受け入れ、管理施設の被害状況調査、緊急輸送ルートの道路啓開、緊急排水、土砂災害危険箇所などの二次災害の防止等の対応を円滑に実施する。
- 県は、松本空港の復旧を実施する。
- 県は、ヘリポートについて市町村等による復旧を支援する。

2) 基本方針

- 県は、人的被害、建物被害、火災の発生状況、道路状況等の被害情報を収集、政府現地対策本部をはじめとする関係機関と共有し、発災 72 時間までの人命救助を最優先に、その後、孤立地域の解消や、都市部への支援物資の輸送等を優先した道路啓開支援を関係機関に要請する。
- 関係機関は、緊急輸送道路上の障害物の除去、放置車両の移動について、県及び市町村等に対する応援を実施する。
- 地方整備局は、県及び市町村の要請を受けて TEC-FORCE を派遣し、被害状況調査、道路啓開等に係る技術的支援を実施する。
- 市町村は、管理道路上の放置車両等の障害物の移動を行い、緊急通行車両の通行ルートを確認する。対応力を超える障害物が発生した場合は、知事等への応援要請を行う。

3) 関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課		主な対応
関係機関	国土交通省 各地方整備局		・緊急輸送を確保するために必要な道路（直轄国道以外の路線）の啓開に係る技術的支援に関する事
	関東農政局		・被災した農地・農業用施設の初期情報収集、緊急概査、技術支援に関する事。
	東日本高速道路(株)・中日本高速道路(株)		・上信越自動車道、長野自動車道、中部横断自動車道、中央自動車道の防災に関する事
	県建設業協会		・県が管理する公共施設の応急対策業務への協力に関する事
	長野県警察本部	交通規制課	・道路調査及び交通情報の収集、伝達に関する事 ・交通規制に関する事
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 人的応援・受援担当	・人的応援・受援の総合調整に関する事
		総括調整担当	・市町村等からの応急対応要請の総合調整に関する事
	交通政策課 松本空港利活用・国際化推進室		・松本空港の管理に関する事
	資源循環推進課		・災害廃棄物の処理に係る調整に関する事

農地整備課	・農地の応急対策等に関すること
信州の木活用課	・林道及び林業関連施設の応急対策等に関すること
建設政策課技術管理室	・TEC-FORCE への応援要請の調整に関すること ・土木資材の確保に関すること
道路管理課	・通行の規制及び迂回路に関すること ・道路障害物の除去（啓開）に関すること
各地方部	・被災市町村におけるニーズの集約に関すること
被災市町村	・災害対策基本法第68条の規定に基づく県への応援要請に関すること

4) 活動に係る実施事項

- 地方部、県関係課、関係機関は、県災害対策本部室へ被害状況を報告する。
- 県災害対策本部は、被災市町村からの道路啓開に関する応援要請をとりまとめ、建設部（技術管理室、道路管理課）へ要請を行う。建設部は、関係機関等へ支援要請を実施し、市町村支援調整を実施する。建設部は、調整結果を県災害対策本部室へ報告する。
- 建設部は、道路啓開の実施に向けた活動調整を行い、県災害対策本部室へ報告する。
- 県関係課は、県管理道路の啓開及び災害対策基本法に基づく放置車両の移動等を実施する。
- 県関係課は、協定に基づく県建設業協会への応援要請や、地方整備局に対する TEC-FORCE の派遣要請及び災害対策用車両等の支援要請を行う。
- 県関係課は、各地方整備局から市町村に派遣されるリエゾンの派遣調整を行う。
- 県関係課は、市町村に対し、緊急通行車両の通行ルート確保について指示する。
- 県関係課は、緊急輸送路として確保すべき道路上の障害物除去の実施について、市町村を支援する。
- 県関係課は、除去された道路施設上の障害物に係る処分を実施する。
- 市町村は、市町村管理道路上の放置車両等の障害物の移動を実施する。必要に応じて、知事等に対し応援要請を行う。
- 県関係課は、道路啓開、復旧状況等を県災害対策本部室へ報告し、災害対策本部室は地方部へ情報提供する。

5) 受援担当部局

種別 ※	支援先	支援元	担当部局		調整先
			ニーズ・対応状況の把握	調達・確保	
①					
②					
③					
④					

- ※① 「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援
- ② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援
- ③ 他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援（県において調整）
- ④ 他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援

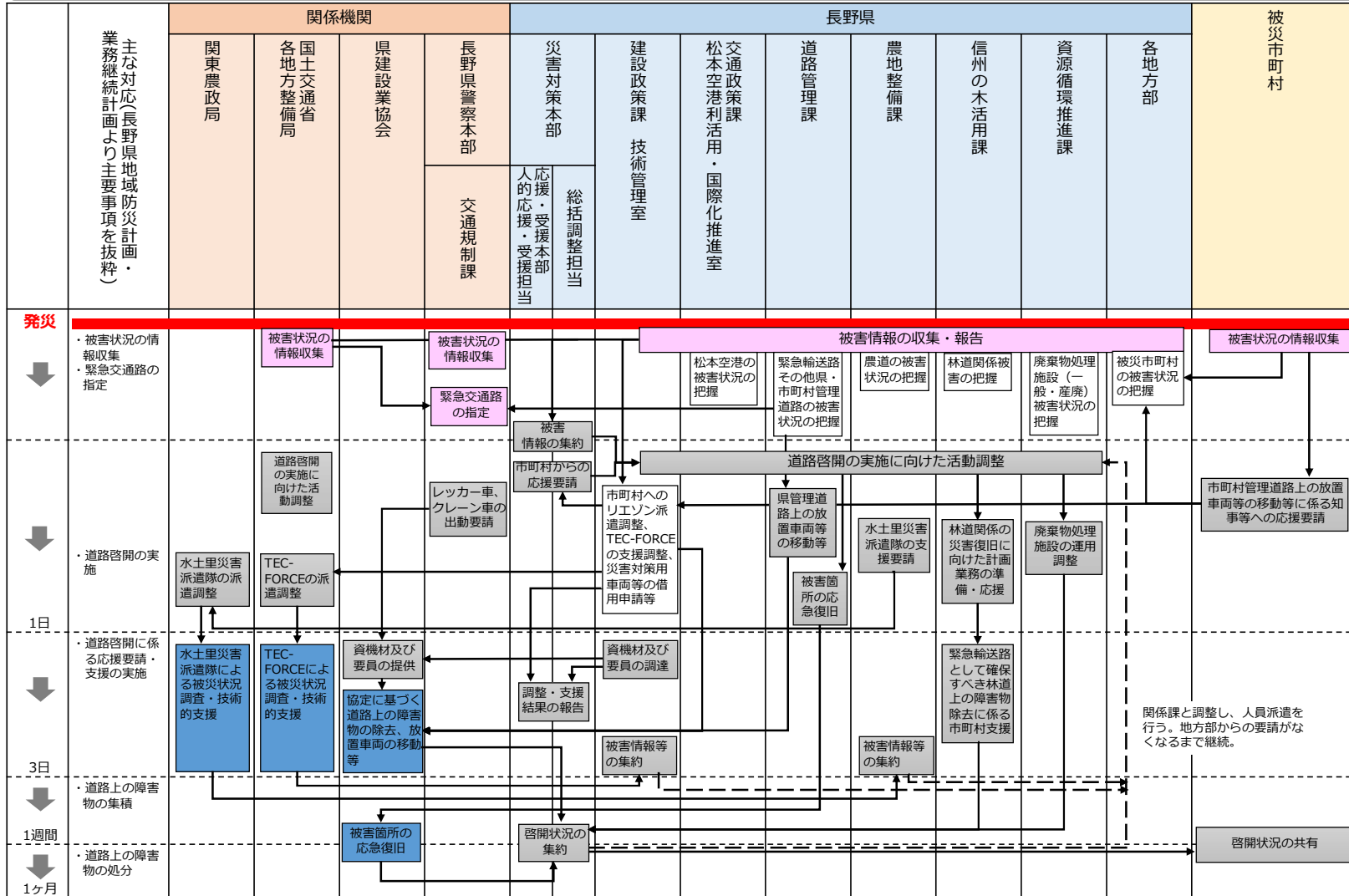
行動計画「活動の時系列」(案) (3) 緊急輸送ルート確保

初動対応

対応手順

当面の目標

■被災市町村、県において行う道路啓開の実施に必要な人員・資機材等の確保や、放置車両の移動等の要請に係る基本的な手続きを示す。



(4) 行政職員支援

1) 目標

- 県は、県全域の被害状況及び県職員の被災状況を踏まえて、県一般職員の派遣を行うとともに、県職員のみで不足する場合は、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定等に基づく応援職員の派遣要請を行い、被災市町村の対応を支援する。

2) 基本方針

- 県は、災害対策本部の運営等を支援する専門家の支援を受け入れる。
- 県は、被災市町村における一般職員の受援ニーズを収集把握し、県全域の被害状況や県職員の被災状況を踏まえて、各被災市町村への応援職員の人数を決定する。
- 県は、県からの派遣職員を決定し、派遣先市町村に伝達する。
- 県は、県の支援だけでは被災市町村への応援職員が不足する場合、他県・市町村からの応援職員の受け入れを行うとともに、その被災市町村派遣等の調整を行う。
- 関係機関は、応援職員の調整を行い、被災市町村へ派遣する。派遣期間が長期にわたる場合は、被災市町村との調整を踏まえ、必要に応じて交代要員を派遣する。

3) 関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課	主な対応	
関係機関	全国知事会（中部ブロック知事会幹事県）	・ 県外職員の派遣に関する事	
	被災ブロック代表市町村	・ 県内市町村職員の派遣に関する事	
	市長会・町村会	・ 職員派遣情報の共有に関する事	
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 人的応援・受援担当	・ 人的応援・受援の総合調整に関する事
		総括調整担当	・ 被災市町村への応援派遣の要否の決定に関する事
	総合政策課	・ 県外職員の派遣に係る全国知事会との調整に関する事	
	市町村課	・ 県内市町村職員の派遣に係る調整に関する事 ・ 県外職員の派遣に係る調整に関する事（全国知事会との調整を除く。）	
	人事課	・ 県職員の派遣に関する事	
	各部局主管課	・ 県職員の派遣に関する事	
	各地方部	・ 被災市町村におけるニーズの集約に関する事	
被災市町村		・ 派遣職員の受入れに関する事	

4) 活動に係る実施事項

- 県及び市町村は、災害対策本部等における指揮統制の補佐や、災害マネジメントを支援可能な専門家の支援を受け入れる。
- 県の各地方部は、被災市町村における窓口業務等の支援にあたる一般職員の受援ニーズを把握し、県災害対策本部に報告する。
- 県災害対策本部は、各地方部がとりまとめた被災市町村における一般職員の受援ニーズを集約する。
- 県災害対策本部は、関係課に応援職員の調整・派遣を指示する。県は、県職員だけでは不足する場合、関係機関に対して応援職員の派遣を要請する。
- 県災害対策本部及び県関係課は、派遣職員の調整を行い、派遣に係る決定事項を各地方部を通じて要請元の被災市町村に伝達する。

5) 受援担当部局

種別 ※	支援先	支援元	担当部局		調整先
			ニーズ・対応状況の把握	調達・確保	
①	被災地域内の市町村	県内市町村職員	災害対策本部総括調整担当市町村課	被災ブロック代表市町村	被災ブロック代表市町村
②	被災地域内の市町村	県職員	災害対策本部総括調整担当人事課	各部局主管課	人事課
③	被災地域内の市町村	県外職員	市町村課	総合政策課	全国知事会
④	県庁	—	—	—	—

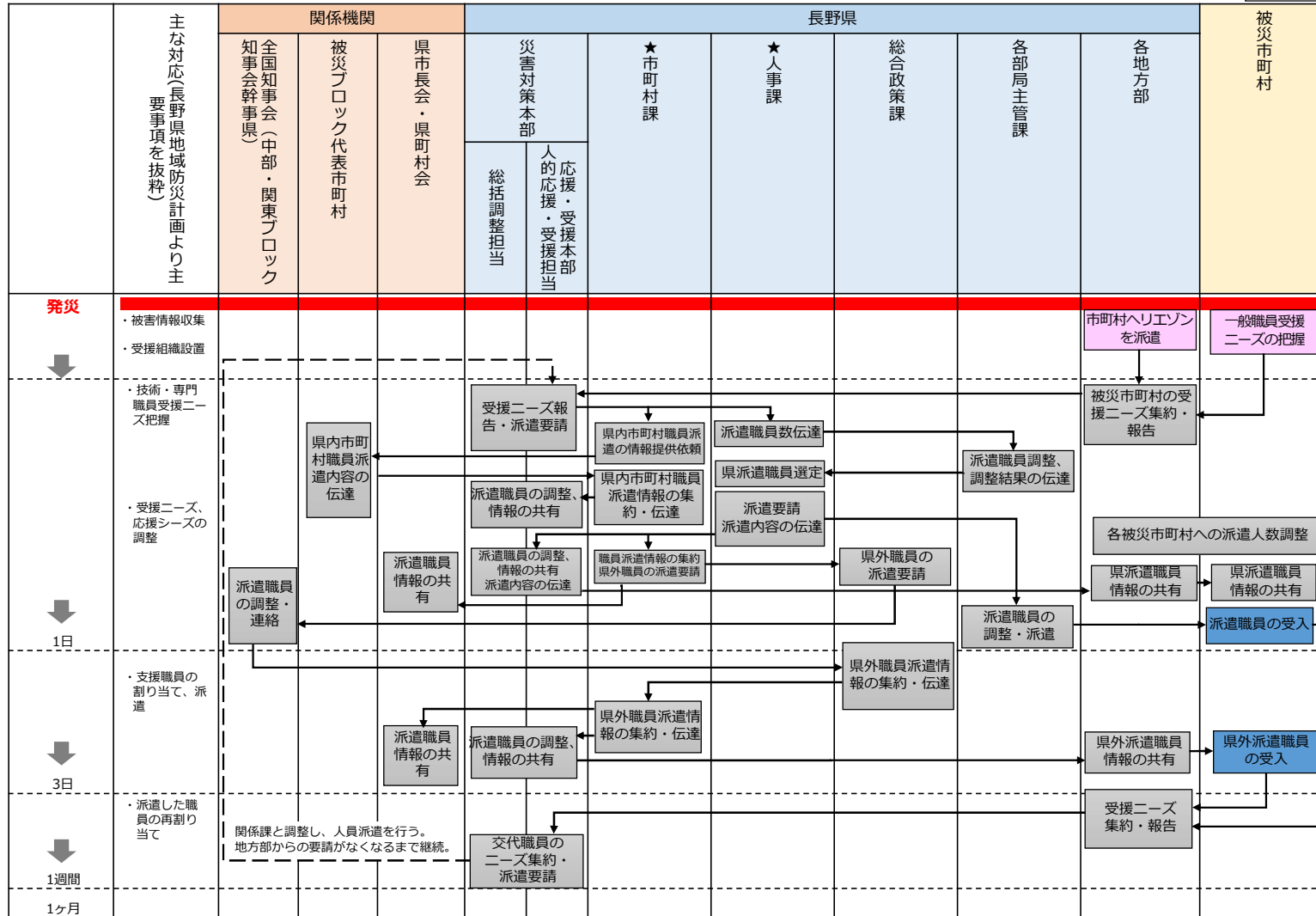
- ※①「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援
- ② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援
- ③ 他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援（県において調整）
- ④ 他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援

行動計画「活動の時系列」(案) (4) 行政職員支援

初動対応 対応手順 当面の目標

■被災市町村に対する一般職員による支援を実施するため、被災市町村の受援ニーズの把握、県災害対策本部における受援ニーズと応援シーズの調整から応援職員派遣までの基本的な手続きを示す。

★主管課



(5) 建築物応急危険度・宅地危険度の判定支援

【被災建築物応急危険度判定の支援】

1) 目標

- 被災市町村において実施する被災建築物応急危険度判定に必要な判定士の確保及び速やかな派遣による判定支援により、二次災害を防止する。

2) 基本方針

- 県は、被災市町村における被害状況の収集・把握をし、県全域の被害状況と被災市町村からの支援要請等を踏まえて、各被災市町村への応援判定士の人数を決定する。
- 県は、関係機関に応援判定士の派遣を要請する。
- 県及び関係機関は、被災市町村へ応援判定士を派遣する。
- 派遣期間が長期にわたる場合は、被災市町村との調整を踏まえ、必要に応じて交代要員を派遣する。

3) 関係機関・関係課の主な対応

		関係機関・課	主な対応
関係機関	国土交通省（住宅局）		<ul style="list-style-type: none"> ・判定士の建築関係団体及び機構職員へ派遣調整に関する事 ・地震の被害が大規模又は広範囲にわたる場合の応急危険度判定支援調整本部に関する事
	全国被災建築物応急危険度判定協議会		<ul style="list-style-type: none"> ・判定士の実施体制の整備に関する事 ・民間の判定士の補償に関する事
	10 都県被災建築物応急危険度判定協議会		<ul style="list-style-type: none"> ・広域支援本部に関する事
	中部圏被災建築物応急危険度判定協議会		<ul style="list-style-type: none"> ・広域支援本部に関する事
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 人的応援・受援担当	<ul style="list-style-type: none"> ・人的応援・受援の総合調整に関する事
		総括調整担当	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村等からの応急対応要請の総合調整に関する事
	建築住宅課		<ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物応急危険度判定に関する事 ・支援本部に関する事
	各地方部		<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村の要請判定士等の連絡調整に関する事
被災市町村			<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部に関する事 ・被害状況の把握に関する事 ・要請判定士等に必要な数の把握に関する事

4) 活動に係る実施事項

- 県の各地方部は、被災市町村における被害状況を把握し、県災害対策本部へ報告する。
- 県災害対策本部は、各地方部がとりまとめた被災市町村における被害状況を

集約する。

- 県災害対策本部は、関係課に応援判定士の調整・派遣を指示する。
- 県関係課は、県庁職員だけでは判定士が不足する場合、県内市町村、県内関係団体、関係機関(全国被災建築物応急危険度判定協議会、国土交通省（住宅局）等)に対して支援要請を行う。
- 県関係課及び関係機関は応援判定士の調整を行い、派遣に係る決定事項について各地方部を通じて要請元の被災市町村に伝達する。

5) 受援担当部局

種別 ※	支援先	支援元	担当部局		調整先
			ニーズ・対応 状況の把握	調達・確保	
①	被災市町村	非被災市町村	建築住宅課	市町村の判定士	災害対策本部、 建築住宅課
②	被災市町村	長野県	建築住宅課	県の判定士	災害対策本部、 建築住宅課
③	被災市町村	県内の応援判定士	建築住宅課	建築関係団体	建築住宅課
		非被災都道府県	建築住宅課	広域支援本部	建築住宅課
		国土交通省	建築住宅課	建築住宅課、 都市・まちづくり課	建築住宅課
		関係団体	建築住宅課	国土交通省	国土交通省、 建築住宅課
		(独) 都市再生機構	建築住宅課	国土交通省	国土交通省、 建築住宅課

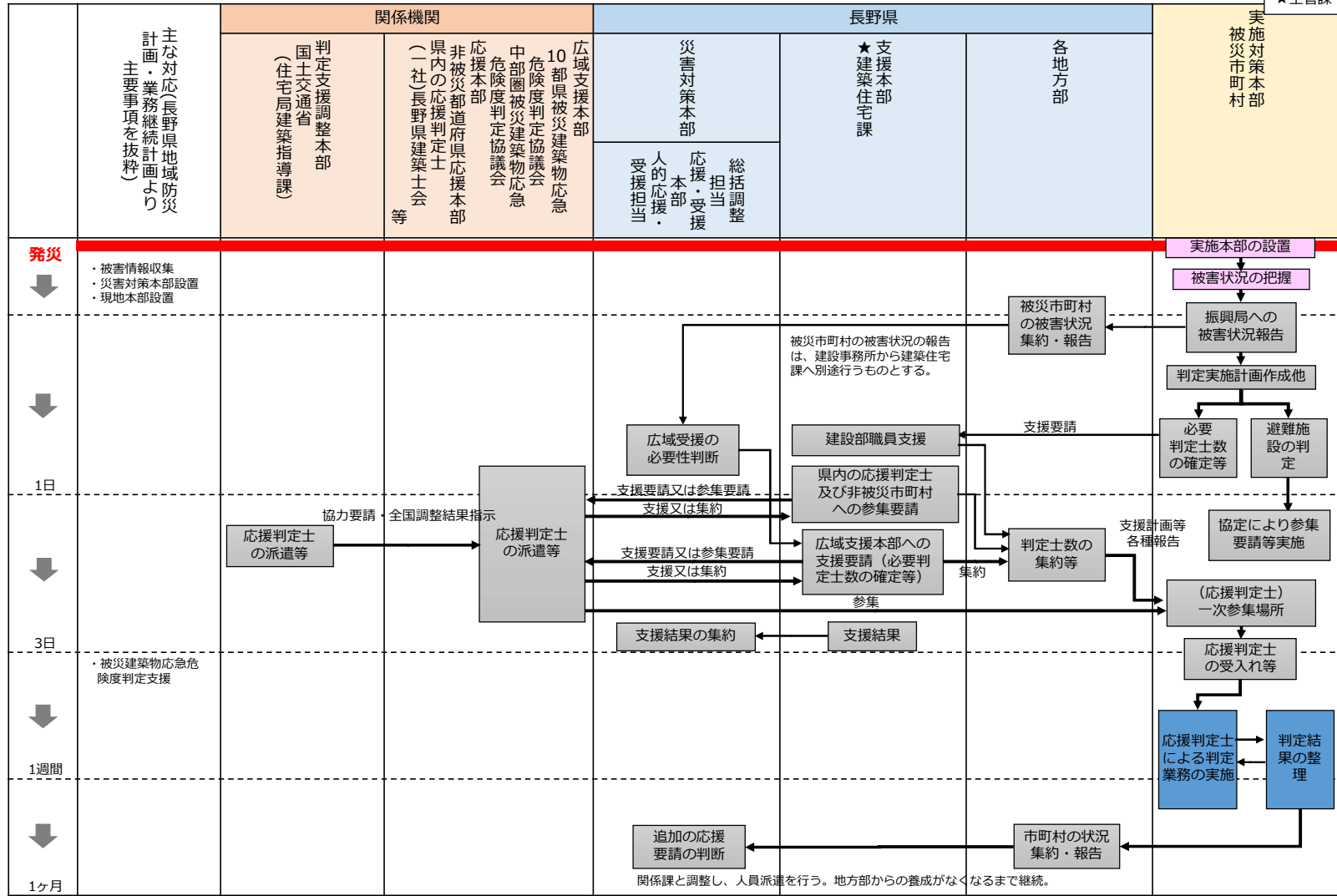
- ※①「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援
- ② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援
- ③ 他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援（県において調整）
- ④ 他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援

行動計画「活動の時系列」(案)(5)① 被災建築物応急危険度判定の支援

初動対応 対応手順 当面の目標

■被災市町村にて行う被災建築物応急危険度判定に必要な判定士の確保、判定士の現地派遣・活動までの基本的な手続きを示す。

★主管課



【被災宅地危険度判定の支援】

1) 目標

- 被災市町村において実施する被災宅地危険度判定に必要な判定士の確保及び速やかな派遣による判定支援により、二次災害を防止する。

2) 基本方針

- 県は、被災市町村における被害状況の収集・把握をし、県全域の被害状況と被災市町村からの支援要請等を踏まえて、各被災市町村への応援判定士の人数を決定する。
- 県は、関係機関に応援判定士の派遣を要請する。
- 県及び関係機関は、被災市町村へ応援判定士を派遣する。
- 派遣期間が長期にわたる場合は、被災市町村との調整を踏まえ、必要に応じて交代要員を派遣する。

3) 関係機関・関係課の主な対応

		関係機関・課	主な対応
関係機関		国土交通省（都市局）	・判定士の機構職員及び宅地擁壁技術協会、他都道府県へ派遣調整に関する事
		被災宅地危険度判定連絡協議会	・判定士の実施体制の整備に関する事
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 人的応援・受援担当	・人的応援・受援の総合調整に関する事
		総括調整担当	・市町村等からの応急対応要請の総合調整に関する事
		建築住宅課	・被災宅地危険度判定に関する事 ・支援本部に関する事
		各地方部	・被災市町村の要請判定士等の連絡調整に関する事
	被災市町村		・災害対策本部に関する事 ・被害状況の把握に関する事 ・要請判定士等に必要な数の把握に関する事

4) 活動に係る実施事項

- 県の各地方部は、被災市町村における被害状況を把握し、県災害対策本部へ報告する。
- 県災害対策本部は、各地方部がとりまとめた被災市町村における被害状況を集約する。
- 県災害対策本部は、関係課に応援判定士の調整・派遣を指示する。
- 県関係課は、県庁職員だけでは判定士が不足する場合、県内市町村、県内関係団体、関係機関（被災宅地危険度判定連絡協議会、国土交通省（都市局）等）に対して支援要請を行う。

- 県関係課及び関係機関は応援判定士の調整を行い、派遣に係る決定事項について各地方部を通じて要請元の被災市町村に伝達する。

5) 受援担当部局

種別 ※	支援先	支援元	担当部局		調整先
			ニーズ・対応 状況の把握	調達・確保	
①	被災市町村	非被災市町村	都市・まちづくり課	市町村の判定士	災害対策本部、 都市・まちづくり課
②	被災市町村	長野県	都市・まちづくり課	県の判定士	災害対策本部、 都市・まちづくり課
③	被災市町村	県内の応援判定士	都市・まちづくり課	建築関係団体	都市・まちづくり課
		非被災都道府県	都市・まちづくり課	広域支援本部	都市・まちづくり課
		国土交通省	都市・まちづくり課	建築住宅課、 都市・まちづくり課	都市・まちづくり課
		関係団体	都市・まちづくり課	国土交通省	国土交通省、 都市・まちづくり課
		(独)都市再生機構	都市・まちづくり課	国土交通省	国土交通省、 都市・まちづくり課

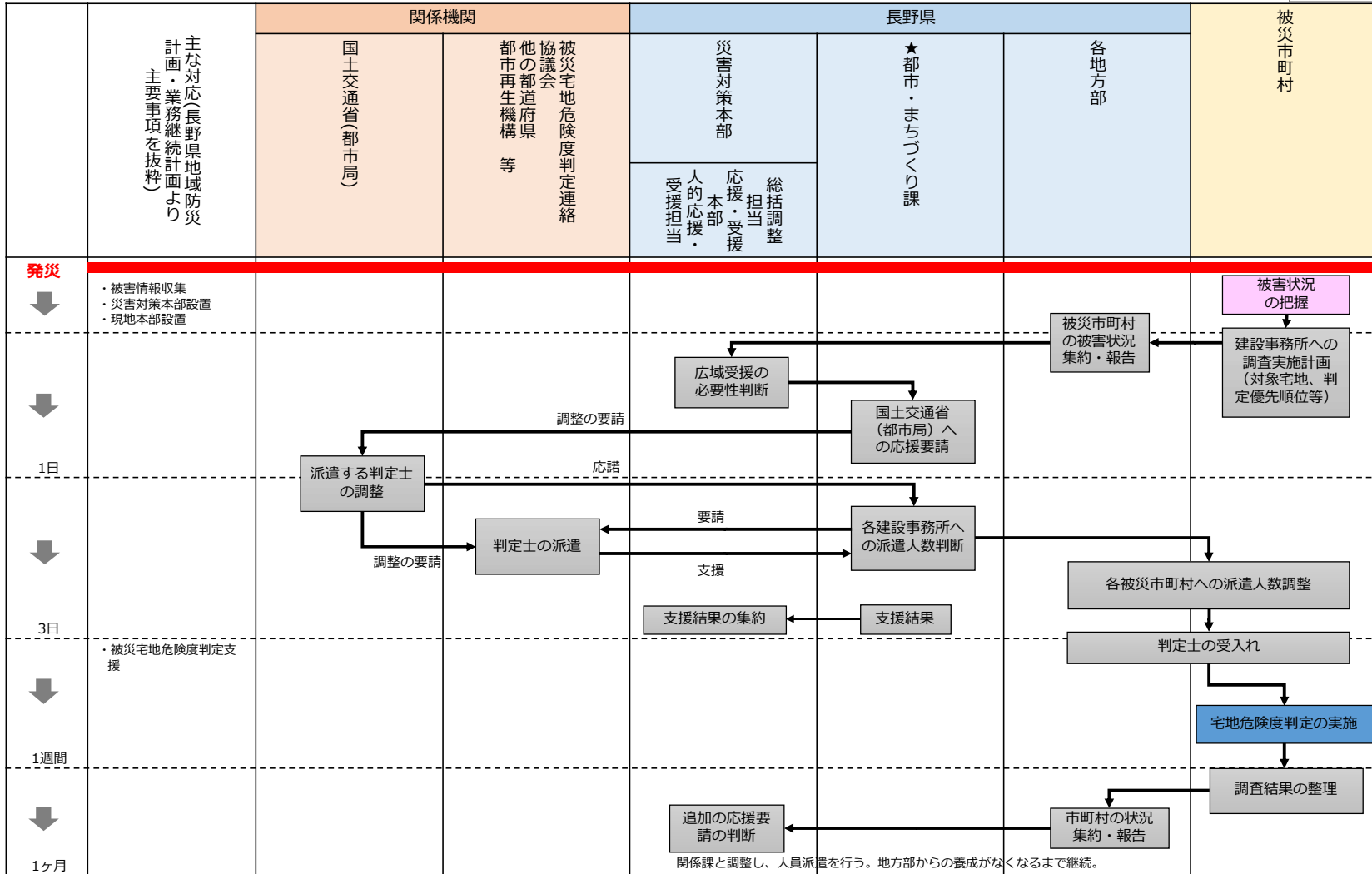
- ※① 「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援
- ② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援
- ③ 他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援（県において調整）
- ④ 他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援

行動計画「活動の時系列」(案)(5)② 被災宅地危険度判定の支援

初動対応 対応手順 当面の目標

■被災市町村にて行う被災宅地危険度判定に必要な判定士の確保、判定士の現地派遣・活動までの基本的な手続きを示す。

★主管課



(6) 避難所運営支援

1) 目標

- 被災市町村にて行う避難所運営に必要な一般職員及び避難所の確保のため、県は、県庁内関係課や県内非被災市町村、県外市町村への要請手続き、職員の現地派遣調整を円滑に行い、被災市町村の対応を支援する。

2) 基本方針

- 県は、被災市町村における避難状況を収集・把握し、県全域の被害状況や県職員の被災状況、避難施設の被災状況等を踏まえて、応援の必要性を判断する。
- 県は、被災市町村から要請により、県有教育施設を避難所として開設する。
- 県は、被災市町村の状況を定期的に把握し、追加の応援要請や応援の終了等の判断を行う。
- 県は、関係機関と連携し獣医師を派遣するなど、被災家庭動物の救護及び飼育者支援を実施する。

3) 関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課		主な対応
関係機関	応援側の都道府県(知事会等)		・派遣職員の調整に関する事
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 人的応援・受援担当	・人的応援・受援の総合調整に関する事
		総括調整担当	・避難所運営等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関する事
	市町村課		・県内市町村派遣職員の派遣に関する事 ・県外職員の派遣に関する事(全国知事会との調整を除く)
	人事課		・派遣職員の選定等の調整に関する事
	食品・生活衛生課		・避難所運営に係るホテル、旅館等との連携協力に関する事 ・被災家庭動物の救護及び飼育者支援に関する事
	山岳高原観光課		・避難所運営に係るホテル、旅館等との連携協力に関する事 ・観光客(外国人旅行者含む)の避難所受入れに関する事
	教育政策課		・教育施設における避難所開設の協力に関する事
	高校教育課		・避難所の開設・管理運営への協力に関する事
	特別支援教育課		・避難所の開設・管理運営への協力に関する事
	各地方部		・被災市町村におけるニーズの集約に関する事
被災市町村			

4) 活動に係る実施事項

- 県の各地方部は、被災市町村における避難状況を把握し、県災害対策本部へ報告する。
- 県災害対策本部は、各地方部がとりまとめた被災市町村における避難状況を集約する。
- 県災害対策本部は、集約した避難状況等の情報から、応援の必要性を判断する。

5) 受援担当部局

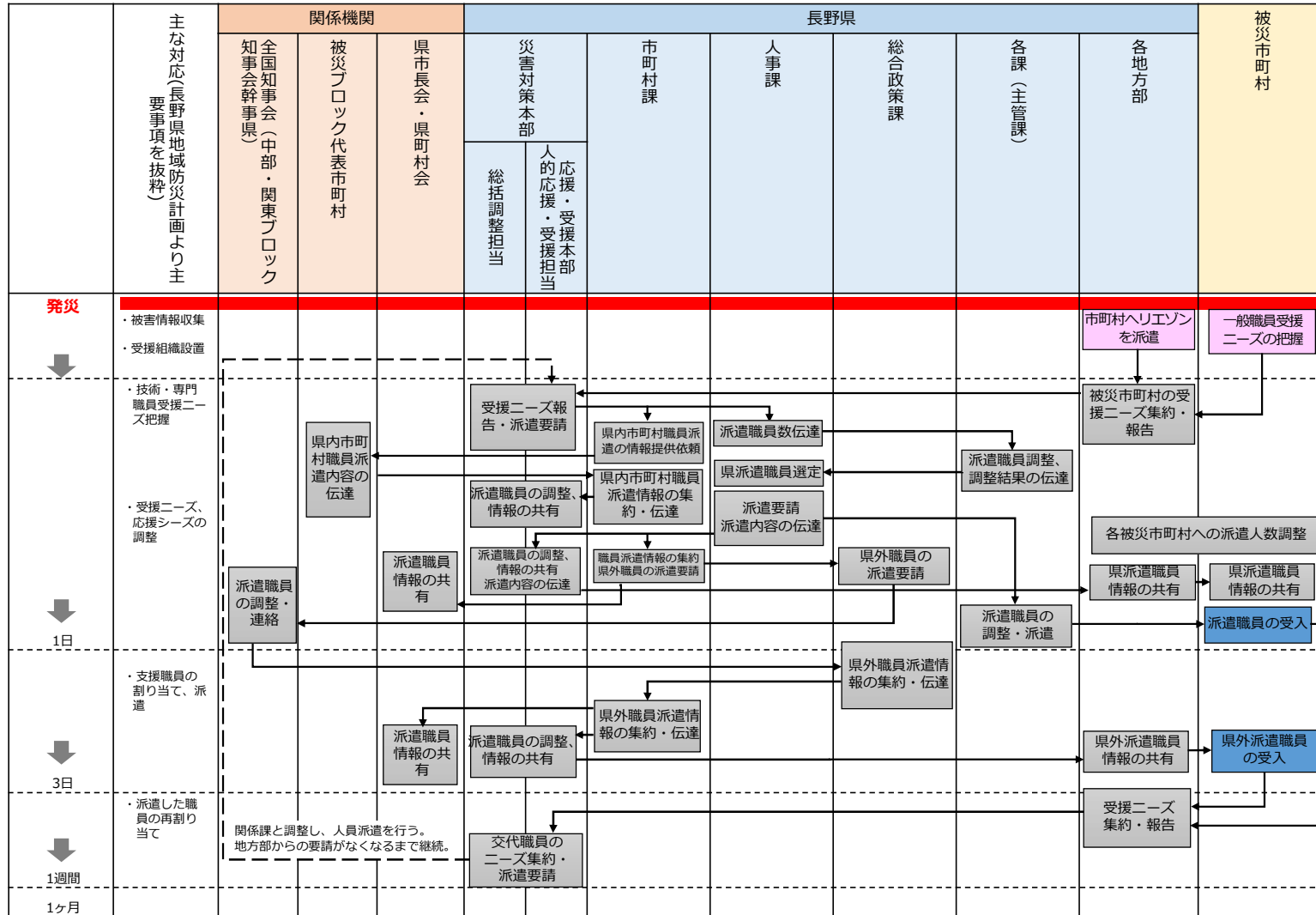
種別 ※	支援先	支援元	担当部局		調整先
			ニーズ・対応状況の把握	調達・確保	
①					
②					
③					
④					

- ※① 「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援
- ② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援
- ③ 他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援（県において調整）
- ④ 他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援

行動計画「活動の時系列」 (案) (4) 行政職員支援

初動対応 対応手順 当面の目標

■被災市町村に対する一般職員による支援を実施するため、被災市町村の受援ニーズの把握、県災害対策本部における受援ニーズと応援シーズの調整から応援職員派遣までの基本的な手続きを示す。

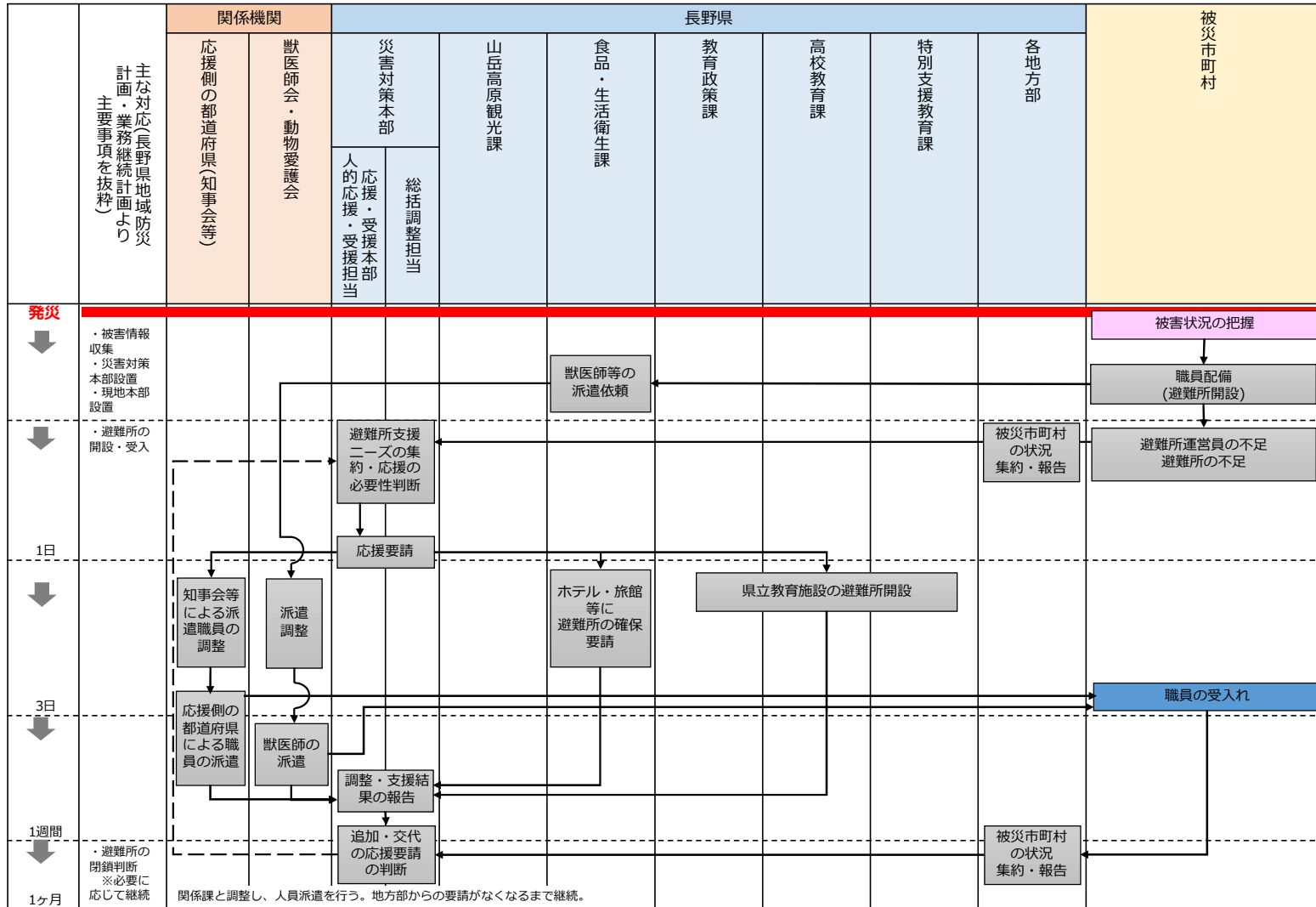


※避難所運営支援に係る一般職員の受援については、(4) 行政職員支援の行動計画に準ずる。

行動計画「活動の時系列」(案) (6) 避難所運営支援

初動対応 対応手順 当面の目標

■被災市町村にて行う避難所運営に必要な一般職員の確保及び、避難所の確保のため、他県や関係機関への要請手続き、職員の現地派遣・活動までの基本的な手続きを示す。



(7) 住家の被害認定調査・罹災証明交付支援

1) 目標

- 被災市町村にて行う住家の被害認定調査や罹災証明交付に必要な職員の確保のため、県は、県庁内関係課や県内非被災市町村、県外市町村への要請手続き、職員の現地派遣調整を円滑に行い、被災市町村の対応を支援する。

2) 基本方針

- 県は、被災市町村における被害状況を収集・把握し、県全域の被害状況や県職員の被災状況等を踏まえて、各被災市町村への応援職員の人数を決定する。
- 県は、応援職員の派遣調整を行った上で、県庁職員のみでは応援職員が不足する場合、関係機関に応援職員の派遣を要請する。
- 県及び関係機関は、被災市町村へ応援職員を派遣する。県は、被災市町村が作成する住家被害認定調査に係る計画に基づき、支援することとし、必要に応じて、追加の応援等の判断を行う。罹災証明発行の支援等含めて、被災市町村より支援の必要がない旨確認した場合、応援を終了とする。
- 派遣期間が長期にわたる場合は、被災市町村との調整を踏まえ、必要に応じて交代要員を派遣する。

3) 関係機関・関係課の主な対応

		関係機関・課	主な対応
関係機関		全国知事会（中部・関東ブロック知事会幹事県）	・派遣職員の調整に関する事
		被災ブロック代表市町村	・派遣職員の調整に関する事
		市長会・町村会	・職員派遣情報の共有に関する事
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 人的応援・受援担当	・人的応援・受援の総合調整に関する事
		総括調整担当	・被災市町村への被害状況等収集要員の派遣の要否の決定に関する事 ・県各機関、非被災市町村、及び他県への派遣職員の要請に関する事 ・派遣可能な職員の人数調整に関する事
		市町村課	・県内市町村派遣職員の派遣に関する事 ・ <u>県外職員の派遣に関する事（全国知事会との調整を除く）</u>
		人事課	・派遣職員の選定等の調整に関する事
		税務課	・部局内の職員の被災市町村への派遣に関する事 ・派遣可能な職員の人数調整に関する事
		税務課、建築住宅課※1	・職員の派遣に関する事
		各地方部	・被災市町村におけるニーズの集約に関する事
		被災市町村	・派遣職員の受入に関する事

4) 活動に係る実施事項

- 県の各地方部は、被災市町村における住家の被害認定調査等の支援にあたる職員の受援ニーズを把握し、県災害対策本部に報告する。
- 県災害対策本部は、各地方部がとりまとめた被災市町村における職員の受援ニーズを集約する。
- 県災害対策本部は、関係課に応援職員の調整・派遣を指示する。県は、県職員だけでは不足する場合、関係機関に対して応援職員の派遣を要請する。
- 県災害対策本部及び県関係課は、派遣職員の調整を行い、派遣に係る決定事項を各地方部を通じて要請元の被災市町村に伝達する。
- 行動計画については、行政職員支援の枠組みを利用することとする。

5) 受援担当部局

種別 ※	支援先	支援元	担当部局		調整先
			ニーズ・対応状況の把握	調達・確保	
①	被災地域内の市町村	非被災地域内の市町村	災害対策本部室	人事課、市町村課、災害対策本部	災害対策本部室、税務課、
②	被災地域内の市町村	長野県職員	災害対策本部総括調整担当、人事課	税務課、建築住宅課※1	人事課
③	被災地域内の市町村	都道府県職員	市町村課	総合政策課	全国知事会

※① 「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援

② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援

③ 他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援（県において調整）

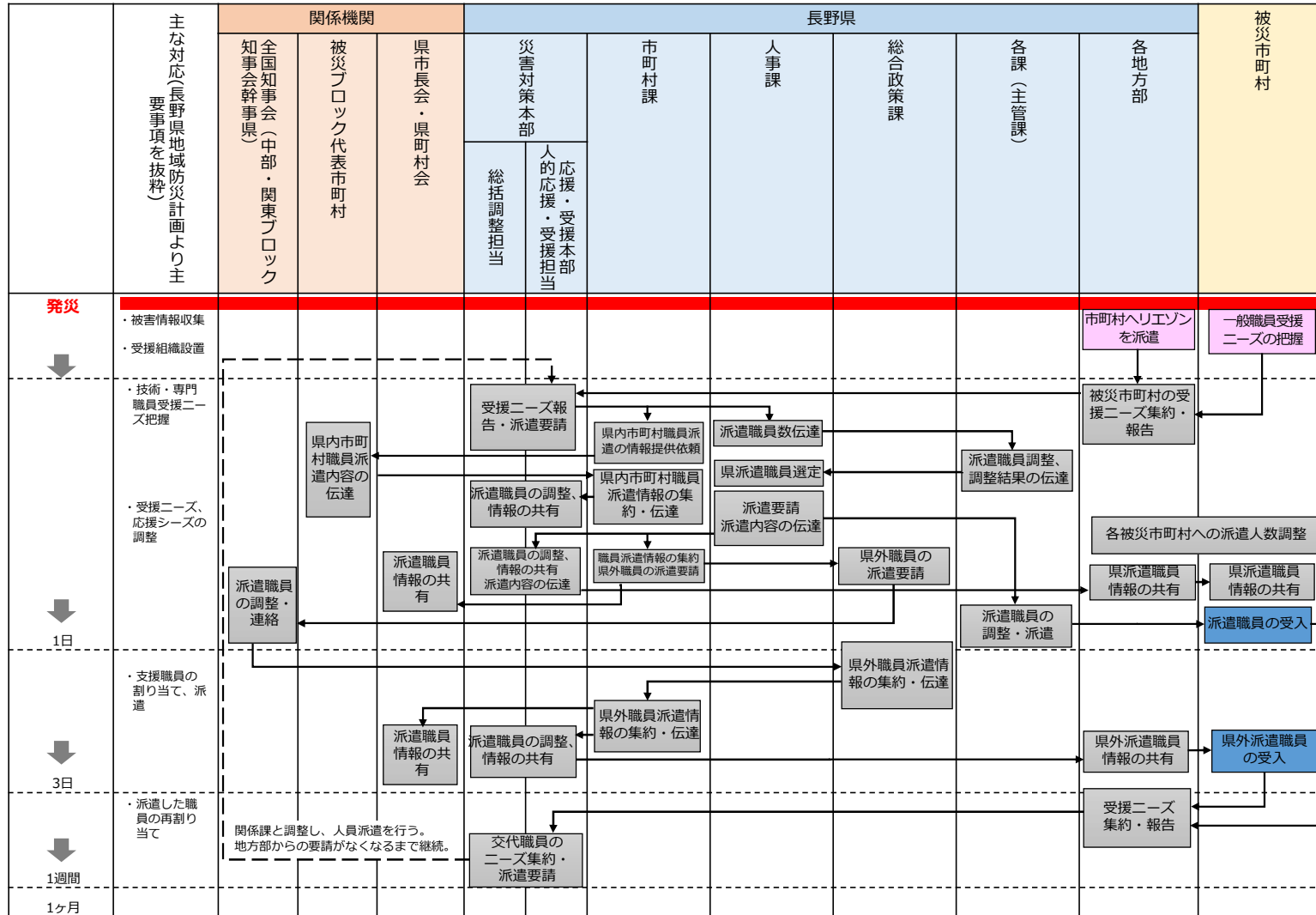
④ 他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援

※1 業務が罹災証明交付支援のみである場合、“税務課、建築住宅課”を“各課（主管課）”に読み替える。

行動計画「活動の時系列」 (案) (4) 行政職員支援

初動対応 対応手順 当面の目標

■被災市町村に対する一般職員による支援を実施するため、被災市町村の受援ニーズの把握、県災害対策本部における受援ニーズと応援シーズの調整から応援職員派遣までの基本的な手続きを示す。

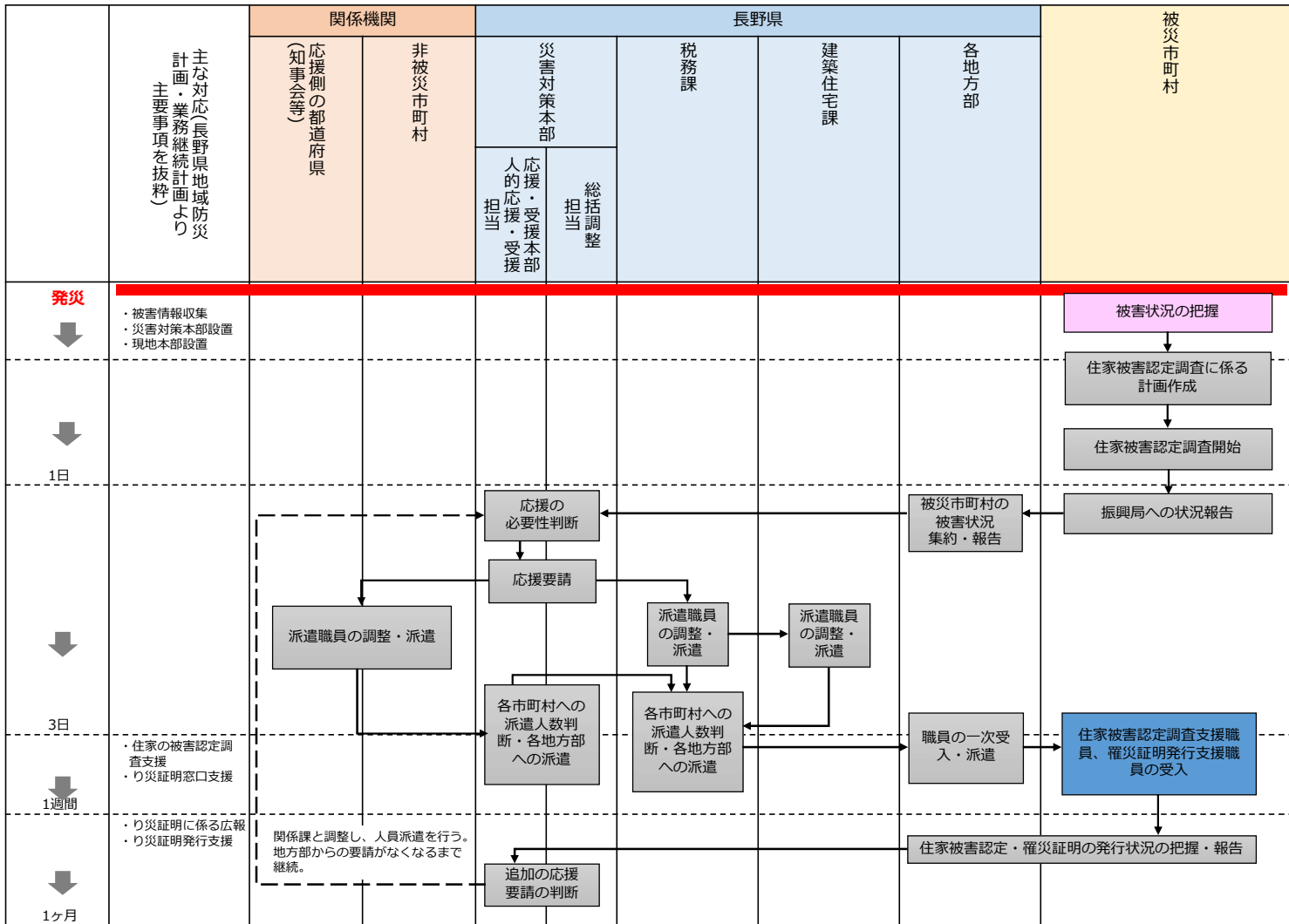


※住家の被害認定調査・罹災証明交付支援に係る一般職員の受援については、(4) 行政職員支援の行動計画に準ずる。

行動計画「活動の時系列」(案) (7) 住家の被害認定調査・罹災証明交付支援

初動対応 対応手順 当面の目標

■被災市町村にて行う住家の被害認定調査や罹災証明交付に必要な職員の確保のため、県内非被災市町村や県外市町村への要請手続き、職員の現地派遣・活動までの基本的な手続きを示す。



(8) ボランティア・NPO等の活動調整

1) 目標

- 被災市町村がボランティア・NPO等の支援を円滑に受け入れることができるよう支援する。また、被災者の多様な支援ニーズに対応できるよう、ボランティア・NPO等が情報を共有する場を設置し、活動の広域調整を行う。

2) 基本方針

- 県、被災市町村、関係機関は連携し、被災市町村における被災者の支援ニーズを把握する。
- 県は、被災市町村の被災状況、災害ボランティアセンターの設置やボランティア・NPO等の受け入れに関する情報を適切に発信する。
- 県は関係機関と連携し、被災者支援活動を行っているボランティア・NPO等が活動内容や被災者の多様な支援ニーズ等の情報を共有し、広域的な活動調整を行う場（以下、「情報共有の場」という。）を設置する。
- 県及び関係機関は、被災市町村においてもボランティア・NPO等による情報共有・活動調整を行う場が設置できるよう支援する。

3) 関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課	主な対応	
関係機関	長野県社会福祉協議会 各専門ボランティア派遣団体	・災害ボランティアに関すること	
	長野県NPOセンター	・NPOの受入れ等に関すること	
	全国災害支援ボランティア支援団体ネットワーク (JVOAD)	・NPOの受入れ等に関すること	
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 人的応援・受援担当	・人的応援・受援の総合調整に関すること
		総括調整担当	・被災市町村への被害状況等収集要員の派遣の要否の決定に関すること ・災害ボランティア、NPOの受入れ等に関すること
	県民協働課	・NPOの受入れ等に関すること	
	地域福祉課	・災害ボランティアの受入れ等に関すること	
	各地方部	・被災市町村におけるニーズの集約に関すること	
被災市町村	被災市町村社会福祉協議会	・NPOの受入に関すること ・災害ボランティアの受入れ等に関すること	

4) 活動に係る実施事項

- 県災害対策本部及び各地方部は被災市町村、関係機関と連携し、被災市町村における支援ニーズを把握するとともに、被災市町村に対して県内外のボランティア・NPO等が支援に入ることがあることを周知する。
- 県災害対策本部及び各地方部は関係機関と連携し、被災市町村とボランティ

ア・NPO 等が相互の役割を認識したうえで、連携した支援活動を円滑に行うことができるよう支援する。

- 県災害対策本部は、被災市町村においてニーズに対応した支援が受けられるとともに、被災市町村間において支援バランスに偏りが出ないように、適切に情報発信を行う。
- 県災害対策本部は関係課及び関係機関と連携し、県庁又は広域防災拠点に情報共有の場を設置するとともに、被災者支援活動を行っているボランティア・NPO 等に参加を呼びかける。
- 情報共有の場では、定期的に県災害対策本部、関係課、関係機関及びボランティア・NPO 等が活動内容や被災者の多様な支援ニーズ等の情報を共有するとともに、支援ニーズに最大限対応できるよう、必要な活動調整を行う。
- 県災害対策本部、各地方部及び関係機関は連携し、ボランティア・NPO 等による被災者支援が地域に密着して長期的に行われることを見込み、被災市町村においても情報共有・活動調整を行う場が設置できるよう支援する。

5) 受援担当部局

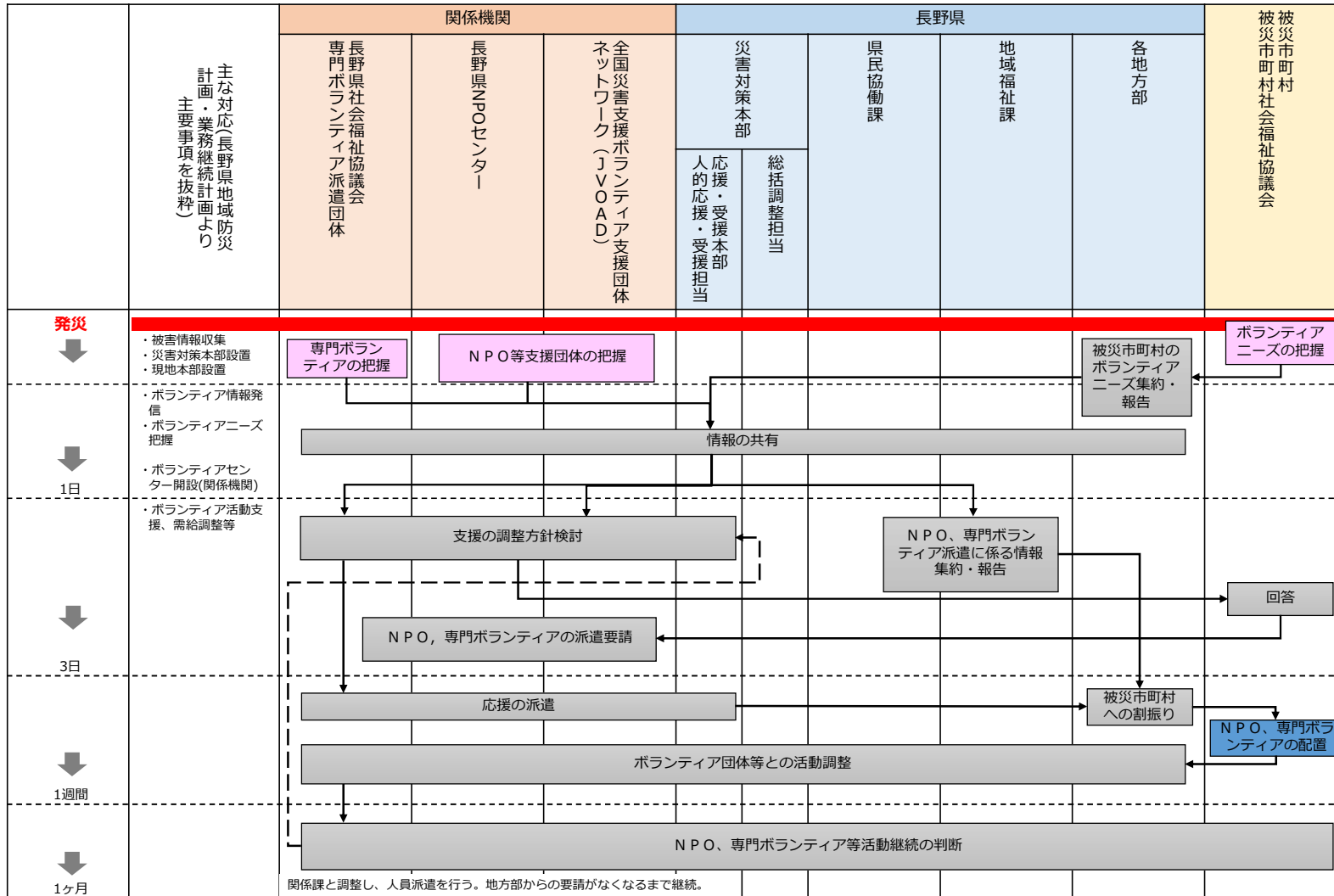
種別 ※	支援先	支援元	担当部局		調整先
			ニーズ・対応状況の把握	調達・確保	
③	被災市町村	NPO等	災害対策本部	災害対策本部	県NPOセンター JVOAD
		一般ボランティア	県社会福祉協議会	県社会福祉協議会	

- ※① 「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援
- ② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援
- ③ 他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援（県において調整）
- ④ 他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援

行動計画「活動の時系列」 (案) (8) ①NPO等の活動調整

初動対応 対応手順 当面の目標

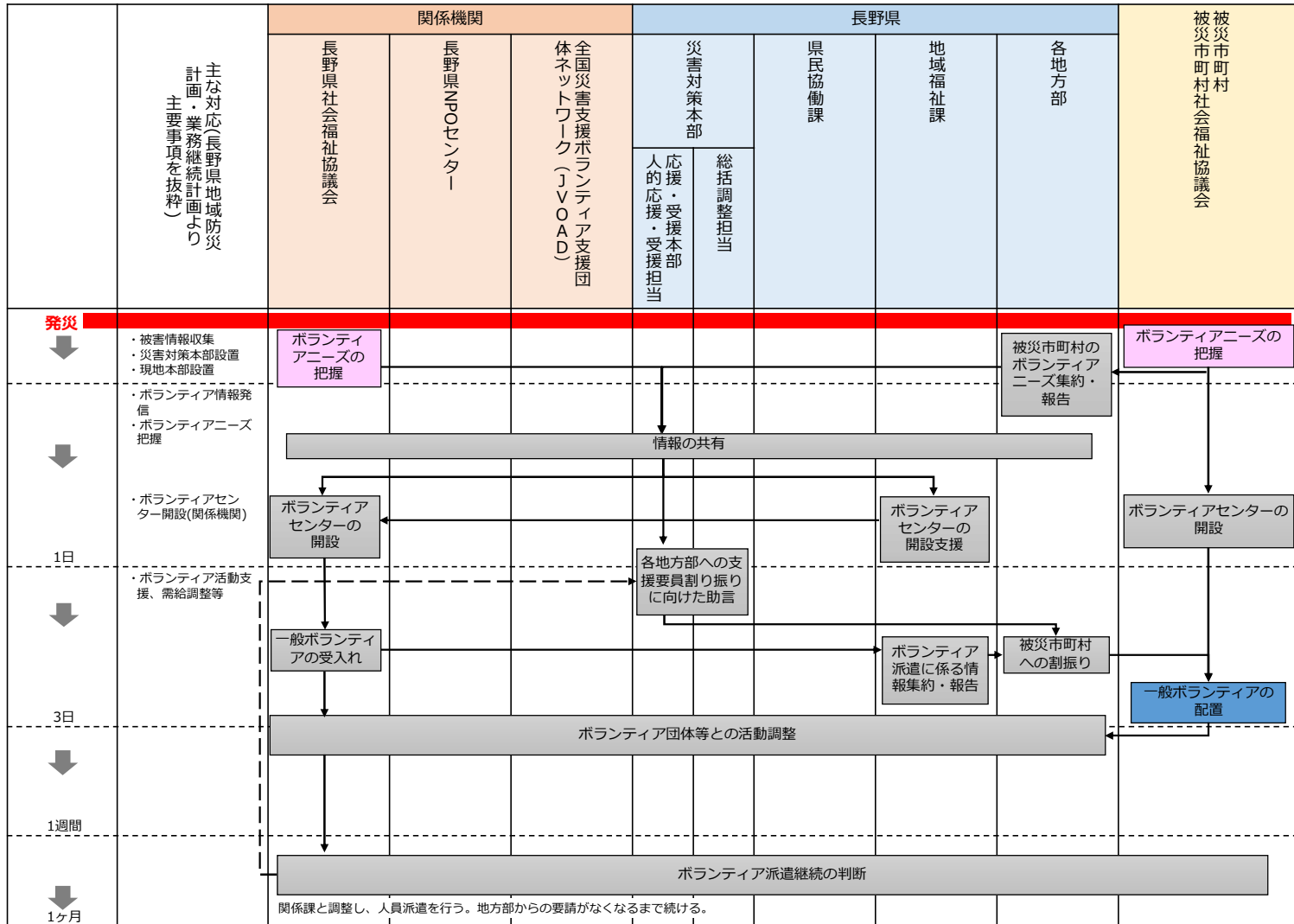
■被災市町村内にて行うボランティア活動に必要な要員の確保のため、県から協会への要請手続き、ボランティアの現地派遣・活動までの基本的な手続きを示す。



行動計画「活動の時系列」(案) (8) ②一般ボランティアの活動調整

初動対応 対応手順 当面の目標

■被災市町村内にて行うボランティア活動に必要な要員の確保のため、県から協会への要請手続き、ボランティアの現地派遣・活動までの基本的な手続きを示す。



(9) 遺体の対応

1) 目標

- 県は、広域応援部隊による捜索、県内、県外の応援火葬場による火葬及び安置所の確保、搬送手段の確保、遺体の搬送等に係る応援を要請し、被災市町村による遺体の対応を支援する。

2) 基本方針

- 県は、被災市町村における人的被害の情報を収集し、行方不明者の捜索及び遺体の検視・身元確認について関係機関に応援を要請する。
- 県は、被災市町村における遺体搬送、火葬の受援ニーズを収集、把握し、関係機関に遺体の搬送、受入れ及び火葬の実施に係る応援を要請する。
- 関係機関は、捜索支援にあたる応援職員の調整を行い、被災市町村へ派遣する。派遣期間が長期にわたる場合は、被災市町村との調整を踏まえ、必要に応じて交代要員を派遣する。
- 関係機関は、応援火葬場と調整し、遺体の受入れ及び火葬を実施する。
- 市町村は、管内の被害状況を踏まえ、捜索及び遺体の扱いに係る応援が必要と判断した場合は、県に応援を要請する。

3) 関係機関・関係課の主な対応

関係機関・課		主な対応	
関係機関	信州葬祭業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会	・棺及び葬祭用品の供給に関する事 ・遺体の搬送に関する事	
	(公社)長野県トラック協会	・遺体の搬送に関する事	
	救護班	・遺体の検案に関する事	
	警察機関	・行方不明者の捜索、検視、身元確認等に関する事	
	自衛隊	・行方不明者の捜索、安置所までの搬送等に関する事	
	応援側の都道府県(近隣都県)	・応援火葬場との調整に関する事	
	応援火葬場(県内・県外)	・遺体の火葬に関する事	
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 人的応援・受援担当	・人的応援・受援の総合調整に関する事
		総括調整担当	・市町村等からの応急対応要請の総合調整に関する事
	食品・生活衛生課	・広域火葬の応援・協力の要請に関する事 ・遺体の搬送協力の調整に関する事	
	医療推進課	・遺体の検案及びこれに係る必要な措置に関する事	
	各地方部	・被災市町村におけるニーズの集約に関する事	
被災市町村		・遺体の火葬に関する事 ・遺体安置所の設置に関する事 ・遺体搬送手段の確保に関する事	

4) 活動に係る実施事項

- 県の各地方部は、被災市町村における遺体搬送、火葬ニーズを把握し、県災害対策本部に報告する。
- 県災害対策本部は、各地方部がとりまとめた被災市町村における遺体搬送、火葬ニーズを集約し、応援の必要性を判断する。
- 県関係課は、遺体の搬送や火葬の実施に係る関係機関への応援要請・調整を行う。
- 市町村は、管内の被害情報を収集し、災害の状況により捜索や遺体の搬送、火葬に係る応援が必要と判断した場合は、県知事に応援を要請する。
- 市町村は、遺体の引取り対応、埋火葬許可への対応、焼骨・遺留品の受取り等の対応を実施する。

5) 受援担当部局

種別※	支援先	支援元	担当部局		調整先
			ニーズ・対応状況の把握	調達・確保	
①	被災地域内の市町村	火葬場	災害対策本部	食品・生活衛生課	食品・生活衛生課
②	被災地域内の市町村	県庁	災害対策本部	災害対策本部	災害対策本部
③	被災地域内の市町村	自衛隊			
		警察機関			
		救護班	医療推進課	医療推進課	救護班
		信州葬祭業協同組合 全日本葬祭業協同組合	災害対策本部	災害対策本部 食品・生活衛生課	災害対策本部 食品・生活衛生課
		(公社)長野県トラック協会	災害対策本部	災害対策本部	災害対策本部
	応援都道府県・火葬場	食品・生活衛生課	食品・生活衛生課	食品・生活衛生課	
④	県庁	—	—	—	—

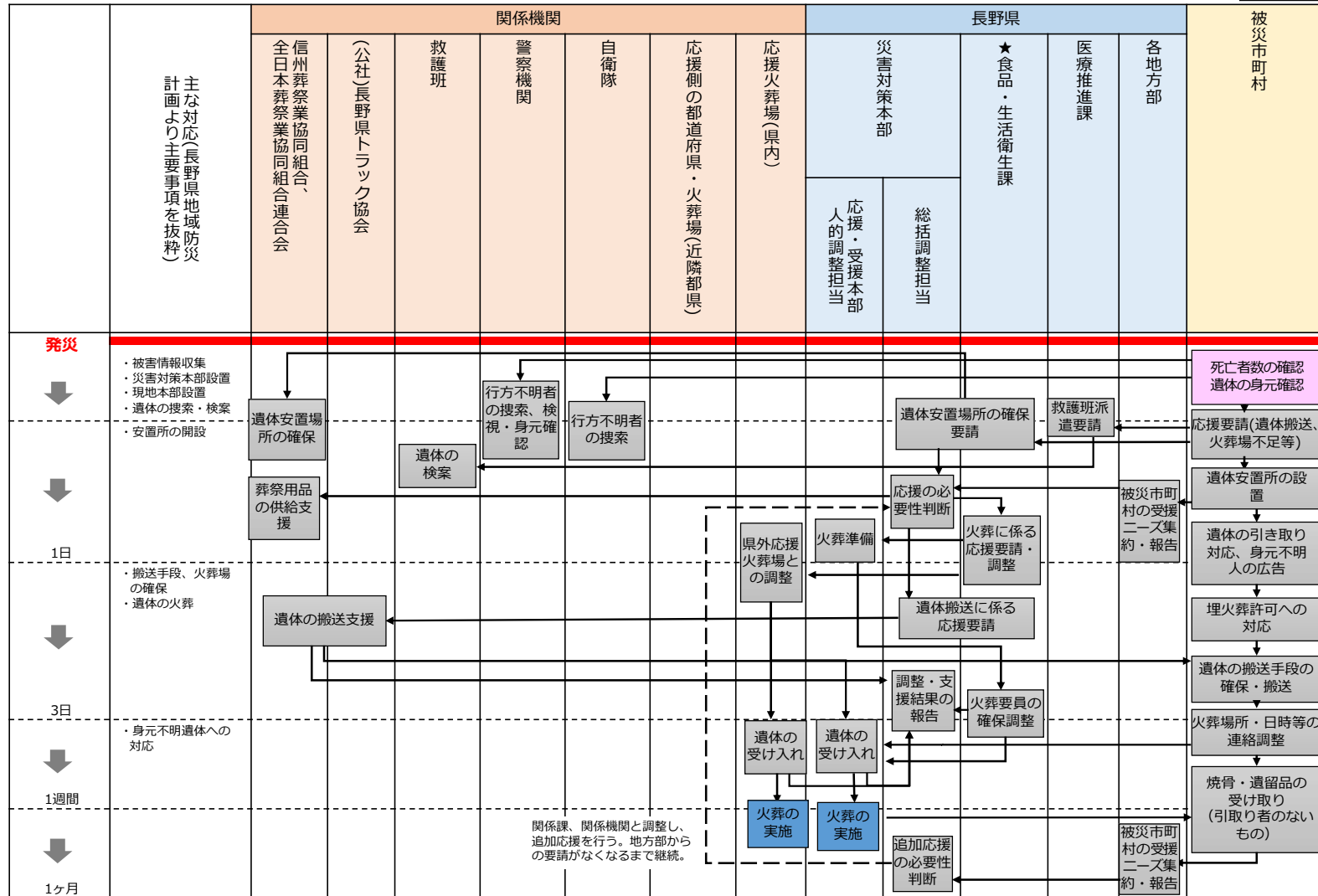
- ※①「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援
- ② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援
- ③ 他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援（県において調整）
- ④ 他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援

行動計画「活動の時系列」(案)(9) 遺体(行方不明者)の対応

初動対応 対応手順 当面の目標

■遺体(行方不明者)の搜索及び対策等の活動について、被災市町村では対応しきれない場合を想定し、県内、県外の応援火葬場による火葬及び安置所の確保、搬送手段の確保、遺体の搬送等の支援に係る基本的な手続きを示す。

★主管課



(10) 災害廃棄物等の処理

1) 目標

- 県は、被災地域の災害廃棄物等の迅速かつ適正な処理及び処理能力を超える場合の広域応援による処理について、被災市町村の対応を支援する。

2) 基本方針

- 県は、被災市町村における受援ニーズを収集・把握し、県全域の被害状況や県職員の被災状況、災害廃棄物等の発生状況等を踏まえて、各被災市町村の災害廃棄物、し尿等の処理に必要な処理業者を手配する。
- 県は、処理業者の活動期間中における被災市町村の状況を定期的に把握し、追加の手配や応援の終了等の判断を行う。
- 県は、処理業者の活動期間が長期にわたる場合は、被災市町村との調整を踏まえ、必要に応じて交代要員を派遣する。

3) 関係機関・関係課の主な対応

関係機関・課		主な対応	
関係機関	応援側の都道府県(知事会等)	・派遣職員の調整に関する事	
	長野県資源循環保全協会	・災害廃棄物の処理等に必要な処理業者の手配に係る協力に関する事	
	長野県環境整備事業協同組合	・し尿等の処理に必要な処理業者の手配に係る協力に関する事	
	長野県建設機械リース業協会	・仮設トイレのリースに係る協力に関する事	
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 物資調整担当	・仮設トイレの設置に係る関係団体等との連携調整に関する事
	資源循環推進課		・災害廃棄物処理協定、し尿収集運搬協定に基づく支援に関する事 ・災害廃棄物処理・施設復旧補助金活用のための助言に関する事 ・廃棄物処理施設等の被災状況把握に関する事 ・仮置き場等の施設確保・運営に関する事 ・災害廃棄物の撤去に関する事 ・運搬体制確保に関する事 ・地域の窓口対応に関する事 ・災害廃棄物の広域処理の調整に関する事
	各地方部		・被災市町村におけるニーズの集約に関する事
被災市町村			・災害対策基本法第68条の規定に基づく県への応援要請に関する事

4) 活動に係る実施事項

- 県の各地方部は、災害廃棄物等の処理に係る被災市町村の受援ニーズを把握し、県災害対策本部へ報告する。
- 県災害対策本部は、各地方部がとりまとめた被災市町村の受援ニーズを集約

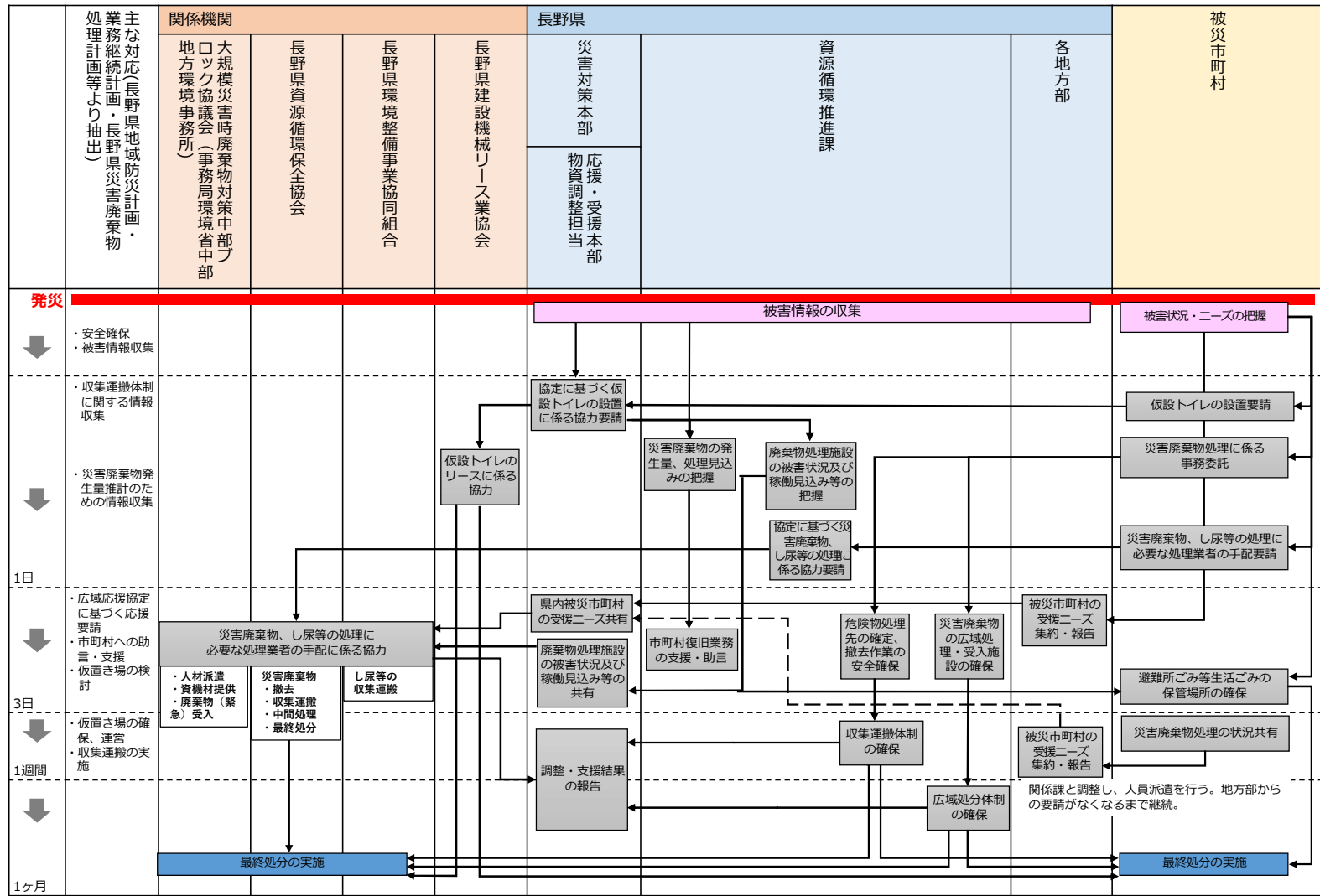
- し、関係課と共有する。
- 県災害対策本部は、関係課に応援職員の調整・派遣を指示する。県庁職員だけでは不足する場合、関係機関に対して応援職員の派遣を要請する。
 - 関係課は、災害廃棄物等の発生量、処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼動見込み等把握した上で、協定に基づく災害廃棄物、し尿等の処理に係る協力要請を行う。
 - 県災害対策本部は、協定に基づく仮設トイレの設置に係る協力要請を行う。
 - 関係機関は災害廃棄物、し尿等の処理に必要な処理業者の手配及び仮設トイレのリースに協力する。
 - 関係課は、必要に応じて、災害廃棄物等の処理や一般廃棄物処理施設災害補助に係る助言を行う。
 - 県災害対策本部は、派遣に係る決定事項について要請元の被災市町村に伝達する。

5) 受援担当部局

種別 ※	支援先	支援元	担当部局		調整先
			ニーズ・対応状況の把握	調達・確保	
①	被災地域内の市町村	被災地域外の市町村	災害対策本部 物資調整担当	資源循環推進課	長野県資源循環 保全協会 長野県環境整備 事業協同組合 市町村
②	被災地域内の市町村	県			
③	被災地域内の市町村	他都道府県・市町村や防災関係機関・団体等	資源循環推進課		
④	県	他都道府県や防災関係機関・団体等			

- ※①「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援
- ② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援
 - ③ 他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援（県において調整）
 - ④ 他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援

■被災地の災害廃棄物の迅速かつ適正な処理のための活動、及び処理能力を超える場合に広域応援による処理を図るための基本的な手続きを示す。



(11) その他技術・専門職員支援

1) 目標

- 県は、庁内の技術・専門職員に係る受援ニーズを把握し、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定等に基づく応援職員の派遣要請を行い、応援職員の受入れにより円滑な災害対応を実施する。
- 県は、被災市町村の技術・専門職員に係る受援ニーズを把握し、県災害対策本部における受援ニーズと応援シーズの調整及び応援職員の派遣を行い、被災市町村の対応を支援する。

2) 基本方針

- 県は、被災市町村における受援ニーズを収集・把握し、県全域の被害状況や県職員の被災状況等を踏まえて、各被災市町村への応援職員の人数を決定する。
- 県は、応援職員の派遣調整を行った上で、県庁職員のみでは応援職員が不足する場合、関係機関に応援職員の派遣を要請する。
- 県及び関係機関は、被災市町村へ応援職員を派遣する。県は、応援職員の派遣期間中における被災市町村の状況を定期的に把握し、追加の応援要請や応援の終了等の判断を行う。
- 派遣期間が長期にわたる場合は、被災市町村との調整を踏まえ、必要に応じて交代要員を派遣する。

3) 関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課	主な対応	
関係機関	応援職員派遣元関係機関	・派遣職員の調整に関する事	
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 人的応援・受援担当	・人的応援・受援の総合調整に関する事
		総括調整担当	・被災市町村への応援派遣の要否の決定に関する事
	総合政策課	・県外職員の派遣に係る全国知事会との調整に関する事	
	市町村課	・県内市町村職員の派遣に関する事 ・ <u>県外職員の派遣に関する事（全国知事会との調整を除く）</u>	
	人事課	・派遣職員の選定等の調整に関する事	
	水大気環境課	・被災建築物の石綿露出状況等の調査に関する事	
	生活排水課	・下水道、農業集落排水施設、浄化槽の復旧に係る関係機関・団体への応援要請に関する事	
	農業政策課	・農業協同組合、農業者等への指導又は指示に関する事	
	農地整備課	・農地や水路、ため池等の応急対策に関する事	

	関係機関・課	主な対応
	信州の木活用課	・林道及び林業関連施設の応急対策等に関すること
	森林づくり推進課	・林地及び治山施設の応急対策等に関すること
	建設政策課技術管理室	・TEC-FORCE の出動要請に関すること ・土木学会等からの技術支援等の要請に関すること
	河川課	・水防活動の応援に関すること
	砂防課	・土砂災害危険箇所点検に関すること
	教育政策課	・教職員の派遣に関すること
	心の支援課	・SC の派遣に関すること
	文化財・生涯学習課	・文化財の応急対策に関すること
	各部局主幹課	・職員の派遣に関すること
	各地方部	・管内市町村の被災状況の確認、報告 ・被災市町村におけるニーズの集約に関すること
被災市町村		・受援職務、職種及び人数の選定。被災場所への同行 ・派遣職員の受入に関すること

4) 活動に係る実施事項

- 県の各地方部は、被災市町村の受援ニーズを把握し、県災害対策本部へ報告する。
- 県災害対策本部は、各地方部がとりまとめた被災市町村の受援ニーズを集約する。
- 県災害対策本部は、関係課に応援職員の調整・派遣を指示する。県庁職員だけでは不足する場合、関係機関に対して応援職員の派遣を要請する。
- 県災害対策本部、県関係課及び関係機関は派遣職員の調整を行い、各地方部を通じて要請元の被災市町村に伝達する。

5) 受援担当部局

種別※	支援先	支援元	担当部局		調整先
			ニーズ・対応状況の把握	調達・確保	
①	被災地域内市町村	県内被災地域外の市町村	災害対策本部	市町村課	県内被災地域外の市町村
		県内被災地域外の市町村	生活排水課	生活排水課	生活排水事業災害時応援県内ブロック代表市町村
②	被災地域内市町村	県	災害対策本部	人事課	各部局主管課
			生活排水課	生活排水課	県
③	被災地域内市町村	国土交通省（北陸地方整備局、関東地方整備局、中部地方整備局）	建設政策課技術管理室	建設政策課技術管理室	国土交通省（北陸地方整備局、関東地方整備局、中部地方整備局）
		都道府県	人事課・市町村課	総合政策課	全国知事会

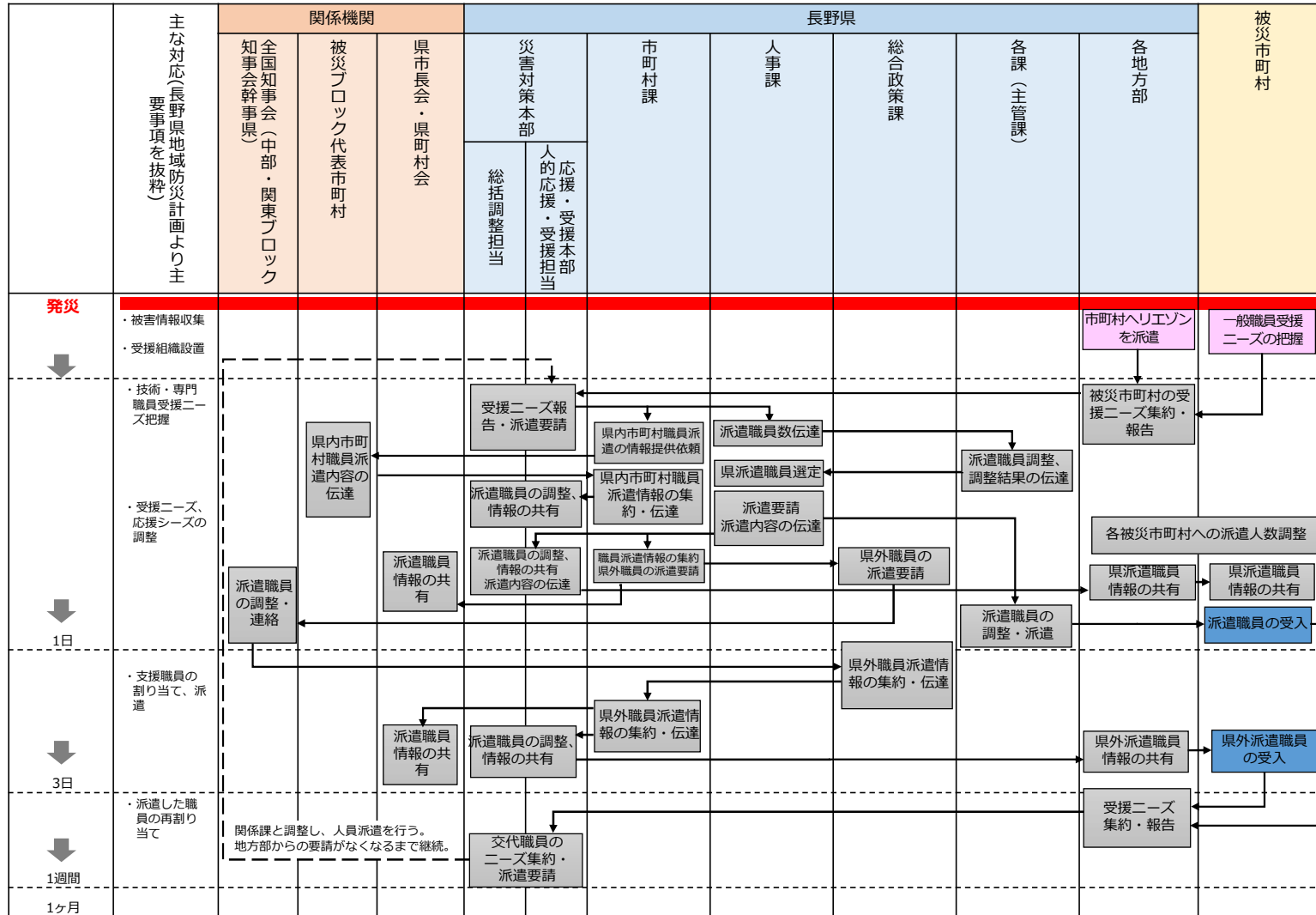
種別 ※	支援先	支援元	担当部局		調整先
			ニーズ・対応状況の把握	調達・確保	
					(中部ブロック知事会幹事県)
		関係機関・団体	生活排水課	生活排水課	関係機関・団体
③	被災地域内市町村	都道府県・県外市町村	生活排水課	生活排水課	下水道事業災害時支援中部ブロック幹事県
		支援関係機関・団体	生活排水課	生活排水課	関係機関・団体
④	県	国土交通省（北陸地方整備局、関東地方整備局、中部地方整備局）	建設政策課技術管理室	建設政策課技術管理室	国土交通省（北陸地方整備局、関東地方整備局、中部地方整備局）
		都道府県	人事課・市町村課	総合政策課	全国知事会（中部ブロック知事会幹事県）
		都道府県・県外市町村	生活排水課	生活排水課	下水道事業災害時支援中部ブロック幹事県
		支援関係機関・団体	生活排水課	生活排水課	関係機関・団体
④	被災地域の地域振興局	県、調査関係団体	地域振興局	環境部（水大気環境課）、地域振興局	調査関係団体

- ※①「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援
- ② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援
- ③ 他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援（県において調整）
- ④ 他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援

行動計画「活動の時系列」 (案) (4) 行政職員支援

初動対応 対応手順 当面の目標

■被災市町村に対する一般職員による支援を実施するため、被災市町村の受援ニーズの把握、県災害対策本部における受援ニーズと応援シーズの調整から応援職員派遣までの基本的な手続きを示す。

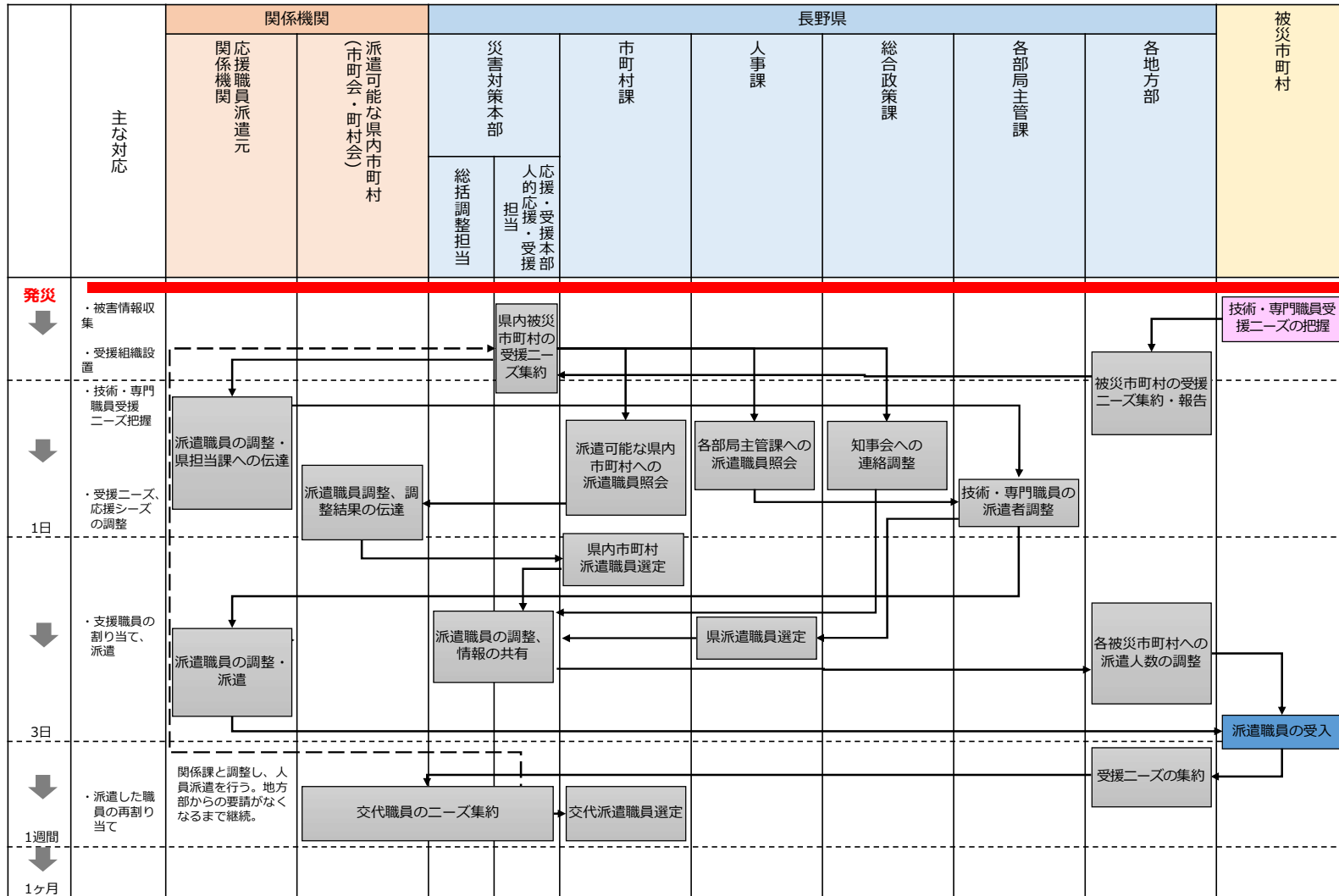


※技術・専門職員のうち、一般職員と同様の手続となる職員の受援については、(4) 行政職員支援の行動計画に準ずる。

行動計画「活動の時系列」(案) (11) その他技術・専門職員支援 (市町村・県職員)

初動対応 対応手順 当面の目標

■被災市町村に対する技術・専門職員による支援を実施するため、被災市町村の受援ニーズの把握、県災害対策本部における受援ニーズと応援シーズの調整から応援職員派遣までの基本的な手続きを示す。

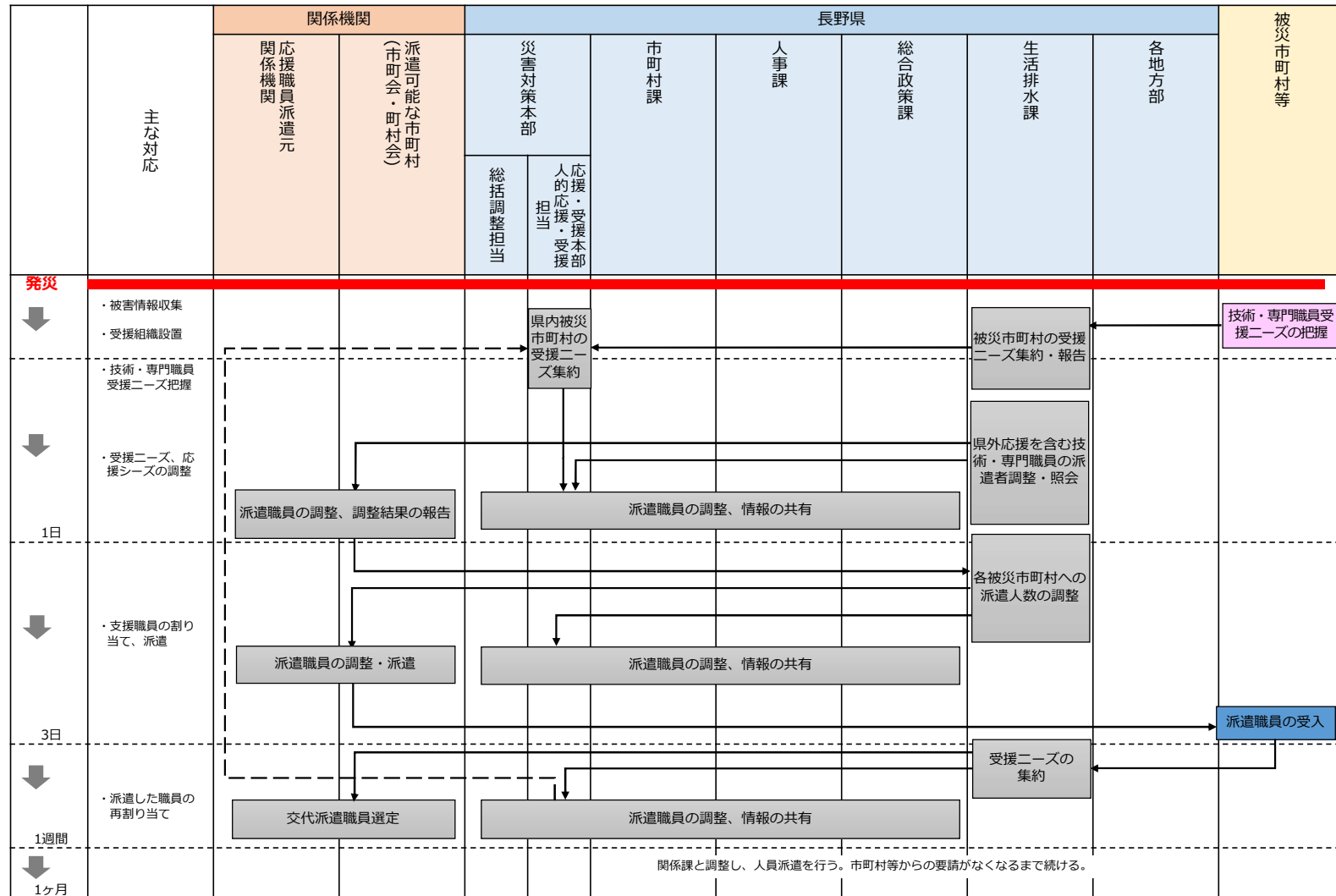


3-47

行動計画「活動の時系列」(案) (11) その他技術・専門職員支援(生活排水課)

初動対応 対応手順 当面の目標

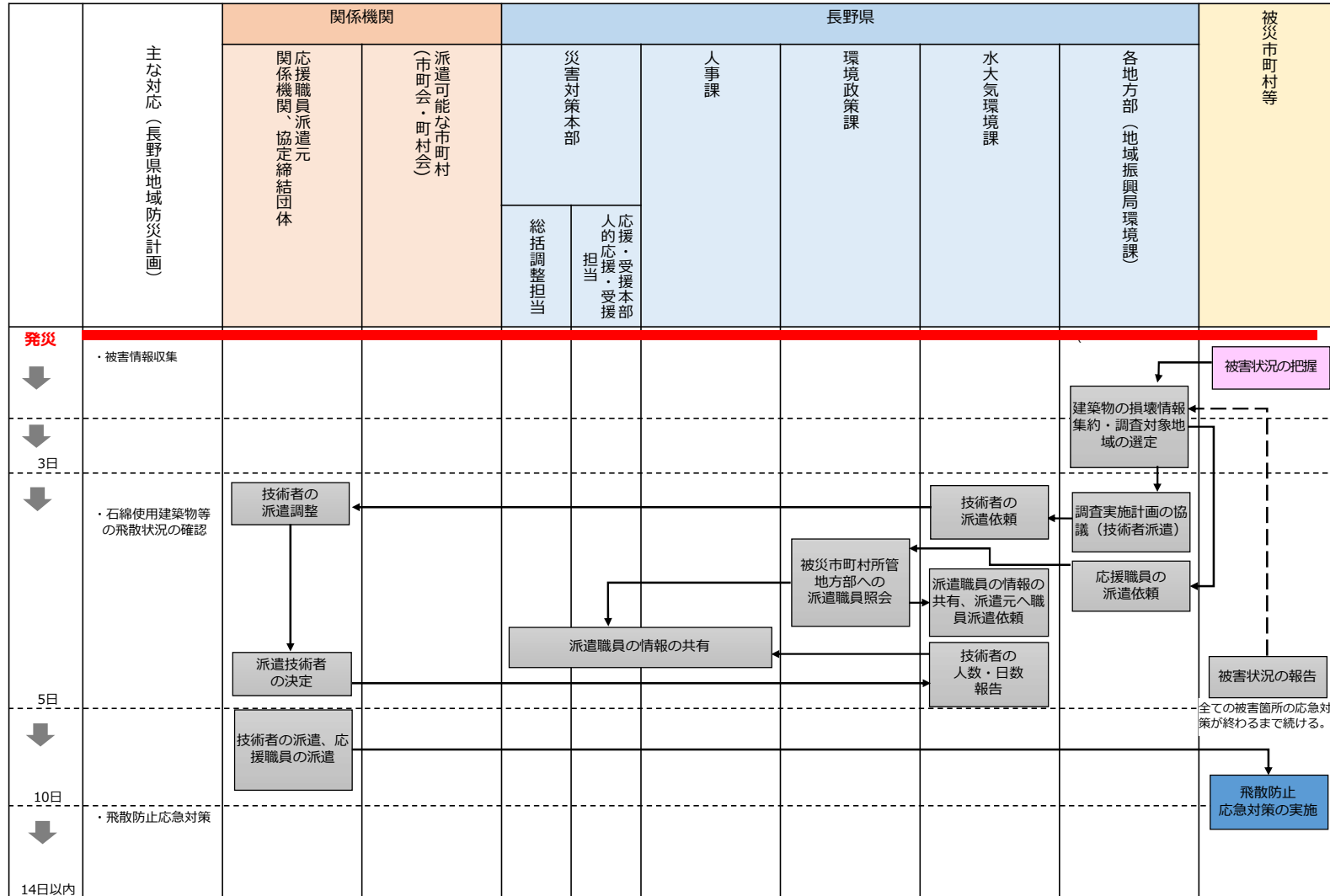
■被災市町村に対する技術・専門職員による支援を実施するため、被災市町村の受援ニーズの把握、県災害対策本部における受援ニーズと応援シーズの調整から応援職員派遣までの基本的な手続きを示す。



行動計画「活動の時系列」 (案) (11) その他技術・専門職員支援 (水大気環境課)

初動対応 対応手順 当面の目標

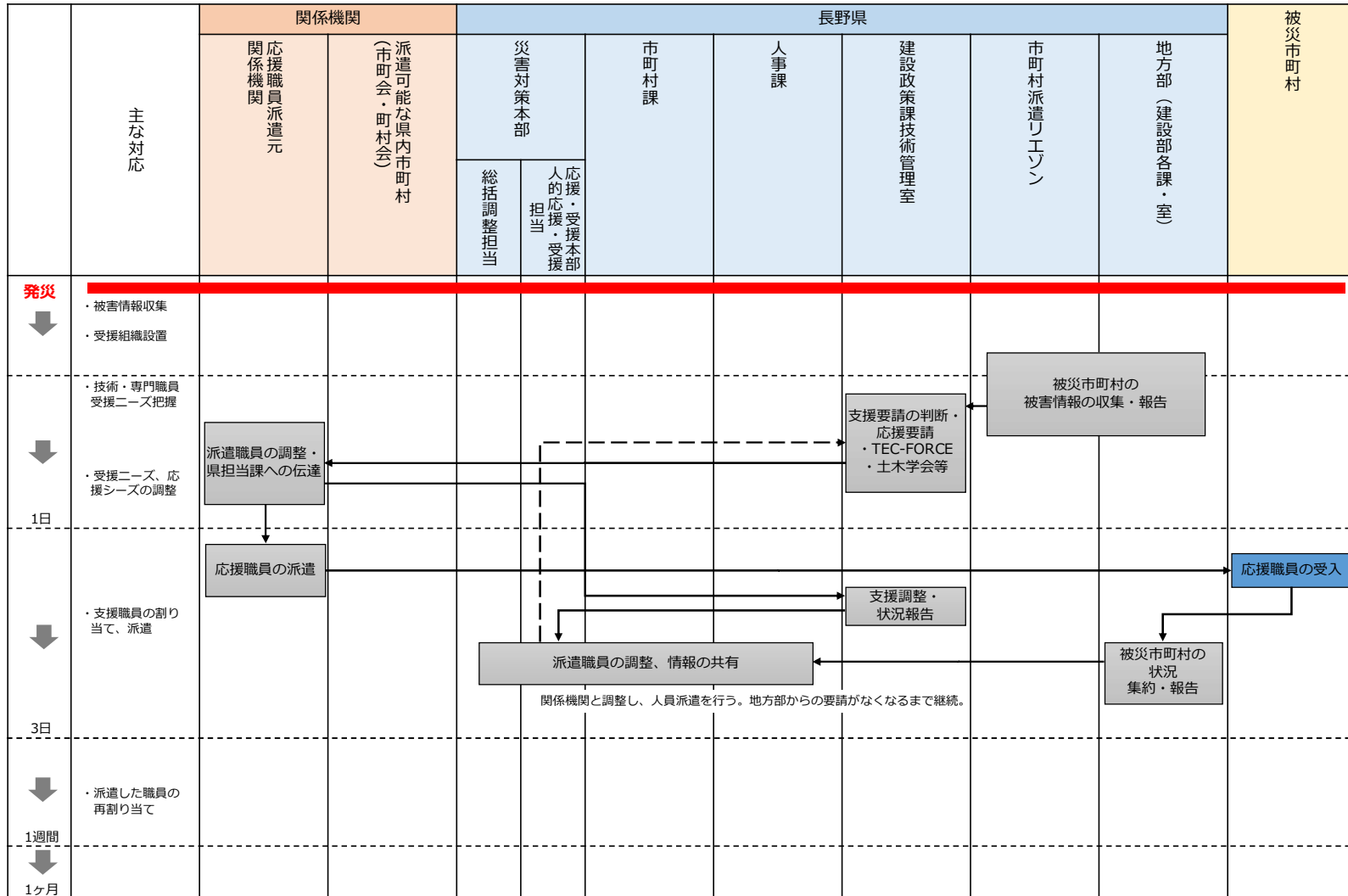
■被災市町村に対する技術・専門職員による支援を実施するため、被災市町村の受援ニーズの把握、県災害対策本部における受援ニーズと応援シーズの調整から応援職員派遣までの基本的な手続きを示す。



行動計画「活動の時系列」 (案) (11) その他技術・専門職員支援 (建設政策課技術管理室)

初動対応 対応手順 当面の目標

■被災市町村に対する技術・専門職員による支援を実施するため、被災市町村の支援ニーズの把握、県災害対策本部における支援ニーズと応援シーズの調整から応援職員派遣までの基本的な手続きを示す。

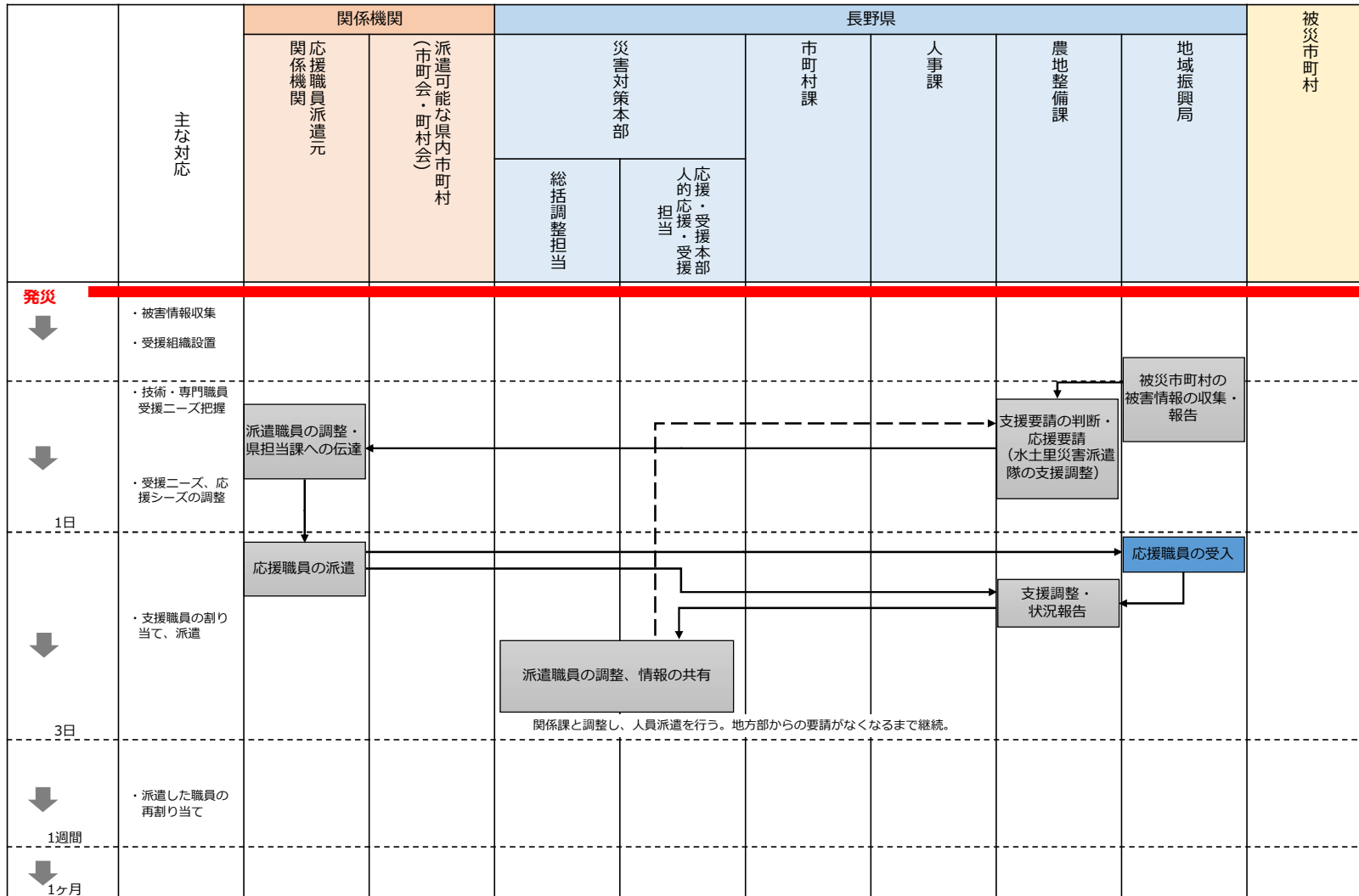


行動計画「活動の時系列」 (案) (11) その他技術・専門職員支援 (農地整備課)

初動対応 対応手順 当面の目標

■被災市町村に対する技術・専門職員による支援を実施するため、被災市町村の受援ニーズの把握、県災害対策本部における受援ニーズと応援シーズの調整から応援職員派遣までの基本的な手続きを示す。

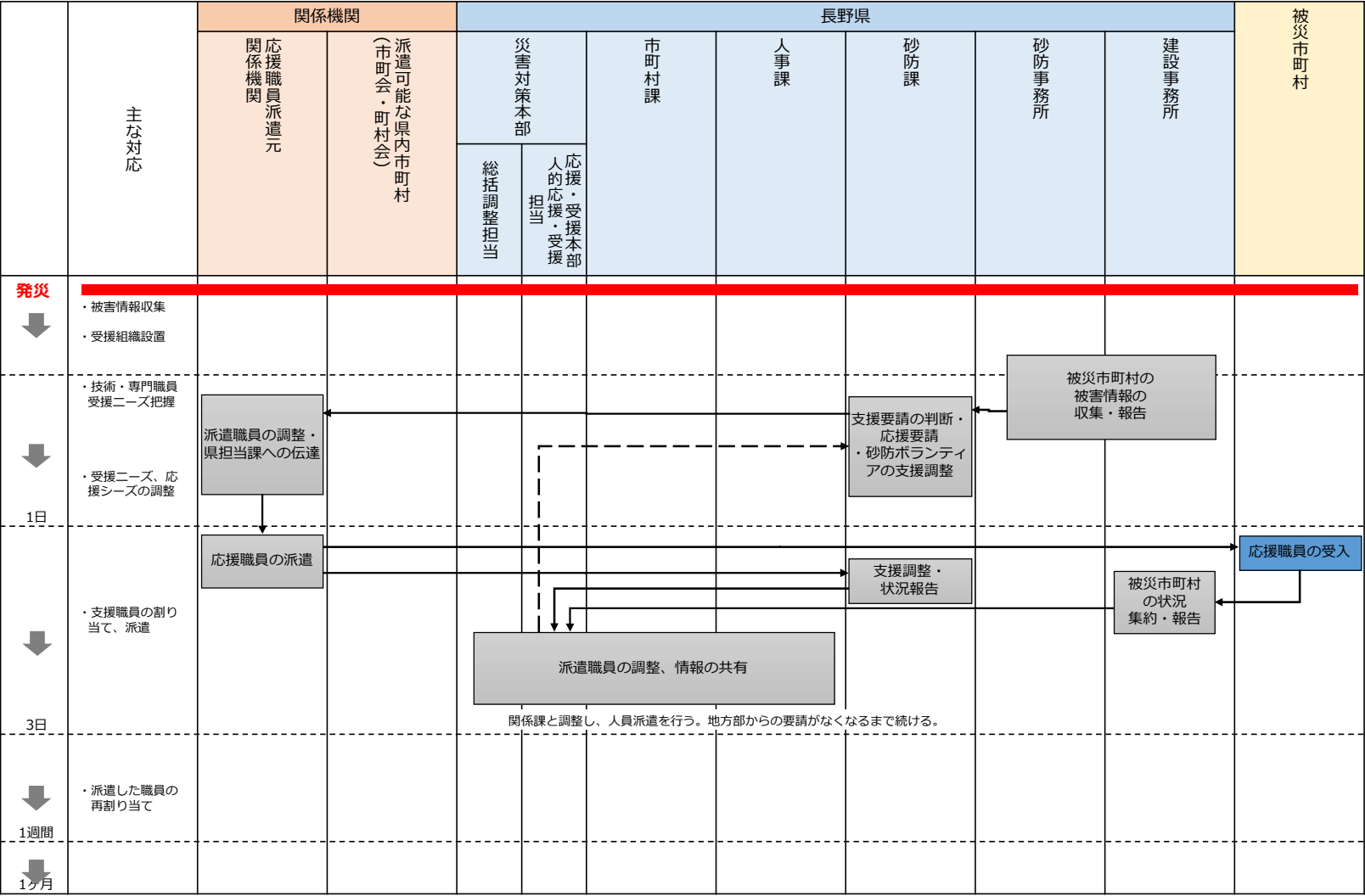
3-51



行動計画「活動の時系列」 (案) (11) その他技術・専門職員支援 (砂防課)

初動対応 対応手順 当面の目標

■被災市町村に対する技術・専門職員による支援を実施するため、被災市町村の受援ニーズの把握、県災害対策本部における受援ニーズと応援シーズの調整から応援職員派遣までの基本的な手続きを示す。



(12) 物資の確保

1) 目標

- 県は、国、他都道府県等の関係機関からの支援物資を円滑に受け入れ、被災者へ配分するための物資を確保する。

2) 基本方針

- 県は、避難者数、道路状況等の被害情報を収集、関係機関と共有し、被害規模に応じて支援物資の供給を関係機関に要請する。大規模災害時には、国が実施するプッシュ型支援物資の受入れを実施する。
- 関係機関は、県に対して支援物資の要請や広域物資輸送拠点の運営等について助言するため、県災対本部へ物流専門家を派遣する。
- 関係機関は、協定等に基づく県からの応援要請を受け、物資の調達・製造、備蓄物資の提供等を行う。
- 市町村は、備蓄物資だけでは物資の不足が想定される場合、県に対し支援要請を行う。

3) 関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課	主な対応
関係機関	国（緊対本部・消防庁・農水省・厚労省・経産省・国交省）	・プッシュ型支援の実施に関する事
	応援側の都道府県(知事会等)	・支援物資の調整に関する事
	長野県倉庫協会	・食料、生活必需品等の保管等の倉庫による保管協力に関する事
長野県	災害対策本部 応援・受援本部 物資調整担当	・食料品、生活必需品等の輸送に関する事
	くらし安全・消費生活課	・食料・生活物資の調達に関する事
	食品・生活衛生課	・棺、ドライアイス等の手配要請に係る支援に関する事
	薬事管理課	・備蓄医薬品・衛生材料の供給に関する事 ・医療用ガスの供給に関する事
	水大気環境課	・飲料水供給の応援に関する事
	産業政策課	・生活必需品等物資の供給に係る協定締結団体への要請に関する事
	農業政策課	・食料品等供給に係る協定締結団体への要請に関する事
	農業技術課	・主要食糧の調達に関する事
	保健厚生課	・学校給食の確保に関する事
各地方部	・市町村からの物資供給要請をとりまとめ及び災害対策本部からの物資調達情報の連絡に関する事	
被災市町村	・災害対策基本法第68条の規定に基づく県への応援要請に関する事 ・市町村災害時相互応援協定に基づく応援要請	

4) 活動に係る実施事項

- 県災害対策本部は、被災市町村からの物資供給要請を踏まえ、被災地域外の振興局への物資供給依頼、協定先等への物資支援要請及びとりまとめを行う。
- 県災害対策本部は、関係機関と広域物資輸送拠点の利用調整を行い、拠点の開設準備を実施する。
- 県災害対策本部は、国のプッシュ型支援物資の受入れ調整を行う。
- 県関係課は、関係機関及び協定先等への物資支援要請及び調達を行う。
- 県各地方部は、市町村からの物資供給要請をとりまとめ、県災害対策本部に報告する。
- 県各地方部は、備蓄物資では不足が想定される場合、県災害対策本部に報告する。
- 市町村は、管内の被害状況を踏まえ、備蓄物資だけでは物資の不足が想定される場合、県に対し支援要請を行う。

5) 受援担当部局

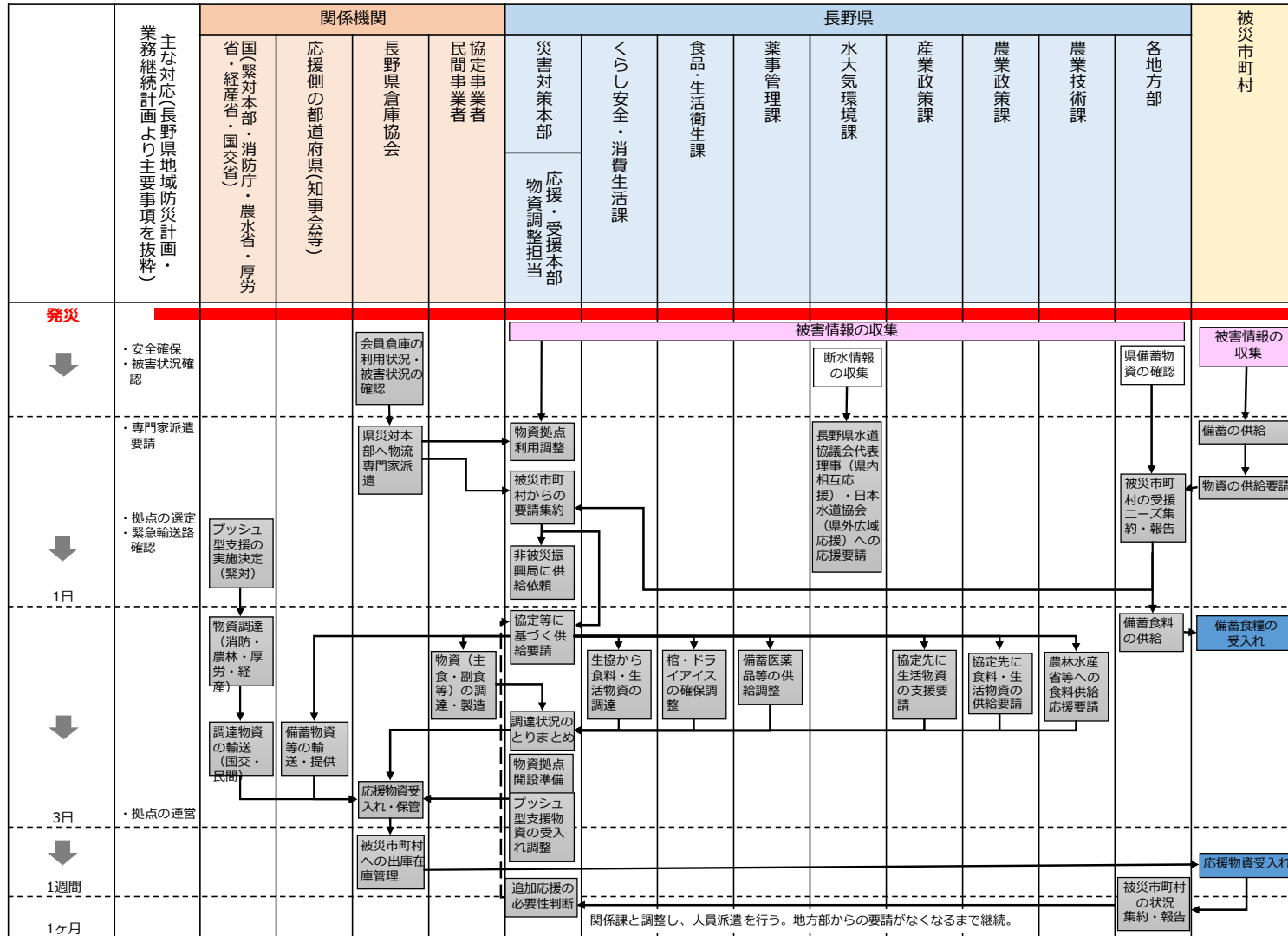
種別※	支援先	支援元	担当部局		調整先
			ニーズ・対応状況の把握	調達・確保	
③	被災市町村(土木関係)	全国知事会、市長会、町村会	建設部	建設政策課	建設事務所
	被災市町村(農業関係)	全国知事会、市長会、町村会	農政部	農業政策課	地域振興局
	被災市町村(保健関係)	全国知事会、市長会、町村会	健康福祉部	健康福祉政策課	保健福祉事務所
	被災市町村(福祉関係)	全国知事会、市長会、町村会	健康福祉部	健康福祉政策課	保健福祉事務所
	被災市町村(教育関係)	全国知事会、市長会、町村会、県学校給食会	教育委員会事務局	教育政策課	教育事務所
	被災市町村(避難所)	長野県生活協同組合連合会	くらし安全・消費生活課	長野県生活協同組合連合会	

- ※①「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援
- ② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援
- ③ 他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援（県において調整）
- ④ 他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援

行動計画「活動の時系列」 (案) (12) 物資の確保

初動対応 対応手順 当面の目標

■ 発災後、被害情報収集、県備蓄物資の供給をはじめ、関係機関の協力を得て支援物資を受け入れるための基本的な手続きを示す。



(13) 物資流通

1) 目標

- 県は、物流関係機関による物資輸送に係る応援を円滑に受け入れ、被災市町村の地域内輸送拠点までの物資輸送を実施する。

2) 基本方針

- 県は、被災市町村における避難所等の状況や、道路情報などの被害情報を収集、関係機関と共有し、協定等に基づく物資輸送及び物資保管に係る協力を関係機関に要請する。
- 関係機関は、協定に基づく輸送協力及び保管協力を行う。
- 関係機関は、協定等に基づき県災対本部へ物流専門家を派遣する。

3) 関係機関・関係課の主な対応

関係機関・課		主な対応
関係機関	長野県トラック協会	・災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送協力に関する事
	赤帽長野県軽自動車運送協同組合	・食料、生活必需品等の輸送協力に関する事
	長野県倉庫協会	・食料、生活必需品等の保管等の倉庫による保管協力に関する事
	国土交通省 北陸地方運輸局	・災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関する事
	国土交通省各地方整備局	・路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
	長野県警察本部	・交通規制に関する事 ・緊急通行車両等の確認事務に関する事
長野県	災害対策本部	・食料品、生活必需品等の輸送に関する事
	建設政策課 技術管理室	・部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ・市町村へのリエゾン派遣に関する事
	道路管理課	・道路被害状況の調査に関する事。 ・通行規制、道路の応急復旧に関する事。
	道路建設課	・有料道路（道路公社管理）の被害状況の情報収集に関する事
	各地方部	・被災市町村におけるニーズの集約に関する事
被災市町村		・災害対策基本法第68条の規定に基づく県への応援要請に関する事 ・市町村災害時相互応援協定に基づく応援要請に関する事

4) 活動に係る実施事項

- 県災害対策本部は、県関係課及び関係機関から派遣される物流専門家とともに、支援物資の輸送調整を実施する。
- 県関係課及び関係機関は、通行規制情報など道路情報を収集し、災害対策本部に報告する。
- 県災害対策本部は、集約した道路情報等を関係機関と共有する。

5) 受援担当部局

種別 ※	支援先	支援元	担当部局		調整先
			ニーズ・対応 状況の把握	調達・確保	
③	被災市町村 (土木関係)	国、全国知事会、 市長会、町村会	建設部	建設政策課	建設事務所
	被災市町村 (農業関係)	国、全国知事会、 市長会、町村会	農政部	農業政策課	地域振興局
	被災市町村 (保健関係)	国、全国知事会、 市長会、町村会	健康福祉部	健康福祉政策 課	保健福祉事務所
	被災市町村 (福祉関係)	国、全国知事会、 市長会、町村会	健康福祉部	健康福祉政策 課	保健福祉事務所
	被災市町村 (教育関係)	国、全国知事会、 市長会、町村会	教育委員会事 務局	教育政策課	教育事務所
	被災市町村 (避難所)	国、全国知事会、 市長会、町村会	県災害対策本 部	県トラック協 会	県災害対策本部

- ※① 「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援
- ② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援
- ③ 他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援（県において調整）
- ④ 他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援

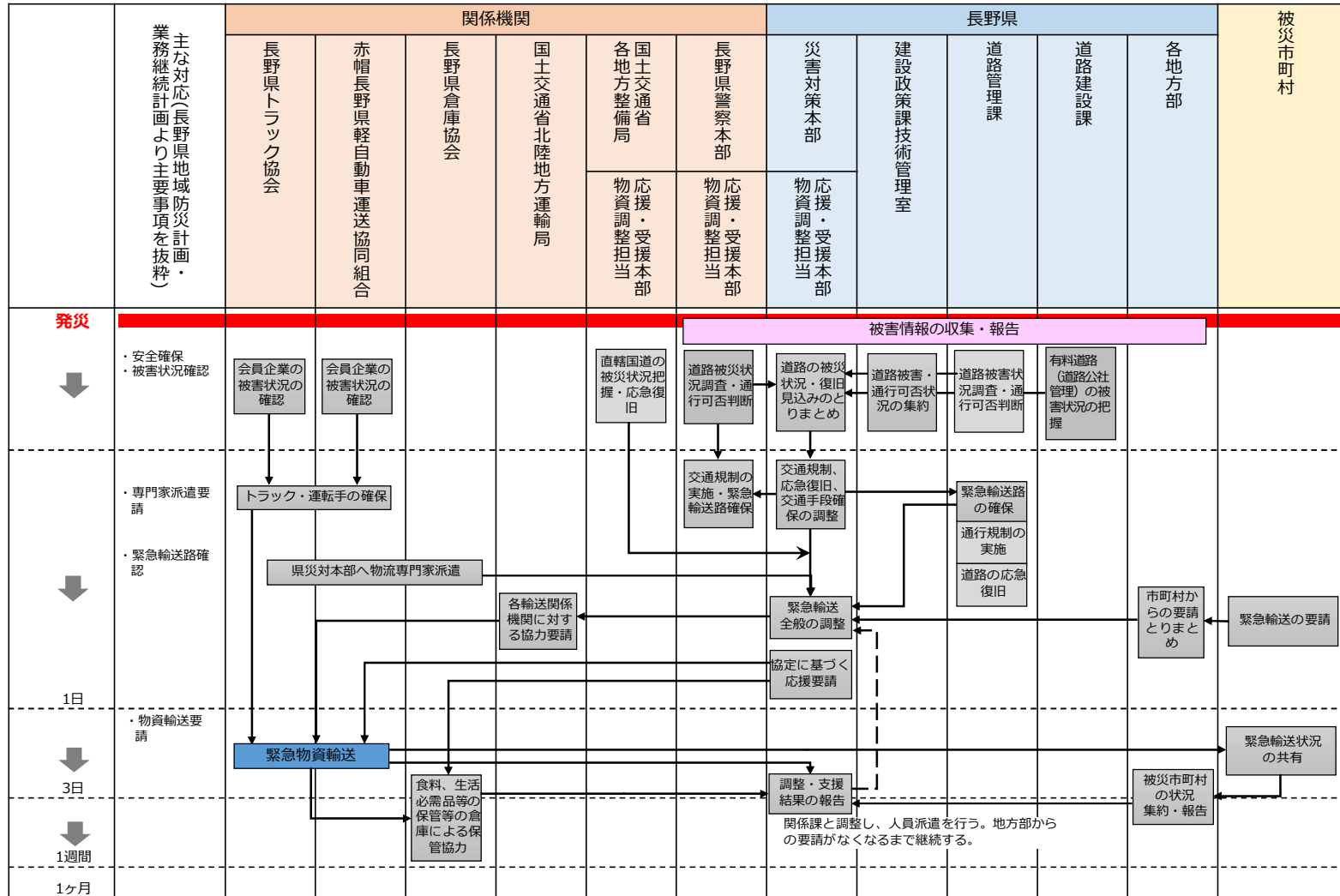
行動計画「活動の時系列」 (案) (13) 物資流通

初動対応

対応手順

当面の
目標

■ 輸送関係機関の協力を得て、国や他都道府県から送られてくる支援物資の円滑な流通を確保するための基本的な手続きを示す。



(14) 救護所支援・保健指導支援・医療機関支援

1) 目標

- 県は、関係機関に派遣要請を行い、災害対応に係る保健医療活動を行うチーム（以下、「保健医療活動チーム」という。）を円滑に受け入れる。

2) 基本方針

- 県は、被災市町村等と連携し、関係機関や保健医療活動チームとの情報連携を密にし、被災地域のニーズに沿った派遣調整を行う。
- 関係機関は、県からの応援要請を受け、医師、看護師等の派遣に係る調整を行う。

3) 関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課	主な対応	
関係機関	国・自治体・医師会等	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、助産等救助、救護に関すること ・被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動に関すること 	
長野県	災害対策本部	災害医療本部	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報連携、保健医療活動に係る情報の整理及び分析等の保健医療活動の総合調整に関すること
		応援・受援本部 人的応援・受援担当	<ul style="list-style-type: none"> ・人的応援・受援の総合調整に関すること
		総括調整担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ把握のとりまとめに関すること ・他分野との総合調整に関すること
		健康福祉政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉部に所属する職員の派遣に関すること ・DHEATの派遣に関すること
		医療推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護班、看護師等医療従事者の派遣に関すること ・保健師等の派遣に関すること
		健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士の派遣に関すること
		保健・疾病対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科医師の派遣に関すること ・DPATの派遣に関すること
		薬事管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師班の派遣に関すること
		各地方部	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村におけるニーズの集約に関すること
	被災市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法第68条の規定に基づく県への応援要請に関すること ・市町村災害時相互応援協定に基づく応援要請に関すること 	

4) 活動に係る実施事項

- 県災害医療本部は、被災市町村や地方部（保健福祉班）、及び関係機関から被害情報を収集し、保健医療活動の支援に係るニーズを把握する。
- 県は、把握したニーズに基づき、関係機関による応援が必要と認める場合は、

関係機関に保健医療活動チームの派遣を要請する。

- 県災害医療本部は、派遣された保健医療活動チームについて、地方部（保健福祉班）等を通じて被災者の保健医療ニーズに応じた派遣調整を行う。
- 県災害医療本部は、保健医療チームの派遣後も、被災市町村や地方部（保健福祉班）、関係機関、派遣された保健医療活動チームとの情報連携を行い、被災者の保健医療ニーズの変化を踏まえて保健医療活動チームの派遣調整を行う。

5) 受援担当部局

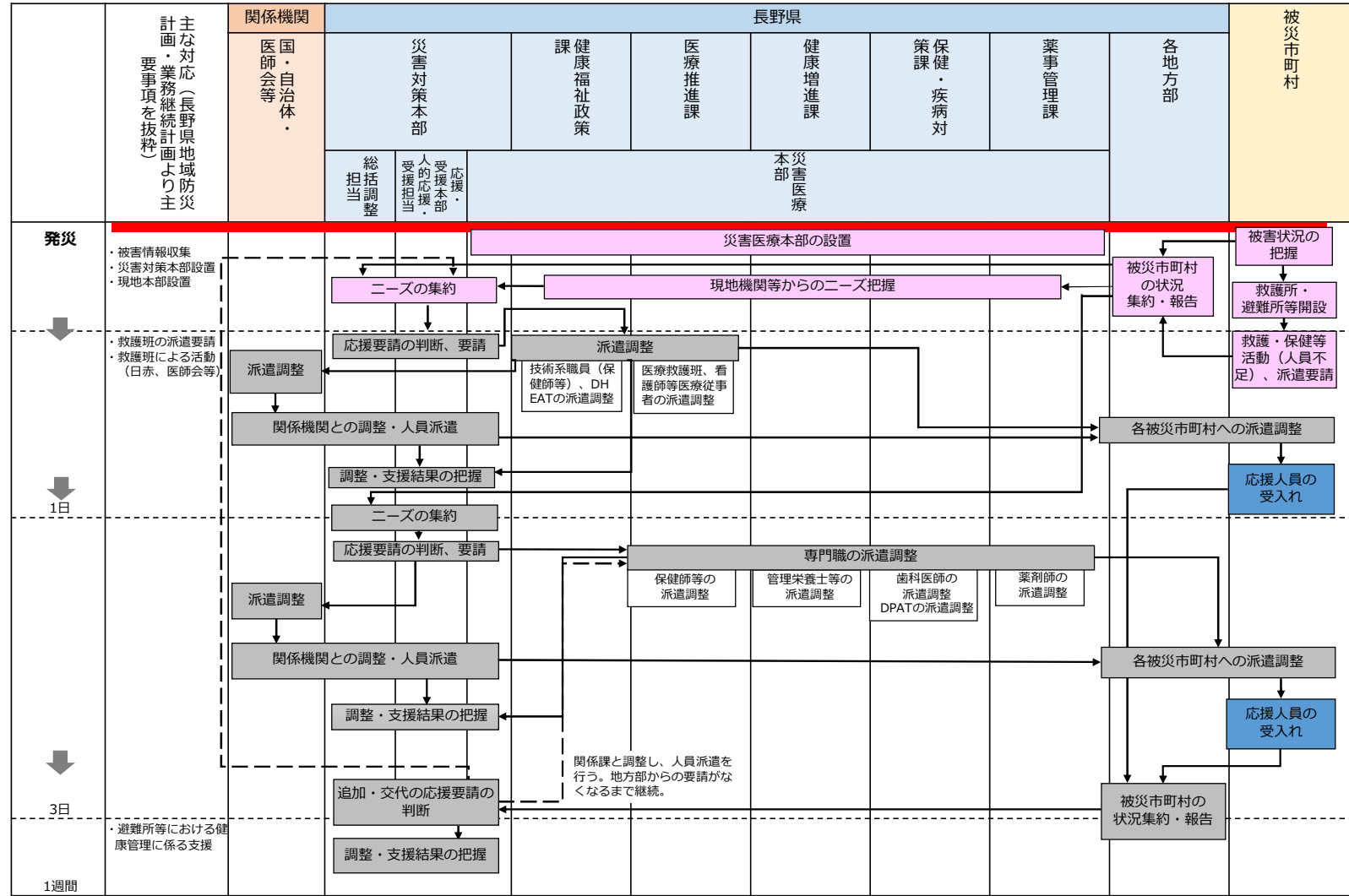
	支援先	支援元	担当部局		調整先
			ニーズ・対応状況の把握	調達・確保	
①	被災地域内の市町村	国、関係団体、DMAT 指定病院	災害医療本部	災害医療本部	国、関係団体、DMAT 指定病院
②	県庁	国（DMAT）	災害医療本部	国	国、他都道府県
③	被災市町村、保健所、県庁	他都道府県	災害医療本部	健康福祉政策課	国、知事会、他都道府県
④					

- ※①「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援
- ② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援
 - ③ 他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援（県において調整）
 - ④ 他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援

行動計画「活動の時系列」 (案) (14) 救護所支援・保健指導・医療機関支援

初動対応 対応手順 当面の目標

■医療機関における診療や被災市町村内の救護所にて行う救護活動、避難者等の保健指導に必要な人員の確保のため、関係機関への要請手続き、現地への派遣・活動までの基本的な手続きを示す。



3-61

(15) 要配慮者対応支援

1) 目標

- 被災地域において、高齢者や障がい者等の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）が、速やかに避難し、また良好な環境のもとで避難生活が送れるよう被災市町村に対する支援等を行う。

2) 基本方針

- 県は、被災市町村における要配慮者の状況を収集・把握し、必要に応じて、介護を行う人材や手話通訳者等の派遣調整を行う。
- 県は、要配慮者が速やかに避難できる体制が整備されるように市町村を支援する。
- 県は、平時から県内市町村に対して、必要な福祉避難所の確保を促すとともに、災害時に福祉避難所が不足した場合は、要配慮者の受入れに係る支援を行う。

3) 関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課	主な対応	
関係機関	長野県社会福祉協議会・ 応援側の都道府県（知事会等）	・要配慮者支援に係る職員・車両派遣調整に関する こと	
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 人的応援・受援担当	・人的応援・受援の総合調整に関する こと
		総括調整担当	・被災市町村への被害状況等収集要員の派遣の要 否の決定に関する こと ・派遣職員数等の結果報告に関する こと
	こども・家庭課	・児童福祉司、児童心理司の派遣に関する こと	
	健康福祉政策課	・健康福祉部に所属する職員の派遣に関する こと	
	障がい者支援課	・手話通訳者の派遣に関する こと	
	山岳高原観光課	・観光客の安全確保に関する こと	
	国際課	・災害多言語支援センターに関する こと	
	各地方部	・被災市町村におけるニーズの集約に関する こと	
被災市町村		・福祉避難所を開設に関する こと	

4) 活動に係る実施事項

- 市町村は、福祉避難所を開設する。
- 市町村は、要配慮者の被災市町村外の福祉避難所・医療機関への移送を行う。
- 市町村は、避難所に避難していない要配慮者に対しても見守りや健康相談などを行う。
- 県災害対策本部は、県内被災地域において、介護及び健康管理を行う人材や手話通訳者等が不足する場合に、国、他県、県内市町村及び関係団体等と人

材派遣に係る調整を行う。

- 県関係課及び関係機関は、被災市町村へ応援職員を派遣する。
- 県関係課は、追加の応援要請や応援の終了等の判断を行う。必要に応じて交代要員を派遣する。
- 県災害対策本部は、災害時に福祉避難所が不足した場合、県内市町村、他県及び関係団体等と要配慮者の受入れに係る調整を行い、要配慮者の避難支援を行う。

5) 受援担当部局

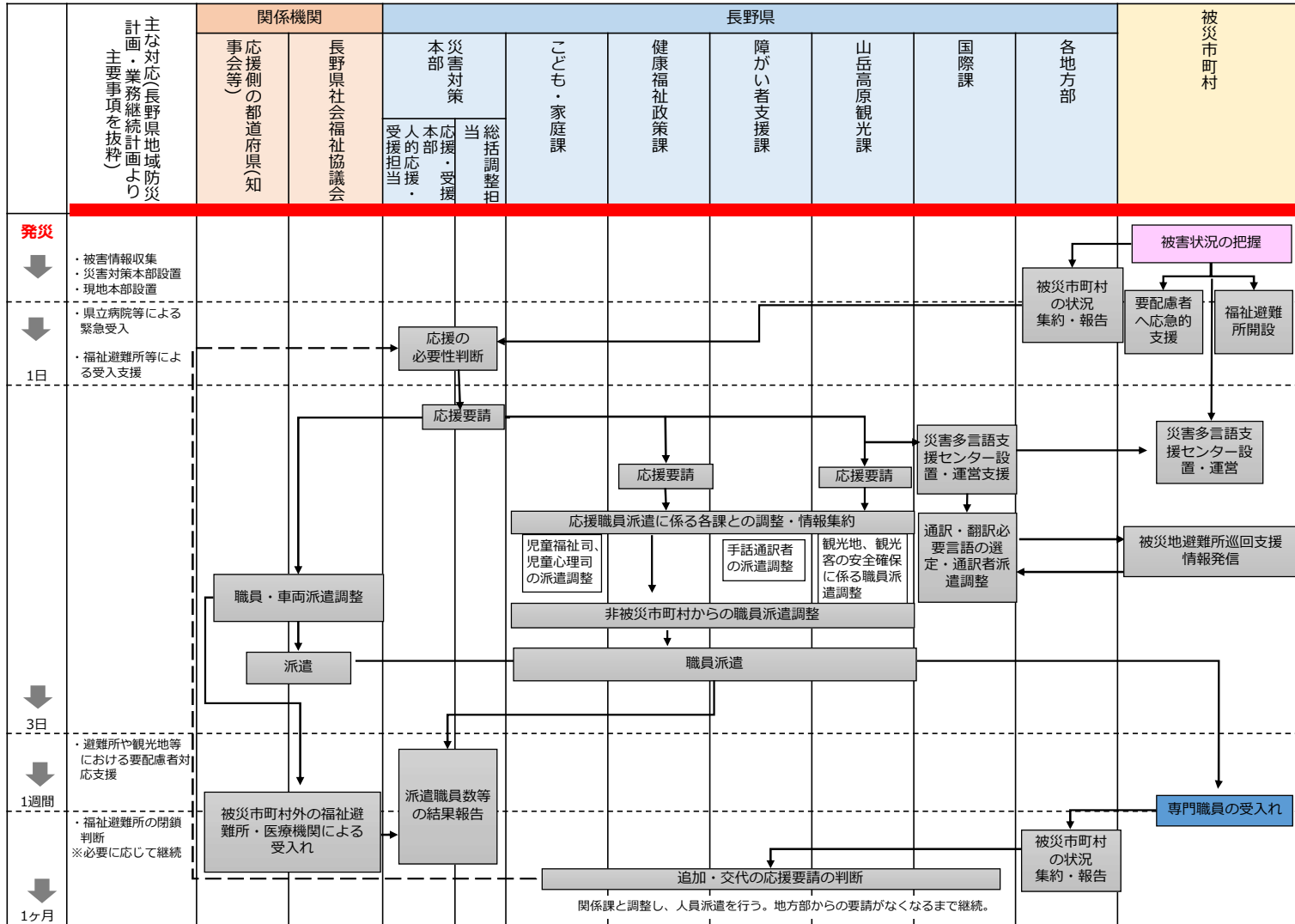
種別 ※	支援先	支援元	担当部局		調整先
			ニーズ・対応状況の把握	調達・確保	
③	被災市町村	他都道府県	災害医療本部	健康福祉部	国、知事会、他都道府県
		国際化協会	県民文化部	県民文化部	

- ※① 「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援
- ② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援
- ③ 他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援（県において調整）
- ④ 他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援

行動計画「活動の時系列」 (案) (15) 要配慮者対応支援

初動対応 対応手順 当面の目標

■被災市町村内にて特段の配慮を要する帰宅困難者や外国人等への支援、情報提供、福祉避難所運営、または非被災地までの輸送に係る手続きなどを行う職員の確保のため、県内非被災市町村や県外市町村への要請手続き、職員の現地派遣・活動までの基本的な手続きを示す。



(16) 緊急車両・優先給油施設への燃料供給

1) 目標

- 県は、政府や石油業界等の関係機関による燃料供給を円滑に受け入れ、緊急車両や重要施設等の燃料確保を図る。

2) 基本方針

- 県は、被災市町村等からの燃料補給に係る応援要請を踏まえ、政府緊急災害対策本部に対する燃料供給依頼や、関係機関との協定に基づく緊急車両や重要施設への優先給油、L P ガスの調達・復旧に係る要請を行う。
- 関係機関は、災害時石油供給連携計画を発動し、燃料供給に係る調整を踏まえた供給を行う。

3) 関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課	主な対応
関係機関	長野県L P ガス協会	・液化石油ガスの緊急輸送に関すること
	長野県石油商業組合	・緊急車両への石油類の優先供給に関すること ・災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設への石油類の優先供給に関すること
	全国石油商業組合連合会	・非定形的な燃料供給に関する調整
	各石油会社・S S	・緊急車両、重要施設への給油・配達等
	石油連盟	・非定形的な燃料供給に関する調整
	経済産業省・エネルギー庁	
	政府緊急災害対策本部	・重要施設等への燃料供給に関すること
長野県	災害対策本部 応援・受援本部 物資調整担当	・協定団体への要請及び優先給油の調整
	各地方部	・被災市町村におけるニーズの集約に関すること
被災市町村		・災害対策基本法第68条の規定に基づく県への応援要請に関すること

4) 活動に係る実施事項

- 県災害対策本部は、協定に基づく緊急車両への優先給油及びL P ガスの調達・復旧依頼を行う。
- 県災害対策本部は、協定に基づく応援状況を踏まえ、必要に応じ、政府緊急災害対策本部に対する重要施設、避難所、医療機関、社会福祉施設への燃料供給依頼を行う。
- 県災害対策本部は、政府緊急災害対策本部及び経済産業省・エネルギー庁と連携し、情報収集及び燃料供給調整を行う。
- 市町村は、県に対して燃料補給に係る応援要請を行う。

5) 受援担当部局

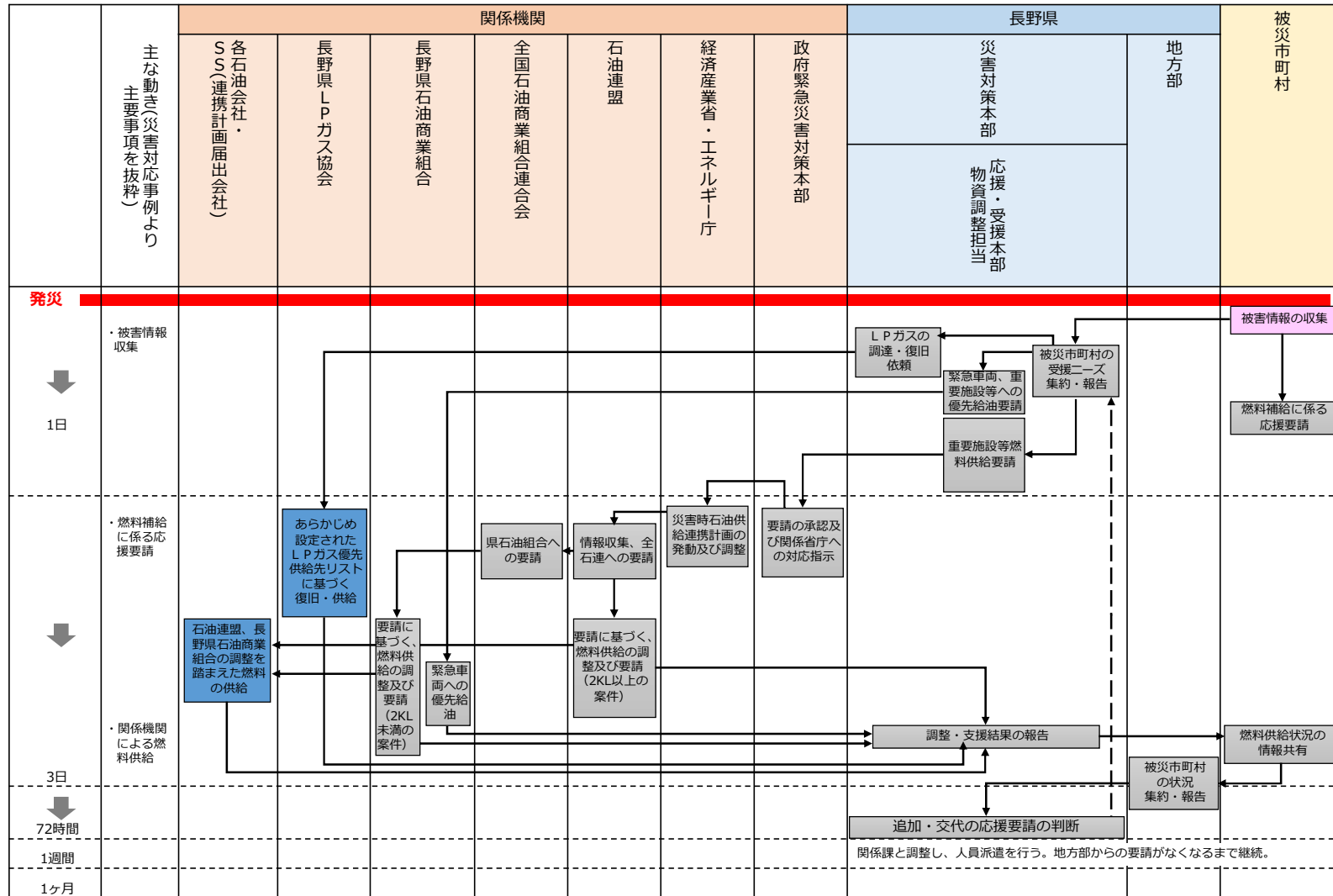
種別 ※	支援先	支援元	担当部局		調整先
			ニーズ・対応 状況の把握	調達・確保	
③	被災市町村等	県石油商業組合	災害対策本部	県石油商業組合	県石油商業組合
		石油連盟、全国石油商業組合連合会	災害対策本部	石油連盟、全国石油商業組合連合会	石油連盟、全国石油商業組合連合会
		LPガス協会	災害対策本部	LPガス協会	LPガス協会

- ※① 「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援
- ② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援
- ③ 他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援（県において調整）
- ④ 他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援

行動計画「活動の時系列」 (案) (16) 緊急車両・優先給油施設への燃料供給

初動対応 対応手順 当面の目標

■ 緊急車両や災害対策車両向けの燃料及び避難所において使用する燃料の確保について、関係機関の応援を受ける場合の基本的な手続きを示す。



3. 3 その他

(1) 海外からの人的・物的等支援の受入れ

1) 目標

- 大規模災害時に政府の緊急災害対策本部より、海外からの人的支援・物的支援等に対するニーズの照会があり、必要と判断した場合には、県は国に対し支援要請を行い円滑に受け入れる。

2) 課題

- 国の緊急災害対策本部や外務省と連携しつつ、県において、海外からの捜索・救助チームや医療チームの活動地域等を調整する必要がある。

3) 基本方針

- 国は、海外からの支援申し出をとりまとめ、県に対し支援ニーズの有無を確認する。
- 国は、県から人的支援の要請があった場合、外務省を通じて支援国の駐日大使館に対し、支援チームの水・食料等を含む装備品、移動手段、宿泊先、通訳等の確保を要請・確認するほか、海外からの捜索・救助チームや医療チームに、外務省のリエゾンを帯同させる。
- 国は、県から物的支援の要請があった場合、県の広域物資輸送拠点又は県が指定する場所までの物資輸送を行う。
- 県は、県内における海外支援へのニーズを確認し、必要に応じて国に支援要請を行う。
- 県は、国内からの広域受援と同様、前項までの受援に係る活動方針の一環として、必要と判断した場合には海外からの人的支援・物的支援を受け入れる。
- 県は、救助活動や医療活動の支援について、被災地域において自己完結で活動できる能力のある部隊に限定して受け入れる。

※国の活動については、内閣府「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月）を基本に、内閣府ヒアリングを踏まえて記載

第4章 今後の課題

4.1 計画全般の課題

(1) 計画の継続的な見直し

- 本計画の実効性を高めるため、常に本県の地域防災計画をはじめとする上位関連計画との整合を図り、最新の情報に基づく内容となるよう継続的に更新する。
- 本計画に基づき県各課、市町村及び関係機関による図上訓練を継続的に実施し、計画の課題を抽出するとともに改善を図る。

(2) 関係機関との連携

- 大規模災害時における近隣県や関係機関との円滑な応援・受援に係る連携を実現するため、平時より連絡会等の機会において、情報共有や対策の検討を実施する。

(3) 市町村の受援計画策定支援

- 本計画と整合した（仮称）長野縣市町村受援計画のひな形を作成し、県内市町村の受援計画の策定を推進する。

4.2 広域防災拠点計画に係る課題

(1) 広域防災拠点の運用体制の確保

- 広域物資輸送拠点における物資流通のオペレーション等については、専門事業者のノウハウを活かすため、各拠点施設における具体的な活動内容や役割分担について協議するとともに、災害時協定を締結する。

(2) 広域防災拠点施設の整備

- 各種の広域防災拠点施設において、災害時の上下水道、電力、通信等のライフラインの確保や、車両のアクセス改善等に必要な施設整備を行う。
- 広域物資輸送拠点におけるフォークリフトの確保手段を検討するとともに、フォークリフトを利用可能な環境を整備する。また、大量の物資を取扱うこととなるため、大型車両の利用可能な環境も整備する。

4.3 機能別活動計画に係る課題

(1) 受援対象業務の具体化

- 機能別活動計画において、受援対象としている16業務について、業務継続計画との整合を図り、県職員が実施すべき業務内容と、積極的に応援職員を受け入れる業務内容を具体化する。
- 発災時における県職員・応援職員の活動内容を明確化するため、受援対象業務の具体的な実施手順を示した、各課の業務マニュアルを作成する。

第5章 長野県広域受援計画検討委員会における検討経緯

5. 1 検討体制

(1) 検討委員会の設置

- 本検討の実施体制として、長野県広域受援計画検討委員会、同専門部会及び同広域防災拠点ワーキンググループを設置した。
- 各委員会等は、学識経験者等の専門家、市町村、防災関係機関、協定事業者、県庁各部局等により構成され、受援計画を定める上で必要な検討・調整を行った。

(2) 検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 近年の大規模災害の応援の受入れを想定した長野県内の体制整備を示す長野県広域受援計画（以下「受援計画」という。）策定にあたり、専門的・技術的見地から助言等を行うため、長野県広域受援計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、受援計画の内容となる次の事項について専門的、技術的助言等を行う。

- (1) 広域受援に係る県災害対策本部の受援体制の検討
- (2) 広域防災拠点計画の検討
- (3) 機能別活動計画の検討
- (4) その他広域受援計画に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者、指定行政機関職員、市町村防災担当職員及び県職員のうちから長野県知事が委嘱する委員をもって組織する。

2 委員会には委員長を置き、委員互選により選出する。

3 委員長は委員会を総括し、会議の議長となる。

4 委員長に事故あるときなどは、委員長が予め指定する委員がその職務を代理する。

(会議等)

第4条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

2 委員会は、原則公開とする。なお、特段の理由がある場合は、委員会の決議により非公開とすることができる。

(専門部会)

第5条 委員会は、委員会の所掌事務の詳細等について調査・検討するため、専門部会を設置することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、長野県危機管理部が委託する事業者が行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月15日から施行する。

(3) 検討委員会等の構成員

- 長野県広域受援計画検討委員会、同専門部会及び同広域防災拠点ワーキンググループの構成員を表5-1～表5-5に示す。

表5-1 長野県広域受援計画検討委員会 構成員

(敬称略、五十音順)

伊藤 俊幸	下諏訪町総務課長（長野県町村会選出町村）
宇田川 真之	東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター 特任助教
川瀬 宏文	国土交通省中部地方整備局総括防災調整官
国崎 信江	株式会社危機管理教育研究所代表
越野 修三	国立大学法人岩手大学地域防災センター客員教授
阪本 真由美	公立大学法人兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科准教授
佐野 正	内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（防災計画担当）付参事官補佐
田中 達夫	上田市総務部危機管理防災課長（長野県市長会選出市）
秦 康範 （委員長）	国立大学法人山梨大学工学部土木環境工学科准教授
池田 秀幸	長野県危機管理監兼危機管理部長

表5-2 救助活動専門部会 構成員

庁内	危機管理部	危機管理防災課
	危機管理部	消防課
	企画振興部	交通政策課 松本空港利活用・国際化推進室
	健康福祉部	健康福祉政策課
	健康福祉部	医療推進課
	建設部	建設政策課技術管理室
	建設部	道路管理課
	建設部	道路建設課
関係 機関	建設部	都市・まちづくり課
	陸上自衛隊第13普通科連隊	第3科
	長野県警察本部	警備第二課
	DMAT関係者	信州大学医学部附属病院
	国土交通省	関東地方整備局 中部地方整備局 北陸地方整備局

表 5-3 人的支援専門部会 構成員

庁内	危機管理部	危機管理防災課
	企画振興部	総合政策課
	企画振興部	市町村課
	総務部	人事課
	総務部	税務課
	県民文化部	県民協働課
	県民文化部	こども・家庭課
	健康福祉部	健康福祉政策課
	健康福祉部	医療推進課
	健康福祉部	健康増進課
	健康福祉部	保健・疾病対策課
	健康福祉部	障がい者支援課
	健康福祉部	食品・生活衛生課
	健康福祉部	薬事管理課
	健康福祉部	地域福祉課
	環境部	水大気環境課
	環境部	生活排水課
	環境部	資源循環推進課
	観光部	山岳高原観光課
	農政部	農業政策課
	農政部	農地整備課
	林務部	信州の木活用課
	林務部	森林づくり推進課
	建設部	建設政策課技術管理室
	建設部	河川課
	建設部	砂防課
	建設部	都市・まちづくり課
	建設部	建築住宅課
	建設部	施設課
	教育委員会事務局	教育政策課
	教育委員会事務局	心の支援課
	教育委員会事務局	文化財・生涯学習課
	関係 機関	長野県市長会
長野県町村会		下諏訪町
国土交通省		関東地方整備局 中部地方整備局 北陸地方整備局
長野県警察本部		捜査第一課
長野県トラック協会		
県社会福祉協議会		地域福祉部
長野県 NPO センター		
全国災害ボランティア 支援団体ネットワーク		

表 5-4 物的支援専門部会 構成員

庁内	危機管理部	危機管理防災課
	企画振興部	交通政策課 松本空港利活用・国際化推進室
	県民文化部	くらし安全・消費生活課
	健康福祉部	食品・生活衛生課
	健康福祉部	薬事管理課
	環境部	水大気環境課
	環境部	資源循環推進課
	産業労働部	産業政策課
	産業労働部	ものづくり振興課
	農政部	農業政策課
	農政部	農業技術課
	農政部	農地整備課
	林務部	信州の木活用課
	建設部	建設政策課技術管理室
	建設部	道路管理課
	建設部	道路建設課
	教育委員会事務局	保健厚生課
	関係機関	長野県市長会
長野県町村会		下諏訪町
長野県倉庫協会		
(株)セブン&アイ・ホールディングス		
(株)ローソン		
イオンリテール(株)		
(公財)長野県学校給食会		
長野県トラック協会		
赤帽長野県軽自動車運送協同組合		
陸上自衛隊第13普通科連隊		第3科
長野県警察本部		交通規制課
国土交通省		北陸信越運輸局
国土交通省		関東地方整備局 中部地方整備局 北陸地方整備局
長野県石油商業組合		
長野県LPガス協会		

表 5-5 広域防災拠点ワーキンググループ（救助活動拠点）構成員

庁内	危機管理部	危機管理防災課
	危機管理部	消防課
	企画振興部	交通政策課 松本空港利活用・国際化推進室
	健康福祉部	健康福祉政策課
	健康福祉部	医療推進課
	建設部	建設政策課技術管理室
	建設部	道路管理課
	建設部	道路建設課
	建設部	都市・まちづくり課
	建設部	河川課
	地域振興局	佐久、上田、諏訪、上伊那、南信州、 木曾、松本、北アルプス、長野、北信
	建設事務所	佐久（佐久北部）、上田、諏訪、伊那、 飯田（下伊那南部）、木曾、松本、安曇 野、大町、千曲、須坂、長野、北信（飯 山、中野）
関係 機関	陸上自衛隊第 13 普通科連隊	第 3 科
	長野県警察本部	警備第二課
	DMAT 関係者	信州大学医学部附属病院
	国土交通省	関東地方整備局 中部地方整備局 北陸地方整備局
市町村	長野市、松本市、上田市、岡谷市、 飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、 伊那市、中野市、茅野市、塩尻市、 佐久市、東御市、安曇野市、御代田 町、下諏訪町、南箕輪村、小布施町	

表 5-6 広域防災拠点ワーキンググループ（航空搬送拠点）構成員

庁内	危機管理部	危機管理防災課
	危機管理部	消防課
	企画振興部	交通政策課 松本空港利活用・国際化推進室
	健康福祉部	医療推進課
関係 機関	陸上自衛隊第 13 普通科連隊	第 3 科
	長野県警察本部	警備第二課
	DMAT 関係者	信州大学医学部附属病院
市町村	松本市	

表 5-7 広域防災拠点ワーキンググループ（広域物資輸送拠点）構成員

庁内	危機管理部	◎危機管理防災課
	県民文化部	くらし安全・消費生活課
	健康福祉部	食品・生活衛生課
	健康福祉部	薬事管理課
	環境部	水大気環境課
	産業労働部	産業政策課
	農政部	農業政策課
	農政部	農業技術課
	教育委員会事務局	保健厚生課
	建設部	建設政策課技術管理室
	建設部	道路管理課
	建設部	道路建設課
	建設部	都市・まちづくり課
	教育委員会事務局	スポーツ課
	教育委員会事務局	教学指導課
	地域振興局	佐久、上田、諏訪、上伊那、南信州、木曾、松本、北アルプス、長野、北信
	建設事務所	佐久（佐久北部）、上田、諏訪、伊那、飯田（下伊那南部）、木曾、松本、安曇野、大町、千曲、須坂、長野、北信（飯山、中野）
関係機関	長野県倉庫協会	
	(株)セブン&アイ・ホールディングス	
	(株)ローソン	
	イオンリテール(株)	
	(公財)長野県学校給食会	
	長野県警察本部	交通規制課
	長野県トラック協会	
	赤帽長野県軽自動車運送協同組合	
	陸上自衛隊第13普通科連隊	第3科
	国土交通省	北陸信越運輸局
	国土交通省	関東地方整備局 中部地方整備局 北陸地方整備局
市町村	長野市、松本市、上田市、諏訪市、伊那市、茅野市、佐久市、千曲市、東御市、御代田町、立科町、下諏訪町、原村、南箕輪村、中川村、山形村、飯綱町	

5. 2 検討スケジュール

- 検討委員会は、図 5-1 に示す検討スケジュールに従い、平成 30 年 7 月から 8 か月にわたり開催した。
- 各専門部会及びワーキンググループでの検討結果を検討委員会で報告し、検討の方向性について助言を受けた。
- 広域防災拠点ワーキンググループでは、3つの主な拠点機能ごとに広域防災拠点計画について検討した。
- 専門部会では、16の機能別作業部会ごとに機能別活動計画について検討した。
- 第3回検討委員会において、広域防災拠点計画及び機能別活動計画を含む長野県広域受援計画を策定した。

	平成 30 年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
検討委員会		依頼	概要説明 検討方法 第1回 6月19日※		現地調査 第2回 8月6日～7日					受援計画 (素案) 第3回 12月19日		受援計画 (案) 第4回 2月6日	
専門部会		依頼	概要説明 事前説明 5月29日・31日	検討の 進め方 第1回 7月11日	16の機能別活動計画毎に検討				第2回 11月27日		案の確認 第3回 1月下旬	最終確認 文書開催 2月下旬	
広域防災拠点 ワーキンググループ		依頼	事前説明 5月29日・31日	第1回 7月11日	w 機能別 8月27日	広域防災拠点の主な機能ごとに検討			第2回 11月27日		文書開催 1月下旬	文書開催 2月下旬	
検討内容			・検討の進め方 等	・広域防災拠点計画の検討 ・機能別活動計画の検討 等					・受援計画(素案)作成 等		・受援計画(案)作成 等		
受援計画										パフコム			受援計画 決定・公表 3月下旬

最終版に差替え予定

※6/18大阪府で発生した地震により中止(個別説明に変更)

図 5-1 検討スケジュール

5. 3 検討委員会等の開催概要

会議	開催日・会場	議事
第1回検討委員会	平成30年6月19日(火) ※大阪府北部を震源とする地震の発生により中止(個別説明を実施)	(1) 平成29年度の検討経緯について (2) 長野県広域受援計画の検討の進め方について (3) 広域防災拠点計画の検討の進め方について (4) 機能別活動計画の検討の進め方について (5) 広域受援に係る県災害対策本部の受援体制について (6) 長野県広域受援計画の構成について (7) その他
第1回専門部会 第1回広域防災拠点ワーキンググループ	平成30年7月11日(水) 長野県保健福祉事務所 301、302、303室	(1) 平成29年度の検討経緯について (2) 長野県広域受援計画の検討の進め方について (3) 広域防災拠点計画の検討の進め方について (4) 機能別活動計画の検討の進め方について (5) その他
第2回検討委員会	平成30年8月6日(月) 松本合同庁舎 501会議室	(1) 広域防災拠点候補施設の現地視察について (2) 広域受援に係る県災害対策本部の受援体制について (3) その他
第1回救助活動拠点ワーキンググループ	平成30年8月27日(月) 長野県庁議会棟 401会議室	(1) 計画の作成について (2) 救助活動拠点の選定について (3) 広域防災拠点計画について (4) その他
第1回広域物資輸送拠点ワーキンググループ	平成30年8月27日(月) 長野県庁議会棟 401会議室	(1) 計画の作成について (2) 広域物資輸送拠点の選定について (3) 広域防災拠点計画について (4) その他
第1回航空搬送拠点ワーキンググループ	平成30年10月16日(火) 長野県庁西庁舎 303会議室	(1) 広域防災拠点ワーキンググループについて (2) 拠点機能別ワーキンググループにおける計画の作成について (3) 航空搬送拠点の選定について (4) 広域防災拠点運用計画の作成について (5) 航空医療搬送作業部会について (6) その他

会議	開催日・会場	議事
第2回専門部会 第2回広域防災拠点ワーキンググループ	平成30年11月27日(火) 長野市生涯学習センター4階 大学習室3	(1) 長野県災害対策本部の受援体制について (2) 広域防災拠点計画(素案)の作成について (3) 機能別活動計画(素案)の作成について (4) 長野県広域受援計画(素案)について (5) 長野県市町村受援計画の作成について (6) 今後のスケジュール (7) その他
第3回検討委員会	平成30年12月19日(水)	(1) 長野県災害対策本部の受援体制について (2) 広域防災拠点計画(素案)の作成について (3) 機能別活動計画(素案)の作成について (4) 長野県広域受援計画(素案(事務局案))について (5) 長野県市町村受援計画の作成について (6) 今後のスケジュール
第3回専門部会	平成31年1月	
第4回検討委員会	平成31年2月6日(水)	